

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第4回幕別町議会定例会
(平成26年11月28日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 承認第4号 専決処分した事件の承認について
（平成26年度幕別町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第4 議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例
- 日程第5 議案第65号 幕別町修学支援資金条例
- 日程第6 議案第68号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第66号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第67号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第69号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第81号 とちがひ広域消防事務組合の設立について
- 日程第12 議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第83号 東十勝消防事務組合の解散について
- 日程第14 陳情第20号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第15 陳情第21号 「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書
- 日程第16 陳情第22号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書

会議録

平成26年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年11月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 11月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 田井啓一 教 育 部 長 森 範康
民 生 部 長 川瀬俊彦 経 済 部 長 田村修一
建 設 部 長 佐藤和良 企 画 室 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠類総合支所長 姉崎二三男
企 画 室 参 事 細澤正典 総 務 課 長 境谷美智子
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至

議事の経過

(平成26年11月28日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成26年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番寺林議員、3番東口議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
成田年雄議員が、去る10月14日午前2時47分、逝去されました。
次に、斉藤喜志雄議員が、去る11月24日午後4時58分、逝去されました。
二人の同僚議員が逝去されましたことは、まことに哀悼痛惜の至りにたえません。
慎んでご報告申し上げますとともに、再びこの議場で相まみえることのできない成田年雄議員、斉藤喜志雄議員の冥福を祈り、黙祷をささげたいと思っております。

[黙祷]

- 議会事務局長（野坂正美） ご起立願います。
黙祷。
(黙 祷)
○議会事務局長（野坂正美） お直りください。
ご着席ください。

[追悼演説]

- 議長（古川 稔） ここで、成田年雄議員に対する弔意をあらわすため、千葉幹雄議員より発言を求められておりますので、これを許します。
千葉幹雄議員。
○19番（千葉幹雄） ただいま議長からご報告のありましたとおり、幕別町議会成田年雄議員は、去る10月14日、ご逝去されました。

成田議員は平成24年10月ころから体調を崩され、入退院を繰り返されておりましたが、責任感の強いあなたは、病院の先生に議会日程に合わせて治療してほしいと訴えていたと聞いております。

9月の定例会では腹水がたまり、疲れた様子で出席され、途中退席されておりましたが、私どもは一日も早く回復されることを願っておりました。まさか、こんなに早く帰らぬ人となられましたことは、信じられない気持ちでいっぱいです。

今この議場に成田議員が着席するはずの14番議席を見ますと、空席となっており、そこに成田議員の姿を見ることも、また声を聞くことも今はもうありません。

私はここに議長のお許しをいただき、皆様方の賛同を得、議員一同を代表して、慎んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきたいと思っております。

成田年雄議員は、昭和29年5月20日、成田金作様、初江様の次男として、宗谷管内枝幸町でお生まれになりました。平成11年4月、幕別町議会議員選挙に多数の薦めにより立候補し、厳しかった選挙戦を見事勝ち抜き、初当選の栄に浴されたのであります。その後、平成15年、そして19年の2度の選挙では、僅差で当選はできなかったものの、平成23年の選挙で見事に議員に返り咲き、通算7年半にわたりご活躍をされました。

大好きな幕別のため、町政改革、地場産業の活性化、そして子供たちが安心して教育を受けられる環境づくりをテーマに、斬新な切り口で議会で議論する成田議員は、町議会にとって貴重な存在でありました。真実一路の信念に基づき、燃えるような情熱により、時に議会でなじまない言葉を発してしまい、議長が静止する場面もありましたが、常に真実を求め、課題とされることに敢然と立ち向かい、おのれの信念を貫き、町民の福祉の向上に一身をささげてこられました。成田議員の言葉の裏に隠された優しさや、その飾らない人間味豊かな人柄は、親しみとともに、あなたの発言が周りの雰囲気をも和ませる独特の人間性を持った議員でありました。

平成23年には、その信望を一身に集め、町議会議員会の副会長、平成25年には産業建設常任委員会の副委員長という数々の要職につかれ、存分にその手腕を発揮されておりました。

私と成田議員とは主義主張はそれほど違いもなく、特に地方自治体の議員でありながら、皇族を敬愛し、国家を憂う気持ちは誰よりも強く、あなたが1期生のときから堂々とした発言をされていたことが特に強く印象に残っております。人づき合いがよく、知的ではありますが、近くの居酒屋から出てこないかと電話をすると、必ず、あいよと言って一緒に酒を酌み交わしたことが昨日のように思い出されます。

特に、成田議員は町民の関心事でありました新庁舎建設に当たっては、早期改築の立場で発言されておりました。成田議員は次期町議選にもう一度出馬をして新しい庁舎で議員として活動したいと常日ごろ言っておられました。夏ごろから病が進行し、体調が芳しくなかったのか、つぶやくようにもたんと弱気なことを言うのを何度か聞くようになりました。そうしたあなたの志半ばで亡くなっていく心情を察するとき、残念で残念でなりません。

今日、社会構造が劇的に変化する中、本町もより一層の行財政改革を進め、福祉施策や子育て支援策をさらに充実させなければなりません。成田議員を今失ったことは、まことに残念であり、幕別町並びに幕別町議会の損失ははかり知れないものがあります。何事にも誠実で前向きな人柄と人に対する優しさとその信念は、本日傍聴席にお越しをいただきました奥様を初め、ご家族と私たちの心の中にこれからも生きていくであります。

最後に、私どもは多くの足跡を残された成田議員のまちづくりに対する思い、町民の幸せを願う心を忘れず、全ての人が住みよい幕別町のまちづくりを議員としての使命とし、誠心誠意努力することをかたくお誓い申し上げ、ここに慎んで成田年雄議員のご功績をたたえ、追悼の言葉といたします。

平成26年11月28日、幕別町議会副議長千葉幹雄。

○議長（古川 稔） これで、千葉幹雄議員の発言は終わりました。

なお、斉藤喜志雄議員に対する追悼演説は、後日行います。

暫時休憩いたします。

10：11 休憩

10：12 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、産業建設常任委員会副委員長でありました成田年雄議員の逝去に伴い、産業建設常任委員会委員構成の変更が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

さきに行いました産業建設常任委員会におきまして、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、副委員長を互選した結果、副委員長に藤谷謹至議員が選任されましたので、ご報告いたします。

次に、議会運営委員会委員の変更について報告いたします。

田口廣之議会運営委員会委員が10月17日付で辞任したことに伴い、委員会条例第7条第2項の規定により、後任の委員に寺林俊幸議員を同日付で議長が指名いたしましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。

次に、11月12日、第58回町村議会議長全国大会及び第39回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しております。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成26年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さんから賜りました温かいご指導、ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成26年も残すところ、あと一月余りとなりました。

今年は、大きな災害や事故もなく、農業生産も平年以上の収量が見込まれ、また、厳しい財政状況ではありましたが、おかげさまで計画させていただきました各種施策や事業等につきましても、議会を初め、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、順調に進められたものと考えております。

ここに、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、残された行政課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆さんには、今後とも一層のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、新年度予算編成の取り組みについて申し上げます。

国の予算編成においては、平成26年度に引き続き、民需主導の経済成長と財政健全化の双方の目標を達成するため、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとし、特に人口減少対策や地域活性化など「地方創生」に係る予算を中心とした特別枠「新しい日本のための優先課題推進枠」が焦点となっております。

こうした中でまとめられた総務省による地方財政収支の仮試算においては、地方税や地方交付税などの一般財源総額は、前年度の水準を確保できるものと見込まれておりますが、地方交付税に関しては、出口ベースで前年度対比5%の減となっており、地方交付税に依存する割合の高い本町にとっては、非常に厳しい状況になるものと考えております。

そのような中、安倍首相は景気減速の懸念が強まったことを踏まえ、来年10月の消費税率の再引き

上げを見送り、衆議院の解散に踏み切ったところであります。

こうした背景のもと、町の新年度予算の編成作業については、来年4月に統一地方選挙が予定されておりますことから、骨格予算を編成いたしますが、現行の政策・制度に基づき、各担当からの予算要求原案を取りまとめている段階にあります。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、衆議院の解散に伴い、国の予算や地方財政計画、税制改正など極めて不透明な状況にあるため、一層の情報収集に努め、編成作業を進めていかなければならないものと考えております。

地方財政を取り巻く環境は、社会保障関係経費の増嵩や地方交付税の別枠加算の廃止など削減圧力が強まる中にありますが、「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本理念のもと、町民福祉の向上を図り、住民ニーズに応えることのできるよう効果的な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油の実施について申し上げます。

灯油価格が依然として高値傾向を示しておりますことから、低所得者世帯などの方の生活安定を図るために福祉灯油を実施いたしたいと考え、関連する所要の経費を今定例会に補正予算案として提出したところであります。

本町に住所を有する生活保護の受給世帯と町民税の非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯、身体・知的・精神に障害がある方がいる世帯など、約2,350世帯に前年度から1,000円を増額し、7,000円分の幕別町商工会の商品券を給付しようとするものであります。

加えて、本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、家計への影響が大きな年金生活世帯を支援するため、本年度から年齢要件を「65歳以上」に引き下げて対象世帯の拡大に取り組んだところであります。

次に、札内南保育園の新園舎の竣工について申し上げます。

札内南保育園は、昨年10月から社会福祉法人池田光寿会において保育事業を運営いただいております。現在、3歳未満児30人、3歳以上児69人、合計99人の児童が通園しております。

民営化されてから引き継ぎ保育の6カ月間を含めて1年2カ月が経過いたしました。この間、関係職員の努力や保護者の皆様のご理解、ご協力のもとで保育所運営は順調に進められているものと考えております。

先般、当法人から、本年3月来、取り組んでいる新園舎の新築工事が11月下旬に竣工し、12月1日から新園舎にて保育事業に取り組む予定であるとの報告をいただきました。

新園舎は、木造平家建て、延べ床面積1,420.4平方メートルで、現園舎の2.2倍の規模を有し、特に3歳未満児保育に重点を置いた施設となっておりますことから、当法人においては、来年4月から入園定員を120人に拡大したいとしており、これにより待機児童解消と町内の子育て支援の拡充につながるものと期待いたしているところであります。

なお、今後は建設中のプールのほか、現園舎の解体や園庭造成等外構工事などが行われ、来年3月までには新園舎整備事業の全てが完了する予定と伺っております。

次に、忠類デイサービスセンターの事業移管に係る協議の状況について申し上げます。

忠類地域では、平成24年4月に社会福祉法人幕別真幸協会が運営する地域密着型介護老人福祉施設「サテライト型ふらっと忠類」が整備されたことにより、介護サービスの充実が図られてまいりました。

平成9年に当時の忠類村が設置いたしました忠類デイサービスセンターは、現在、幕別町社会福祉協議会に委託して事業を行っておりますが、ふらっと忠類とともにデイサービス事業を一体的に運営いただくことにより、在宅介護から介護施設サービスへの一貫した効果的な支援の提供が期待されますことから、来年4月を目途とし、運営を社会福祉法人幕別真幸協会へ移管いたしたく、現在、協議を進めているところであります。

予約型乗り合いタクシー古舞線について申し上げます。

本年7月から試験運行を実施いたしております西幕別地区における予約型乗り合いタクシー古舞線は、運行開始当初から多くの方々にご利用をいただいております。

7月は土、日曜日を除く22日間のうち予約を受け、運行したのは15日間で、運行率は68.2%、8月は71.4%、9月は100%、10月は81.8%と堅調に推移し、4カ月間の平均は80.4%に達し、この間の利用者数は、7月は59人、8月は77人、9月は88人、10月は90人と、合計で延べ314人と多くの方々にご利用いただいております。

試験運行は、幕別町地域公共交通確保対策協議会の事業として、来年3月までの期間といたしておりますが、こうした実績に鑑み、町といたしましては、12月に開催される協議会においてご論議をいただき、4月からの本格運行に向けて取り進めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月下旬の遅霜の後、干ばつ傾向で推移し、6月に若干雨天が続く時期がありましたが、天候はおおむね安定し、小麦を除きましては、全体として平年を上回る作柄となる見込みであります。

主な作物について申し上げますと、小麦は、開花期の天候不順などの影響を受け、反収では約9俵にとどまりましたが、品質や製品歩どまりは前年に比べやや上回り、全量が1等を確保したところであります。

バレイショは、植えつけ後は干ばつ傾向でありましたが、その後は天候に恵まれ、品質は大玉傾向で、収量は平年を上回る状況にあります。

てん菜は、10月の平均気温、最低気温ともに平年を下回る気温となったことから、糖分の蓄積には好条件となり、糖度は5年ぶりに16%台を確保し、収量は平年を上回る見込みであります。

豆類については、収量、品質とも、平年を上回る良好な状態となっております。

小豆は、収量、品質とも平年を上回っており、金時などの菜豆類は、収穫期の降雨等の影響も最小限にとどまり、収量、品質とも平年並みとなっております。

野菜については、ユリ根と長芋は、平年を上回る収量、品質を見込んでおります。

レタス等の葉物野菜は、若干霜の害を受けたものの全体的には生育は良好で、他産地での品不足により、価格は高値で推移したところであります。

牧草は、1番草、2番草とも干ばつにより収量は平年を下回りましたが、品質については良好な牧草を確保しているところであります。

サイレージ用トウモロコシは、収量、品質ともに平年を大幅に上回る作柄となっております。

農作物全体といたしましては、おおむね順調に推移し、総じて平年を上回る収穫量、品質が確保される見込みであり、生産者の皆さんのご努力を初め、農協など関係機関の皆さんのご指導のたまものであると改めて敬意を表するものであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済み額は14億7,208万円で、発注率にいたしますと87.5%となっており、前年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

発注済みの工事につきましては、工事の早期完成とともに労災事故の防止など、安全管理の徹底を図るとともに、今後の発注工事におきましても、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

ここで、この場をおかりいたしまして、私の進退について申し上げます。

私は、平成11年に多くの皆様から温かいご支援をいただき、町長に就任させていただきました。

初当選後の5月11日の第1回臨時会におきまして、私は皆さんからお寄せいただいた信頼と期待に応えるため、町民主役のまちづくりを理念に、公正で清潔な町政の推進に努力してまいりますと申し

上げました。以来4期16年、あの日の決意を決して忘れることなく、堅忍不拔の思いを胸に、私の持てる全力を注いで公正・公平なまちづくりに取り組んでまいりました。

行政の長として決して力まず、おのれを律して粘り強く、そして自分は多くの皆さんから負託をいただいていることができる、このことを心に念じて、寄せられた信頼を決して裏切ることのないよう、議会を初め、町民の皆さんのご理解をいただきながら、職員と一丸となってさまざまな町政課題の解決に努めてまいりました。

就任当初から、早期に財政の健全化を達成することを念頭に置きつつ、町民の皆さんとの協働を柱に、忠類村との合併を初め、懸案であった新庁舎の建設や子ども医療費の無料化、小規模特養の整備・促進、コミバスの運行、定住対策など、一定の成果を残すことができ、今はすがすがしい気持ちであります。

平成28年には新庁舎の竣工、合併10周年、幕別町開庁120年など大きな節目を迎えます。

また、世界の動き、国の動きも刻一刻としてとどまらず、大きなうねりとなっています。「常ならずが世の習いであります。こうしたときだからこそ、本町のさらなる発展のためには、次の仕事は新たな人に委ねることが望ましいものと考え、私は今期限りで、この職を退くことといたしました。

昭和39年に町職員に採用されて以来、50年余り町政に携わってまいりました。50年は長い年月ではありますが、浮生夢のごとく、目を閉じると若かりし日々が昨日のように思われます。

これまでのご指導をいただきました議員の皆さんを初め、ご理解とご支援をいただきました多くの町民の皆さんに心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[承認]

○議長（古川 稔） 日程第3、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成26年度幕別町一般会計補正予算であります。

11月21日の衆議院解散を受けまして、12月14日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行することとなりましたことから、同日付で専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度幕別町一般会計補正予算（第5号）であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,664万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,834万5,000円と定めるものでございます

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費1,024万円の追加でございます。

1節報酬から、7ページの18節の備品購入費まで、衆議院議員総選挙の投開票事務に係る経費を追加するものであります。

次に、12款職員費、1項1目職員給与費640万円の追加であります。

衆議院議員総選挙に係る職員の時間外勤務手当の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

16 款道支出金、3 項道委託金、1 目総務費委託金 1,664 万円の追加でございます。
総選挙に係る道委託金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 4 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 4、議案第 64 号、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 64 号、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、本年 10 月に「幕別町いじめ防止基本方針」を策定したところであり、この基本方針に基づく教育委員会の附属機関として「幕別町いじめ防止対策推進委員会」を設置するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明させていただきます。

第 1 条につきましては、推進委員会の設置についてであります。

第 2 条は、推進委員会の所掌事項を定めるものであります。

第 3 条は、推進委員会の組織を定めるものであります。

第 4 条につきましては、会長及び副会長の設置を定め、その職務を規定するものであります。

2 ページになりますが、第 5 条につきましては、会議規定を定めるものであります。

第 6 条につきましては、重大事態に係る調査を行う場合において、調査の公平性及び中立性を確保するため、関係者の排除について定めるものであります。

第 7 条につきましては、必要に応じて、推進委員会に調査委員を置くことができる旨を定めるものであります。

第 8 条につきましては、いじめの事案の調査におきましては、個人情報の保護が重要でありますことから、秘密の保持について定めるものであります。

第 9 条につきましては、委任規定であります。

附則についてありますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 64 号、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 5、議案第 65 号、幕別町修学支援資金条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長(古川 稔) 高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 65 号、幕別町修学支援資金条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、現行の「幕別町奨学資金条例」につきまして、制定の経緯及びこれまでの経過につきまして、ご説明を申し上げます。

現行条例につきましては、昭和 44 年に町民の方から「奨学資金として役立ててほしい」との 300 万円の寄附の申し出が町にありましたことから、町は奨学資金積立基金を設置し、その運用益を財源として昭和 45 年度に現行条例を定め、奨学資金を給付してきたところであります。

本年度、国は「全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金、いわゆる高校生等奨学給付金制度を創設し、都道府県に対し所要経費の 3 分の 1 を交付する」としたところであります。

北海道におきましては、この交付金を活用し、平成 26 年 8 月に北海道高校生等奨学給付金制度を創設いたしましたことから、本町におきましては、道の制度に準拠しつつ、所得要件を道の制度に拡大、上乘せした上で、新たな制度として、現行の奨学資金条例を全部改正するものであります。

なお、今回の全部改正に合わせて、条例名を「幕別町奨学資金条例」から「幕別町修学支援資金条例」に改めるものであります。

以下、条文に沿いまして、説明をさせていただきます。

第 1 条につきましては、修学に必要な経費を給付することにより、教育に係る負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する旨を目的として定めるものであります。

第 2 条につきましては、修学支援資金の給付対象者の要件を定めるものであります。

第 3 条につきましては、修学支援資金の給付額を定めるものであります。

5 ページになりますが、別表にありますとおり、北海道高校生等奨学給付金の支給額に合わせ、8 種類の給付額を定めるものであります。

3 ページにお戻りをいただきたいと思います。第 4 条につきましては、修学支援資金の給付期間及び給付の回数を定めるものであります。

4 ページになりますが、第 5 条につきましては、修学支援資金の給付手続について定めるものであります。

第 6 条につきましては、修学支援資金の給付決定について定めるものであります。

第 7 条は、修学支援資金の給付方法等について定めるものであります。

第 8 条は、修学支援資金の給付の停止について定めるものであります。

第 9 条につきましては、修学支援資金の給付決定の取り消しについて定めるものであります。

5 ページになりますが、第 10 条につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。第 1 項につきましては、本条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとするものであります。

第 2 項につきましては、改正前の奨学資金条例により支給を受け、平成 27 年 4 月 1 日において第 3

学年となる高校生のある保護者等に係る経過措置であります。

第3項につきましては、改正前の奨学資金条例により支給を受け、平成27年4月1日において第2学年となる高校生のある保護者等に係る経過措置であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第65号、幕別町修学支援資金条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第6、議案第68号から日程第9、議案第69号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第68号から日程第9、議案第69号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第68号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第68号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案説明資料は5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

人事院は、公務と民間の給与比較の結果、本年度につきましては、8月7日に国会及び内閣に対し勧告が行われたところであります。

この勧告の主な内容といたしましては、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、平成19年以来7年ぶりにそれらを引き上げるものであります。

月例給につきましては、世代間の給与配分の見直しの観点に立って、平均0.27%の引き上げを行うものであります。

特別給につきましては、支給月数を年間で0.15カ月分の引き上げとするものであり、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分するものであります。

本町における職員の給与に関しましては、従前から、国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでありますことから、本年度におきましても、国に準じて本条例の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

説明資料の5ページをごらんいただきたいと思います。

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。第1条関係は、勤勉手当及び行政職給料表につきまして、所要の改正を行うものであります。

第17条は、本年12月に支給する場合における勤勉手当の支給率を改正するものであります。第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給率「100分の32.5」を「100分の37.5」に改めるものであります。

附則第53項は、特定職員の勤勉手当に係る減額する支給率を改正するものであります。

説明資料の6ページをごらんいただきたいと思っております。

別表第1は、行政職給料表であります。

民間との間に相当の差が生じている若年層の引き上げに重点を置き、50歳代後半層の職員の在職実態等を踏まえ、3級以上の級の高位号俸については改定を行わないこととして、平均0.27%の引き上げを行うものであります。

なお、別表第1は全部改正となりますが、改正する給料月額のみアンダーラインを引いております。

次に、議案書の11ページ、説明資料は10ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条は、第1条で改正をしました後の条文を改正するもので、平成27年度以降の6月及び12月に支給する場合における勤勉手当の支給率が均等になるよう配分するため、所要の改正を行うものであります。

第17条第2項第1号中、勤勉手当の支給率であります「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給率であります「100分の37.5」を「100分の35」に改めるものであります。

附則第53項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額する支給率を改正するものであります。

議案書に戻りまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。

附則についてでございますが、第1項は、本条例の施行期日を平成26年12月1日からとするものであります。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、行政職給料表の適用期日について規定するものであります。平成26年度における人事院の勧告は、4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があるとしていることから、この公務と民間との格差相当分を調整するため、平成26年4月1日に遡及して適用させるものであります。

今回の給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、共済費を除いて総額で1,571万円の増となります。

なお、これらの給与改定を行うことで職員組合と協議をさせていただいた結果、11月19日に協議が調ったことから、本条例の改正を提案させていただくものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 7年ぶりの引き上げの給与改定ということで、総額では1,571万円ということですが、これまで下げ続けられてきた給与が若干その下げがとまりまして、引き上げになるものというふうには押さえております。

その上でお尋ねしたいのですが、7年ぶりの引き上げではあります。この年齢によりまして、つまり若年層については引き上がるのだけれども、50歳の後半についてはそうはならない。逆に下がることが懸念されるというふうにもとれるのですが、その実態は、平均でよろしいのですが、具体的に年齢別にこの1,571万円がどんなふうには反映されていくのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 実際の給料表の張りつき、職員の年齢構成別には影響額というのはちょっと算定はしてございませんけれども、今回の改定につきましては、給料表の構造が1級から6級までございまして、一般的に級が年齢が高くなる、職制上高くなるものについては6級、上のほうになるの

ですけれども、比較的若い年齢層が1級、2級というようなことになりますけれども、まず今回の給与改定につきましては、1級につきましては0.5から1.5%の引き上げ、それから2級につきましては0.1から1%の引き上げ、3級につきましては0.1から0.8%の引き上げ、4級につきましては0.1から0.6%の引き上げ、5級、6級につきましては0.1から0.5%の引き上げということで、若年層に引き上げ率を高く設定しているものであります。

先ほど副町長の説明にもありましたように、3級から6級の高位の号給、つまり年齢層が比較的高い年齢層の給料につきましては、引き上げを行わないというような中味になってございまして、先ほども申し上げましたように、年齢別にはちょっと内訳、引き上げ額は算定してございせんけれども、全体の引き上げ率といたしましては0.27%、額にいたしまして平均で月額で1,000円程度の引き上げということでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そうしますと、引き上げ改定は行わないということでありますから、現状維持という押さえでよろしいのですね。

この間の給与、人事院勧告が出された後の日本自治体労働組合総連合の報告の中では、50歳代後半、つまり55歳以降だと思うのですが、在職する号俸で4%程度の引き下げの懸念があるという報告がありました。

また、全国知事会や町村長会の勧告に対する意見の中でも、民間の基準とした民間というところが、全国12県のところでの調査だったということなのですが、その12県というのは、比較的賃金の低いところであったということなのですね。北海道や沖縄ももちろん低いのですけれども、そういったところを基準にして今回出された勧告については、特に地方においては、結果として官民格差というのは解消されていかないというような心配も出されたということでもあります。

もともと官民格差に対しては、私ども、公務員のほうの賃金がきちっと保障されることによって、民間の賃金も保障されるのだという考え方を持ってきたわけですが、今回、その基準となった民間の賃金の基準がいわば全国的に低いところに合わせられたという点も指摘されることだというふうに思います。

この辺で、今年度の4月にさかのぼることと来年からという両方の提案ではあるのですが、そういった0.4%の引き下げということが生じてこないのか、それから知事会で指摘されているような問題は生まれてこないのか、この点を確認しておきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 中橋議員おっしゃられていますのは、来年の、27年4月1日以降に実施が予定されております総合的見直しの関係かと思えます。総合的見直しの関係につきましては、今回の条例改正については改正案としては提案はしてございません。その関係につきましては、おっしゃられますように、全体的な公務員の給与を引き下げるといような中味でございます。その引き下げた分をもって、地方と都市の格差があるということで、地方が高目で都市のほうで低目であるといようなことで、その調整をするために総合的な見直しを行って、引き下げを行った上で、その分を地域手当として配分しようといような国の大枠の考え方でございます。

その関係につきましては、現在、本町におきましても組合等、職員組合のほうと協議中ではございまして、協議が調い次第、議会のほうに提案させていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 総合的な見直しの提案は恐らく、では3月ごろというふうに考えてよろしいのでしょうか。

今回は全体として引き上がることで、それから引き下げになるところがないということで理解をしたいというふうに思いますが、次回の提案に当たっては、やはりその引き下げにつながらないような、そういった検討をぜひ求めて質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 68 号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 66 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第 67 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 9、議案第 69 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例までの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第 66 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 67 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 69 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 66 号であります。

議案書は 6 ページ、議案説明資料は 1 ページ及び 2 ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成 26 年 8 月 7 日に行われました人事院勧告に準じて一般職の給与改定を行うことに伴い、特別職の期末手当の支給率の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給月数を合計で 0.15 カ月分引き上げるものであります。

ただし、本年度につきましては、6 月の期末手当は支給済みでありますので、12 月に支給する期末手当の支給月数を 0.15 カ月分引き上げるものであります。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第 1 条は、本年 12 月に支給する場合における支給率を改正するものであります。第 4 条中「100 分の 202.5」を「100 分の 217.5」に改めるものであります。

第 2 条は、第 1 条で改正をいたしました後の条文を改正するもので、平成 27 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する場合における支給率を改正するものであります。第 4 条中、6 月に支給する場合における「100 分の 192.5」を「100 分の 200」に、12 月に支給する場合における「100 分の 217.5」を「100 分の 210」に改めるものであります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成 26 年 12 月 1 日からとするものであります。ただし、第 2 条の規定につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案書は 7 ページ、説明資料は 3 ページ及び 4 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 67 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前段にご説明申し上げました理由から、特別職の職員で常勤の者と同様に支給率を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案書の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第 1 条は、本年 12 月に支給する場合における支給率を改正するもので、第 2 条第 3 項中「100 分の 202.5」を「100 分の 217.5」に改め、第 2 条は、平成 27 年度以降の支給率を改正するもので、第 2 条

第3項中、6月に支給する場合における「100分の192.5」を「100分の200」に、12月に支給する場合における「100分の217.5」を「100分の210」に改めるものであります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成26年12月1日からとするものであります。第2条の規定については、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案書は13ページ、説明資料は12ページ及び13ページをごらんいただきたいと思います。

議案第69号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前段ご説明申し上げました理由から、特別職の職員で常勤の者と同様に支給率を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案書の13ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第1条は、本年12月に支給する場合における支給率を改正するもので、第2条第2項第2号中「100分の245」を「100分の260」に改め、第2条は、平成27年度以降の支給率を改正するもので、第2条第2項第1号中「100分の150」を「100分の157.5」に改め、同項第2号中「100分の260」を「100分の252.5」に改めるものであります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成26年12月1日からとするものであります。第2条の規定については、平成27年4月1日から施行するものであります。

これらの改正によりまして、6月及び12月の期末手当の支給月数の合計が3.95カ月分から4.1カ月分となり、増額となる本年度の影響額につきましては、三役合計で年間31万8,000円、議会議員で年間64万2,000円となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第66号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第67号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第69号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 71 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書、説明資料とも 15 ページをお開きいただきたいと思います。

水道事業につきましては、地方公営企業法に基づく事業でありますことから、経営に要する経費は、水道料金を初めとする収入をもって充てる独立採算性が原則とされております。

現行の水道料金は、平成 20 年 6 月に改定させていただいて以来、今日まで 6 年が経過し、財政の収支均衡を維持すべく事業経営の効率的運営に努めた結果、累積欠損金については、平成 21 年度の 10 億 1,153 万 2,000 円をピークに、平成 25 年度においては 6 億 7,372 万 3,000 円まで減少をいたしております。

また、平成 26 年度から地方公営企業会計制度が見直され、固定資産の取得に要した補助金等は、長期前受金として収益化することとなり、過去に交付された補助金等については、平成 26 年度期首に収益化することとなりました。これにより、今年度末には、累積欠損金が解消する見込みとなり、さらに損益ベースでは長期前受金により、平成 27 年度以降も引き続き黒字が見込まれるところであります。

このことから、水道事業経営の健全化と料金の適正化を図るべく、料金の改定につきまして、幕別町使用料等審議会に諮問をし、11 月 7 日に答申をいただきましたことから、このたび料金の改定を行うべく提案をさせていただくものであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

改定の内容につきましては、別表第 1 中、水量料金 1 立方メートル当たり「240 円」を「210 円」に、臨時給水の表中、防除用の 1 立方メートル当たり「143 円」を「125 円」に、一般用の「433 円」を「378 円」に、公共用の「215 円」を「188 円」に改定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、消費税及び地方消費税を含んだ内税方式とし、基本料金を現行のまま据え置き、水量料金を 12.5%減額するものでありまして、全体では 11.37%の減額となるものであります。

なお、幕別町使用料等審議会からの答申では、適切な事業運営に取り組み、低廉な料金を維持するよう、より一層の企業努力を重ね、健全経営に努めていただきたいとの附帯意見もありましたことから、今後も引き続き健全経営に取り組み、安全かつ安定した水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。

議案書にお戻りをいただき、15 ページになりますが、附則についてであります。

本条例における施行期日を平成 27 年 4 月 1 日からとするものでありまして、4 月以降に算定された料金、すなわち 5 月末日納期の料金から適用しようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 71 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 11、議案第 81 号、とちろ広域消防事務組合の設立について、日程第 12、議案第 82 号、東十勝消防事務組合規約の変更について及び日程第 13、議案第 83 号、東十勝消防事務組合の解散についての 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 81 号、とちかち広域消防事務組合の設立について、議案第 82 号、東十勝消防事務組合規約の変更について、議案第 83 号、東十勝消防事務組合の解散についての 3 件を一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第 81 号、とちかち広域消防事務組合の設立についてであります。

議案書の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、十勝圏域における消防体制のさらなる充実強化を図るため、十勝 19 市町村で、とちかち広域消防事務組合を設立し、消防団を除く消防に関する事務を共同で処理しようとするものであります。

十勝 19 市町村では、消防の広域化の調査・研究を行い、その具体的な検討を進めるため、平成 21 年 4 月に十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十勝圏域における消防の広域化に向けた協議検討を重ねてまいりました。

その結果、災害現場から最も近い消防署所からの出動による現場到着時間の短縮や組織体制の効率化など、住民サービスの向上と財政的な効果が期待できることから、本年 3 月 28 日に消防組織法第 34 条の規定に基づく「十勝圏広域消防運営計画」を策定し、今月 4 日の市町村長会議において、消防に関する事務の共同処理を行う「とちかち広域消防事務組合」の設立に向けた規約案について合意をしたところであります。

組合の設立は平成 27 年 5 月を、事務の共同処理の開始は平成 28 年 4 月を予定しているところではありますが、一部事務組合の設置は、地方自治法第 290 条の規定により、関係市町村議会における議決により規約を定め、知事の許可を得なければならないとされておりますことから、本議会に提案をするものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

第 1 条につきましては、組合の名称を「とちかち広域消防事務組合」と定めるものであります。

第 2 条につきましては、組合を十勝管内の 19 市町村で組織すると定めるものであります。

第 3 条は組合の共同処理する事務を、第 4 条は組合の事務所を帯広市に置くと定めるものであります。

第 5 条につきましては、組合の議会の議員の定数を 38 人とし、関係市町村の定数をそれぞれ定めております。

17 ページになりますが、第 6 条から第 9 条につきましては、議員の選挙と任期、議長・副議長、議会の事務局について定めております。

第 10 条につきましては、執行機関の組織及び選任の方法に関する規定であります。組合長に帯広市長を、副組合長に 18 町村の長と組合長が指定する帯広市副市長 1 人の合計 19 人を、会計管理者に帯広市の会計管理者をもって充てると規定したものであります。

第 11 条につきましては執行機関の任期を、第 12 条は補助職員を、18 ページになりますが、第 13 条、第 14 条は監査委員を、第 15 条と第 16 条につきましては組合の経費の支弁方法と負担金の納付について規定をいたしております。

19 ページになりますが、第 17 条につきましては、組合長に対する委任規定であります。

附則についてであります。第 1 項においては、施行日を北海道知事の許可のあった日から定められており、平成 27 年 5 月を予定いたしております。

第 2 項は、平成 28 年 3 月 31 日までの間は、事務の準備行為を行うとする経過措置を設けるものであります。

第 3 項においては、議案第 83 号でご提案をいたしておりますが、平成 28 年 3 月 31 日限りで解散する北十勝消防事務組合、西十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合の消防に関する事務と池北三町行政事務組合の共同処理事務から除かれる消防事務のうちの消防団に関する事務を除いた事務を、本組合が承継すると定めるものであります。

次に、議案第 82 号、東十勝消防事務組合同規約の変更についてであります。

議案書は 20 ページ、説明資料は 16 ページになります。

十勝 19 市町村で「とかち広域消防事務組合」を新たに設立することに伴い、東十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、同組合同規約に關係条文を追加するものであります。

なお、事務組合同規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条の規定により、關係地方公共団体の議決を経ることとされておりますことから、本議会に提案するものであります。

説明資料の 16 ページになります。

条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第 13 条の次に、事務の承継を規定する 1 条を追加するものであり、第 1 号で消防団に関する事務を除く消防に関する事務はとかち広域消防組合が、第 2 号で消防団に関する事務は幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町のそれぞれの關係町が承継すると定めるものであります。

議案書の 20 ページになりますが、附則についてであります。

施行日を北海道知事の許可のあった日からとするものであります。

次に、議案第 83 号、東十勝消防事務組合の解散についてご説明申し上げます。

議案書の 21 ページをごらんいただきたいと思ひます。

十勝 19 市町村で消防に関する事務の共同処理を行う「とかち広域消防事務組合」を新たに設立することに伴い、同組合において事務の共同処理を開始する前日の平成 28 年 3 月 31 日をもって、東十勝消防事務組合を解散しようとするものであります。

一部事務組合の解散につきましては、地方自治法第 290 条の規定により、關係地方公共団体の議会の議決を経ることとされておりますことから、本議会に提案をするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております 3 議件については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号、議案第 82 号及び議案第 83 号の 3 議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 81 号、とかち広域消防事務組合の設立について、議案第 82 号、東十勝消防事務組合同規約の変更について及び議案第 83 号、東十勝消防事務組合の解散についての 3 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第 14、陳情第 20 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書から、日程第 16、陳情第 22 号、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書までの 3 議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 20 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 21 号、「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書及び陳情第 22 号、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書の 3 議件は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 11 月 29 日から 12 月 9 日までの 11 日間は休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、11月29日から12月9日までの11日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12月10日午前10時からであります。

11：22 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第4回幕別町議会定例会
(平成26年12月10日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

5 小島智恵 6 岡本真利子 7 藤原 孟

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

平成26年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年12月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
11 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 田井啓一 教 育 部 長 森 範康
民 生 部 長 川瀬俊彦 経 済 部 長 田村修一
建 設 部 長 佐藤和良 企 画 室 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 羽磨知成 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
企 画 室 参 事 細澤正典 総 務 課 長 境谷美智子
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
土 木 課 長 湯佐茂雄 福 祉 課 長 坂野松四郎
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦 農 林 課 長 川瀬吉治
町 民 課 長 山岸伸雄 保 健 課 長 合田利信
商 工 観 光 課 長 岡田直之 こ ど も 課 長 杉崎峰之
税 務 課 長 中川輝彦 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 坂口惣一郎
水 道 課 長 須田明彦 経 済 建 設 課 長 天羽 徹
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 小島智恵 6 岡本眞利子 7 藤原 孟

議事の経過

(平成26年12月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から報告させます。

○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

11番、芳滝議員から本日欠席する旨の届け出がございましたので、ご報告申し上げます。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目の質問ですが、「まっく・ざ・まっくの分室創設を。」

我が町における不登校の件数は、小中学校合わせ、平成25年度では5校21件であり、過去6年の推移と比較すると、中学校の件数増加が顕著であり、最多となりました。

現在、子どもサポーター配置事業による対応、支援が行われておりますが、拠点であるまっく・ざ・まっくは札内地区にあり、本町地区に居住している場合では、遠距離のため利用しづらい環境にあるため、分室が必要であると町民の方からは聞いております。

以下についてお伺いします。

1、居住地区による利用状況、見解は。

2、まっく・ざ・まっくの分室を創設する考えは。

二つ目の質問ですけれども、税の滞納と時差出勤勤務制度の導入について。

日本国憲法第30条で規定されている「納税の義務」は、ご承知のとおり「勤労の義務」「教育の義務」と並び国民三大義務の一つである。しかしながら、納税する能力があるにもかかわらず、滞納を続け、再三の呼びかけにも応じない等のため、十勝圏複合事務組合（滞納整理機構）による滞納処分に至る悪質なケースも起きております。滞納者が増加すると、納期限内に納税されている方からの不公平感が蔓延し、また町の財政圧迫や住民サービスの低下にもなりかねないため、確実に納税してい

ただくように努め、収納率の向上を図る必要があります。

以下についてお伺いします。

- ①、滞納処分状況、収納率。
 - ②、納税相談の件数、対応。
 - ③、滞納者への対応、収納率向上の取り組み。
 - ④、徴収業務に当たる町職員の体制、時間外勤務状況。
 - ⑤、時差出勤勤務制度を導入する考えは。（町職員全体について）もお聞きしたいと思います。
- 以上でございます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますが、質問の順番に沿いまして答弁をさせていただきます。

初めに、「まっく・ぎ・まっくの分室創設を」であります。

不登校や心に悩みを持っている児童生徒への支援といたしまして、本町におきましては、平成 20 年度に子ども交流施設まっく・ぎ・まっくを開設し、22 年度から児童生徒へのカウンセリングや学習支援等を行うため、子どもサポーターを設置しているところであります。

子どもサポーターにつきましては、開設当初は 1 人体制でありましたが、来所する児童生徒数が増加し、カウンセリングや学習支援のほか、保護者との教育相談や学校との連携などの業務が増大いたしましたことから、平成 23 年度からは 2 人体制に、25 年度からは 3 人体制としたところであります。

ご質問の 1 点目、「居住地による利用状況、見解は」についてであります。

初めに、居住地区別による利用状況についてであります。

病気、経済的理由を除く事由で、年間 30 日以上欠席となっている、いわゆる不登校の児童生徒は、平成 25 年度におきましては 21 人でありました。

地区別の人数につきましては、地区を細かく分けると、対象児童生徒が特定されてしまうおそれがありますことから、「札内地区」「札内地区以外」でお答えをさせていただきますが、札内地区は 19 人、札内地区以外は 2 人となっております。

このうち、まっく・ぎ・まっくを利用した児童生徒は、札内地区が 19 人のうち 11 人、札内地区以外が 2 人のうち 1 人、合計で 21 人のうち 12 人でありましたが、児童生徒は、それぞれ徒歩や自転車、または保護者の送迎などにより来所しているところであります。

次に、見解についてであります。まっく・ぎ・まっくにおきましては、日常的に学校や保護者と連携をとりながら学習支援・相談・カウンセリングを行っているところであり、こういった地道な活動が児童生徒の登校につながり、中学 3 年生におきましては、高校進学を果たすなどの結果になっているものと認識いたしております。

ご質問の 2 点目、「まっく・ぎ・まっくの分室を創設する考えは」についてであります。

不登校の児童生徒に対しましては、きめ細かく柔軟な取り組みが必要でありますことから、学校におきましては、常にかかわりを持ち続けるよう努めており、特に学級担任は児童生徒の状況に応じながら家庭訪問を行い、その生活や学習の状況について把握し、児童生徒本人や保護者に対して、教育的な指導や相談等の支援を行っているところであります。

また、本町におきましては、スクールカウンセラーや心の教室相談員が 5 つの中学校を巡回し、生徒からの悩み相談や不登校生徒に対する心のケアを行っているほか、教員へのアドバイスや情報交換などの活動を行っております。

まっく・ぎ・まっくの分室を創設とのことでありますが、当面は、ただいま申し上げました学校での対応を基本として、必要に応じ、子どもサポーターやスクールカウンセラー、心の教室相談員が家庭訪問を行うなどにより対応をしてみたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 次に、「税の滞納と時差出勤制度の導入について」私から答弁させていただきます。

町民の皆さんに納めていただいている町税は、自主財源の根幹をなす収入であり、その確保は、町民の生活とまちづくりを支えるために必要不可欠であると同時に、そのためにも「納税の公平性」を確保していくことは大変重要であると考えております。

本来、町税は定められた納付期限までに自主的に納めていただくものでありますが、納税可能な財産等があるにもかかわらず、誠意なく納税義務を果たされない滞納者に対しましては、その財産を差し押えるなど、適正な滞納処分を実施いたしております。

一方で、経済的な理由などで、どうしても納期限までに納められない場合には、税務課にご相談いただくようお願いをしているところであります。

ご質問の1点目、「滞納処分の状況と収納率について」であります。

滞納処分は、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに地方公共団体の徴収金を完納しないときは、財産を差し押さえなければならない。」という地方税法の規定を根拠として行っている行政処分であります。

過去3カ年の滞納処分の件数であります。国民健康保険税を含めた町税全体で平成23年度が426件、24年度が512件、25年度が424件となっており、滞納処分により収納した税額の滞納額に対する収納率は、平成23年度は12.03%、24年度は8.92%、25年度は16.92%となっております。

なお、滞納処分の主なものは、預金の差し押さえ、修正申告などに伴う所得税還付金の差し押さえ、交付要求などであり、滞納者の有する財産に応じて処分を行っているところであります。

ご質問の2点目、「納税相談の件数と対応について」であります。

日常の納税相談の件数は、直接役場税務課や札内支所等にお越しくくださる方、電話で相談していただける方などを合わせますと、平成25年度は4,332件で、1日当たり20件程度であります。

また、そのほかに納税通知書発布後、納期を過ぎても納付のない方や過年度分の滞納者を対象として「納税相談の案内書」を送付し、6月、9月、12月、3月と年4回の「夜間・休日納税相談」を、それぞれ1週間程度実施いたしております。

夜間・休日納税相談の相談件数につきましては、平成23年度が対象者1,177人に対して327人、24年度が対象者815人に対し257人、昨年度は対象者903人に対し295人の方が納税相談を受けております。

相談者に対する対応といたしましては、初めに課税面での再確認を行った上で、納税できない理由を聞き取り、生活面での改善の指導や他の債務の返済期日に合わせた納付計画の提案など、丁寧な相談に努めております。

また、相談の中で、明らかに生活困窮である場合などにつきましては、福祉制度の活用を勧めるなど、納税者に寄り添った対応に心がけているところであります。

ご質問の3点目、「滞納者への対応と収納率向上への取り組みについて」であります。

滞納者の方への対応につきましては、文書、電話等による督促、納税相談の呼び出し通知、催告書などを送付させていただいております。

この段階で連絡がとれれば、どのような方法が納税しやすいのかを相談させていただき、納税計画を一緒に立てさせていただいた上で、分納誓約書を提出いただいております。

また、納付や連絡がなければ、夜間や休日の臨戸訪問を行い、できる限り早い段階で接触を図るよう努めているところであります。

しかしながら、再三の通知や臨戸訪問にもかかわらず、納付や連絡がない場合につきましては、「差し押さえの事前通知」を送付させていただくとともに、その滞納者の財産調査を実施いたしております。

「差し押さえ事前通知」の送付後に、納付も連絡もない場合には、預金等の差し押さえなど滞納処分を実行しているものであります。

このような滞納者の中から大口の滞納があり、資力、財産がありながらも連絡がとれず、また納付されないなど全く納税に対する誠意が見られない一部の滞納者に対しましては、「滞納整理機構引継催告書」を送付し、その後に納付も連絡もいただけない滞納者につきましては、「十勝市町村税滞納整理機構」に徴収を引き継いでいるところであります。

次に、滞納者に対する収納率向上のための取り組みにつきましては、督促、催告、電話による督促、夜間臨戸訪問など、日常的あるいは強化月間などを通じて滞納者への早期接触を図り、滞納原因の把握と生活状況あるいは財産の調査を行い、滞納者の状況に即した滞納整理に努めております。

また、今年度は十勝総合振興局地域政策部納税課から月に5日程度、主幹職1名を派遣いただき、徴収業務の資質向上に取り組んでおります。

ご質問の4点目、「徴収業務に当たる町職員の体制と時間外勤務状況について」であります。

徴収業務に携わる町職員の体制についてであります。通常の場合は税務課納税係の職員4名と嘱託徴収員1名、臨時職員1名の合計6名で業務に従事いたしております。

また、夜間・休日納税相談の際には、税務課全職員に加え、町民課の国民健康保険税関係職員、忠類総合支所の地域振興課税務担当職員と連携を図りながら、札内支所では3名、役場税務課と忠類総合支所ではそれぞれ2名により納税相談を行っております。

なお、夜間・休日臨戸訪問の際にも訪問先が多くなることから、税務課全職員で対応をいたしているところであります。

次に、納税係4名の時間外勤務状況であります。平成25年度は1,134時間、1人当たり283.5時間と、ほぼ例年どおりの状況となっております。

時間外勤務は業務の繁忙期等に行うもので、納税係の職員につきましては、2月から6月、9月、12月などを中心に納税通知書の発布準備や夜間・休日納税相談、夜間・休日臨戸訪問、収納の年末処理などの業務に対応するために時間外勤務を行っており、一定程度はやむを得ないものと考えております。

ご質問の5点目、「時差出勤勤務制度を導入する考えについて」であります。

時差出勤勤務制度につきましては、現在、常設保育所、図書館札内分館、札内支所において実施いたしております。

常設保育所については、施設の性格上、開所時間が長くなりますことから、職員の出勤時間を時間差で割り振りことにより対応しているものであります。

また、図書館札内分館と札内支所については、町民サービスの向上という観点から、窓口業務の時間延長を実施いたしており、図書館札内分館では、平成13年度からの毎週木曜日の時間延長に当たり、職員2名の時差出勤勤務で対応しているところであります。

また、札内支所では、平成24年度から毎週水曜日の窓口業務の時間延長を実施いたしておりますが、利用される町民の方がふえましたことから、当初は管理職1名と一般職員2名の合計3名体制で実施していた窓口での対応を、本年8月より4名体制に拡充し、そのうち1名を時差出勤勤務としております。

時差出勤勤務につきましては、その体制を組むに当たり、変則となる勤務時間の業務の整理や時差勤務が合理的に実施できる勤務内容の精査等が必要となります。

管内で時差出勤勤務を実施しております自治体におきましても、夜間の会議や早朝勤務などの一定の業務を指定し、会議の開催時間などに合わせ、朝の出勤時刻を変更するなどの工夫をしてお伺いいたしております。

いずれにいたしましても、時差出勤勤務体制は時間外勤務の縮減や職員の健康管理の観点からも、有効な手だてであると認識しておりますことから、今後もそれぞれの勤務実態の中で時差出勤勤務を有効に実施できる部署あるいは職種等を十分研究し、その拡大に取り組んでまいりたいと考えており

ます。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

①②、ちょっと通してお伺いしますけれども、不登校の子どもですけれども、札内地区19名、そして札内地区以外で2名ということですのでけれども、この札内地区以外というのは、本町地区だとか忠類とかが入ってくると思うのですけれども、ここの詳細については、ご答弁にもありましたように明らかにしますと、児童生徒数少ないので個人の特定につながってしまうおそれがあるということなので、それ以上あえて追及はしませんけれども、札内地区以外となると、少人数学級というのが実現されている地区だと思うのですけれども、一見、目が行き届いていて、不登校の子どもは余りいないのではないかという勝手なイメージというのを持っただけだと思ってしまうのですけれども、実はそうではなくて、少人数学級であったとしても、こういう不登校の子どもは実際いるのだという、そういった現状を踏まえて、そういった認識は、しっかり持っていなければいけないということは考えさせられました。

町民からの声としましては、まっく・ざ・まっくを利用する場合に、札内地区以外の居住でありますと、ご答弁にもありましたように保護者が送迎すると。もしくは、保護者が送迎できない場合もあると思うのですけれども、そういった場合は、本人が汽車だとかそういった公共機関を利用してということになると思うのですが、そういったところで負担感がやはり出てきますので、できれば本人の足で軽く通えるような距離にあったほうがいいのではないかという、分室があってもいいのではないかというお話でありました。そういった保護者本人だとかの観点で、分室創設のあり方について、もう一度お考えお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） まず初めに、少人数学級のお話がありましたので、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思うのですが、少人数学級につきましては、現在、35人以下の少人数学級は、小学校1年生、小学校2年生、さらに中学校1年生、全学校において実施しております、恐らく言われたいのは、僻地の複式小規模校のことだというふうに思うのですが、そのところ、まずお間違えのないようにちょっと申し上げておきたいというふうに思うのです。

分室にかかわる要望ということでもありますけれども、これはやはり身近にそういった相談できる場所があるにこしたことはない、これは私どももそういうふうに思っております。

ただ、やはり分室を設けるとなると、まっく・ざ・まっくのほかに幕別地区、札内地区というようなことになってこようかというふうに思います。そうなると、まず設置場所はこういったところがいいのかとか一つ問題になります。何でもまっく・ざ・まっくが、あそこに、今の札内のスマイルパークのところにあるかということ、やはり恵まれた自然環境の中で、子どもたちが落ちつける居場所として非常に最適であるという、そういう自然環境の面もありますし、またわざわざながらも菜園があって、そこで食育などの体験もできるという、そういう立地条件というのが一つあるかというふうに思います。そういったかなうところが、まずあるかどうかということが一つあります。

それともう一つは、3カ所に置くということになると、常に相談に応ずる職員が常駐していなければ機能を果たせないという問題もあります。もちろん施設の維持管理費もあります。そういったことを考えますと、あるにこしたことはないのですが、そこは現状を子どもサポーターでありますとかスクールカウンセラーあるいは心の教室相談員が、きめ細かく巡回相談にも応じておりますので、そういった中で、当面は対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今、実際、分室という話になると、人員のところでは常駐しなければならないとか維持管理の面、そして場所の確保の件だとか、いろいろとお金も実際かかってくることなので、いろいろ考慮しなければならないということは承知はしてはいるのですけれども、今お話にあったような

現状の中学校の巡回だとか、そういったことで、現状の対応で当面は分室の必要性ということは、ほとんどもう語られてはいないと思うのですけれども、今の現状の対応で十分対応できているというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 教育長（飯田晴義） 必要性については、全く否定するものではありません。不必要だと言っているわけではありません。ただ、費用対効果ということがやはりありますし、人が常駐していても相談が全くない日が何日も続くということも、実は考えられるわけです。そういう中で、今のところはほかの手だてがあるわけですから、そこで対応していきたい。ただ、これはいつまでもそういうことということではなくて、それは当然、不登校の子がどういう推移をするかによって臨機応変に対応したいということでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 平成25年度の数字でいくと、札内地区以外では2人不登校いて、1人が利用されているということで、人数的な部分も少しあるのかなとは思っているのですけれども、例えばこの人数がふえていけば、分室の可能性というのは出てくるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 先ほどお答えいたしましたように、そこら辺当然どれだけの需要があるか、どれだけ困る感のある子が出てくるのかということによって、当然我々の対応というのは変わってまいりますので、そこは状況に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） お答えいただいたとお受けとめさせていただきたいと思います。

次の2点目の税の滞納と時差出勤勤務制度の導入について質問を移らせていただきたいと思います。

①②については、9月の決算審査の中で、主に国保税のところだったと思うのですけれども、考え方は違えども議論された方がいらっしゃいましたので、余り深い追及はしないのですけれども、ご答弁にあったように納税の公平性の確保、これが大変重要であるとおっしゃってございましたけれども、これは私も同じ思いでして、やはり滞りなく納税されている方、そういった方がほとんどなのですけれども、そういった方から見て、一部そうではない方がいると、どうしてもこの不公平感というのが出てきますので、善良で真面目な人がばかを見るようなことがないように、そういう町であり、そういう世の中であってほしいなというふうに思って、願ってやまないところなのですけれども、収納率のところ、平成24年度8.92%ということで、平成25年には16.92%、倍近く上がってはいるということがわかりました。

滞納処分の主なものとしましては、預金の差し押さえ、還付金の差し押さえなど挙げられておりましたけれども、この二つについて、決算のときにいただいた資料なんかを見ますと、この二つが多く滞納処分で占められていたと思うのですけれども、この資料のいただいた内訳を見ますと、生命保険だとか不動産の差し押さえだとか、あと我が町ではないのですけれども、地元の新聞に載っていたのですが、株式を所有していたとか、そういった事例も最近あったと思うのですが、そういう余裕ある方もいらっしゃいますので、やはり財産の調査というのはしっかり行っていただいて、今後も収納率向上に努めていただきたいなというふうに思います。

2点目の納税相談についてですけれども、諸事情で納付できないような状況の方の相談については、丁寧な相談に努めていると。そして、生活困窮者についても福祉制度の活用を進めるなど、寄り添った対応をされているということで、今後も引き続き、丁寧、親切的な対応に努めていただきたいというふうに思います。

3点目についてですけれども、納税者への対応、収納率向上の取り組みということですが、悪質な誠意が見られない滞納者の場合、滞納整理機構に引き継ぐということになると思うのですが、この引き継ぎというのがふえればふえるほど負担金、分担金というのがふえていくと、そういう問題

もありますので、やはり町の対応としても、それなりに毅然とした対応を心がけていただきたいなどというふうに思います。

それで、ほかの自治体では車のロックというのを実施しているところもあるようなのですが、これについて、我が町は実施されているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただいま車のロックの関係なのですけれども、一応タイヤロックについては、装置は購入いたしております。

ただ、それについて、まだ今まで実施したことはありません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 備品は購入済みということですが、それは必要があって実施をするために購入をもともとされていると思うのですが、なぜ、それ実施されていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） そのことにつきましては、やはり納税者の方が、車はぜひとも必要だと、そのような状況もありますので、このタイヤロック、車の差し押さえということについては、本当に最終的な手段というふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 最終的な手段、今後使う可能性もやはりあるということの認識でよろしかったですか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） やはりそういう事態になれば、やむを得ず使わせていただく場合があるかもしれない。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 状況によりけりですが、毅然とした対応をしていただきたいと思います。

あと、滞納の原因として多重債務に陥っている方いらっしゃると思うのですけれども、最近よく宣伝とかで見かける過払い金が戻ってくるというのをよくCMとかでも耳にするのですけれども、適切に多重債務を整理、解決すれば過払い金が戻ってきて、その滞納の原因を取り除けるのではないかとというふうに思うのですけれども、これまでそういったケースはあったのか。そして、多重債務者のそういった相談、解決に向けての対応、過払い金というのが戻ってくると思うのですけれども、こういった対応、町のほうで対応はできるということでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただいま多重債務の関係につきましても、たしか平成20年だったか21年かちょっと詳しいことは覚えていないのですけれども、そのような多重債務者について相談しまして、弁護士等につなげまして、払戻金を実際に滞納金に充てていただいたという例があります。今のところ、それ以降やってはいませんけれども、そのことについても、また再度検討していかねばならないなというふうに考えております。

また、納税相談の中で、そのような多重債務の方も中にはいらっしゃいます。ですが、そういう方については、今、言った弁護士、こういう相談制度がありますよということについてはお話ししているところではあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。弁護士さんとかにつなげて、多重債務者への対応というのが前例もあるということで、可能であるということで安心をしたところであります。

あともう一つ、悪質な滞納者に対してですが、行政サービス、各種補助だとか助成金、祝い金など制限を設けるために、特定滞納者等に関する特別措置に関する条例が制定されている自治体が全国にあるのですけれども、中には広報誌だとか掲示板に氏名を公表するというところまで規定して

いる自治体もあるようなのですが、既に条例制定されているのは道内では石狩市や赤平市、栗山町などなどですし、十勝管内では芽室町、平成 21 年度から施行ですけれども、あと広尾町だとか、あと我が町より人口規模が小さい更別村でも調べた限りでは条例制定されているということでもあります。

我が町では、恐らく条例制定されていないと思うのですけれども、これまでそういった悪質滞納者に対して、こういった行政サービス等々を制限はされてこられたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） サービス制限条例につきましては、平成 18 年にサービス制限条例について管内関係担当課を集めまして協議したことがございます。その中には、やはりそういうサービス制限をするには、町独自の政策について制限したほうがいいたろうというようなことになったのですけれども、その会議の中では、サービス制限条例をつくろうという形にはならなかったということでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） それでは、実際の現場での対応は制限はしているのですか、していないということでもいいのですか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 税務関係に関するものにつきましては、条例に規定のないものについては、そのようなサービスを制限するというはやっておりません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 制限されていないと、それこそ公平性のところですね。行政サービス等々そういったサービスが提供できるというのは、そもそも納税されている方の税金で、それを賄っているということなので、納税していないのにそういった行政サービス等々を受けれるというのは、これこそおかしいですよ、公正性に欠ける。ですから、やはり制限する必要はあると思うのです。そして、条例の制定もお考えになられたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 行政サービスを制限するというは、必ずしも納税している人だけのものではないわけでありまして。我が町に住んでいただいている方が、ひとしくサービスを受けるとするのは、これは根底にあるのだというふうに思っておりますので、私どもが求めるのは、少しでも許す限り納税を完納していただけるように町として努力をするということであって、行政サービス制限が目的ではもちろんありませんので、これからは私自身としては、そういう考えは持っておりません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） ひとしくサービスを受けれるということですが、やはり不公平感のところ、やはり感情的に感じるころはあると思うのですけれども、そういうところの観点は考えられないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） ただいまのサービスの制限の関係でございますけれども、ちょっと具体的には出てこないのですけれども、行政サービスの提供の中で、申請の際に「町税等の滞納がない方」というような要件をつけているものもございまして、そういった意味では滞納をしていないということに要件に、サービスが受けられるということもございまして、そういった税の公平性の観点から、そういった要件を設けているものもございまして。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 次に移ります。

④、⑤合わせてお伺いしますが、時間外勤務については、業務の繁忙期等に行うものであり、一定程度やむを得ないという答弁でありましたけれども、9月の決算審査でも指摘はしたのですけれども、全体での時間外勤務の手当が7,370万円余りと大きな金額になっておりますので、少しでもこの低減を図ることが大事です、また職場環境を健全にするという意味でも大事であろうと思うの

ですけれども、そういった理由でこういう時差出勤の提案をさせていただきます。

浦幌町では、ことし7月から導入されていて、職員の業務能率向上と健康管理、時間外勤務の抑制を図るために制度化までされております。

我が町においても、既にもう実施されている部署があるということで、保育所、図書館札内分館、札内支所があります。札内支所なのですけれども、水曜日夜間の窓口業務延長のために今は4人体制、そしてそのうちの1人が時差出勤勤務ということで取り入れられているのですけれども、その1人が恐らく午後出勤で、午前中空白時間ということになるのでしょうかけれども、そうであってもその日の札内支所、日勤の人で業務というのは支障なく、滞りなく行われているということになっていると思うのですが、税務課でも同じようなことを当てはめてできないものなのか。例えば夜間・休日納税相談ありますけれども、その期間、同じように夜間については、時差出勤体制の適用をするかどうか、そういったことは考えられないのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただいまの納税関係のほうに時差出勤をという関係なのですけれども、先ほど町長のご答弁にもありましたように、1日に20件程度の納税に関する相談があるということ、そして税のほうは、担当それぞれ係に地区割りというものを決めております。それで、その地区ごとの担当の滞納者という形で対応しているものでございます。その中で、極力その中の連絡は密にするよということとは図ってはいるのですけれども、担当職員がいないで滞納者の方にご不便をかけたしまうと、そのようなことも考えられますので、やはりちょっと納税係に時差出勤を適用するということは、さっきの答弁にもありましたようになじまないのかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 納税課のほうには、ちょっと時間外勤務にそぐわないという話ですけども、支障出がるようでしたら元も子もないので、そのまま受けとめさせていただきたいと思っております。

あと、町職員全体のところ、時間外の多い部署としまして、税務課と、そして総務課が多いというふうに聞いていまして、時期的な繁忙期等もあるのでしょうかけれども、その二つの課が多いとは聞いております。そもそもそういった時差出勤という形でなくとも、比較的多忙ではない部署があれば、多忙な部署のほうに一部の人が行って手伝うような体制というのも、これも大事だなとは思っておりますけれども、そういうヘルプ体制、応援体制は、現在とられているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 応援体制ということでございますけれども、そういった時間外の縮減という観点あるいは職員の健康管理の観点からも、まずは課内、そして課を越えて部内の連携体制、応援体制というのでも組んでいるところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 取り組んでおられるということでもよろしかったですか。比較的多忙でない部署というのはあるのでしょうか、もし把握されていたら。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 多忙でないということではなくて、これはそれぞれの部署で業務の内容が異なりますので、職員の配置につきましては、まずは通常の業務の量に応じて職員の適正配置に努めているところでありまして、時間外勤務につきましては、どうしても業務の繁忙期ですとか災害ですとか、そういう突発的な業務のときに行うものでございますので、そういった時間外については、ある程度はやむを得ないものというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 応援体制ですけれども、できる時間、時差出勤勤務についてもそうですけれども、できるところから取り組んでいただきたいと思います。少しでも時間外が出ないような形で努めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、税の徴収業務に当たる職員さんについては、精神的、身体的にも負担が

かかることですので、少しでも職場環境を健全化していただいて、健康に留意しながらさらなる収納率向上に励んでいただければとご期待を申し上げて終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：46 休憩

10：46 乾議員退場

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして質問させていただきます。

1. 「平成27年3月開通する帯広・広尾自動車道忠類インターの周辺整備について」

もう秒読み段階に来ている帯広・広尾自動車道「忠類インターチェンジ（IC、仮称）」の開通を来年3月に控え、工事が急ピッチで進められている。

10月30日には、忠類地域住民を対象に現場見学会も行われ、20名の参加があったばかりで、工事完成の利便性向上に対する期待と中心部への経済的流出による不安を抱えているのが現状であると考え。

11月20日は、来年4月をめどに立ち上げる魅力発信事業実行委員会の前段組織として、検討会議が開かれた。さらに、和歌山大学観光学部との地域活性化事業の最終成果報告会も行われた。

さかのぼれば、平成21年度の忠類地域活性化診断を初め、忠類住民会議による提言、幕別町商工会忠類支部からの要望、住民団体との協議等、会議は数多く行われ、意見、要望、提言は出し尽くされた状況の中で、それらをどう集約し、どう具現化していくかが町の役割であると考え。

今後の忠類地域観光振興策、道の駅周辺整備をどのように構築していくのかを伺う。

1、道の駅周辺整備の検討状況及び進捗状況、開通までのスケジュール、今後の整備方針及び整備内容を伺う。

2、占冠村、芦別市は木質バイオマスエネルギーの温泉利用を実施し、コスト削減、雇用の創出を行っている。経営改善計画書を提出し、赤字からの脱却を図っているアルコ236に木質バイオマスの導入を図ってはどうか。

2. 「忠類ふれあいセンター福寿における福祉事業及び忠類保育所の運営形態について」

平成18年2月6日に幕別町と忠類村が合併して、来年には10年目、節目の年を迎えようとしている。幕別町、忠類村のそれぞれが行ってきた事業は、合併協議で定められた事務事業の調整方針に基づき「合併時」もしくは「合併後」にその取り扱いが調整されてきた。しかし、現在も忠類村独自の事業の幾つかは、引き続き新町の事業として行われている。

合併後、月日を経て、現在の運営形態のまま事業継続を行っていくことができるのか、あるいは新たな運営形態に移行していくのか、特に二つの事業について今後の町の考え方を伺う。

1、ふれあいセンター福寿で行っている生活支援センターハウス運営事業、デイサービス事業の今後の運営形態について伺う。

2、忠類保育所は、町が保護者会、OB中心で構成されている運営委員会に委託している状態が続いている。今後の運営形態について伺う。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「帯広・広尾自動車道忠類インターチェンジの周辺整備について」であります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、平成7年度の事業化以降、順次延伸整備され、現在、更別インターチェンジまでの約42キロメートルが供用されております。

今年度中に本町と大樹町との境界に位置する忠類大樹インターチェンジまでの供用開始が予定されており、現在、工事が順調に進められているとお聞きいたしております。

インターチェンジが、忠類市街地を越えた場所に建設されることにより、市街地を通過する交通量が激減するのではという懸念から、平成24年度に忠類地域住民会議でインターチェンジ開通に向けた対策についてご検討をいただき、さまざまなご提言をいただいております。

また、商工会忠類支部におきましても検討がなされ、要望書の提出をいただいたところであり、町といたしましても、職員による庁内検討組織を立ち上げ、検討をしております。

ご質問の1点目、「道の駅周辺整備の検討状況と進捗状況、開通までのスケジュール、今後の整備方針及び整備内容について」であります。

最初に、道の駅周辺整備の検討状況と進捗状況であります。

平成25年度からは、共通の認識に立った対策の検討が必要なことから、町、商工会忠類支部、忠類農業協同組合と忠類地域住民会議の四つの機関による検討会議を設置し、協議を進めてまいりました。

取り組めるものは試行も含めて実施していくことが必要と考え、集客が大きく期待できる「ガーデン構想」の可能性やご当地グルメの開発、道の駅・忠類独自のB級グルメの試作など関係者と協議を重ね、検討を続けているところであります。

また、道の駅の駐車場付近のレイアウトの変更につきましては、帯広開発建設部と協議を行い、中央部に駐車スペースを設置することにより、店舗に近い場所に駐車しやすく、また通行する車のスピードを抑え、安全で使いやすくする区画線の見直しを本年7月に行っていただいております。

このほか、インターチェンジ開通前の国道236号の交通量調査とキャンプ場利用客のアンケート調査の実施、電気自動車のEV充電器の設置の申請を初め、ナウマン象にちなんだ卓球イベントやアルコ236でのファッションショーのほか、芸能人などを招致してのイベントも数多く開催されました。

今年度は、和歌山大学観光学部との官学連携事業により、5月には教授、准教授による忠類地域の事前調査を、9月には教授、准教授と生徒12名の計14名が来町し、関係団体との懇談会や町内の施設等の調査をしながら活性化に向けた検討を行い、9月9日と11月27日には成果発表会を開催したところであります。

最終的にまとめた事業の報告につきましては、年内にいただくことになっておりますので、それらを活用した観光客の誘致に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、道内外の観光客に人気の高いシーニックカフェにつきましては、施設の整備を含めた今後の展開について関係団体と協議を続けているところであります。

これらの経緯を踏まえた上で、本年11月20日には、忠類地域の全体的な活性化策に加え、来年度実施を予定している「忠類インターチェンジ開通記念魅力発信事業」についての検討会議を設置いたしました。

事業の主な内容といたしましては、「ガーデニング」や「食の充実」「独自性のあるイベント」と「効果の高い観光宣伝」の四つの柱を中心として、一過性で終わることなく、継続して観光客等の集客につなげることができる事業にすることを心がけ、来年4月の実行委員会の設置に向け準備を進めているところであります。

次に、インターチェンジの開通までのスケジュールであります。

忠類地域の二つのインターチェンジの開通日につきましては、詳細な日程の公表は未定であります。開通日には帯広開発建設部と帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会の共催による開通記念式典を、忠類コミュニティセンターで開催した後、テープカットを行い、一般車両が通行する運びとなっております。

また、インターチェンジ開通日の1週間ほど前には、帯広・広尾自動車道早期建設促進期成会の主催により、幕別町と更別村の住民に参加を募り、高規格道路上に大きな人文字をつくり記念撮影をす

るイベントが予定されております。

次に、今後の整備方針及び整備内容についてであります。平成 27 年度に計画しているものとしては、「忠類インターチェンジ開通記念魅力発信事業」の実施のほか、観光案内看板のリニューアルやナウマン公園遊具の実施設設計、サイクリングマップの作成とサイクリングスタンドの設置による観光客誘致などの検討を進めているところであります。

いずれにいたしましても、高規格幹線道路のインターチェンジの開通に伴い、道央圏等から観光客を集客するには、ハード的な整備に加えソフト面での充実が重要であり、道の駅周辺の集客だけでなく市街地の飲食店、小売店にも人が流れるような、より高いサービスと魅力アップに向けた取り組みに向け、今後は、関係者の創意工夫と協力のもと活性化策を構築していかなければならないものと考えております。

ご質問の 2 点目、「アルコ 236 への木質バイオマスエネルギーの導入について」であります。

アルコ 236 につきましては、平成 6 年にオープンした当時は、A 重油が安価であったことから、当然燃料効率が高く、温泉施設に適した設備と言われておりましたディーゼルエンジンで全ての電力を賄う自家発電を行う一方、その排出ガスの排熱を利用して暖房と給湯を賄うコージェネレーションシステムを導入をいたしました。

当時の積算では、北海道電力からの電気の購入と A 重油用ボイラーとの組み合わせと比較して、年間 1,000 万円から 1,500 万円ほどの節減効果を見込んでいたところであります。

しかし、平成 12 年ごろから A 重油の価格が上昇し、加えてエンジンなどの機械の維持、修繕料が年々増加し、これらが経営を圧迫する要因ともなっていました。

こうしたことから、コージェネレーションシステムを稼働するメリットが小さくなったことから、平成 17 年度からは自家発電を廃止し、北電からの電気の購入に切りかえ、温泉水の加温と暖房用、さらに一般給湯用の A 重油ボイラー 3 基を稼働させたところであります。

平成 25 年度の A 重油の使用実績は約 29 万リットル、金額にして約 2,800 万円に上っており、重油価格が高どまりにある中においては、この方式もアルコ 236 の経営に大きな負担となっていることは否めない状況にあると言えます。

これまでのアルコ 236 の省エネルギー化、省コスト化につきましては、木質バイオマスボイラーや熱回収型ヒートポンプシステムを初め、井水の飲料化や長時間稼働している設備ポンプの運転の見直しなどについて検討いたしてまいりました。

木質バイオマスボイラーの導入につきましては、平成 20 年に芦別市の温泉施設の視察や 23 年度にはアルコ 236 の設計業者からの提案を受け検討したところであります。

その際は、ボイラーの能力や設置に要する面積などの関係から、加温用ボイラーのうち 1 台をバイオマスボイラーに入れかえる試算をいたしましたが、二酸化炭素の排出が抑制され、環境に優しい木質燃料を使用することなどの利点はあるものの、導入にかかるボイラー本体や既存施設の改修などの経費を回収するには、約 25 年を必要とする結果でありました。

また、蓄熱槽の増設により建物の増築や年間の木質チップの使用量が約 190 トンと見込まれ、これを貯留する施設の整備が必要となること、灰の処理などのメンテナンスの困難さから導入には至らなかったものであります。

しかしながら、化石燃料の高騰が続く中、アルコ 236 の経営を圧迫している状況下にあっては、化石燃料に頼らない新たな代替エネルギーの検討も重要でありますことから、今後も引き続き効果的な方法について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、「忠類ふれあいセンター福寿における福祉事業及び忠類保育所の運営形態について」であります。

忠類ふれあいセンター福寿は、平成 9 年に旧忠類村が住民の健康増進、福祉の向上と異世代間の交流を図るための拠点施設として設置した施設であり、現在は、保健センター機能に加え、デイサービス事業や生活支援ハウス、学童保育所、図書館分館として多くの方々にご利用いただいております。

す。

ご質問の1点目、「忠類ふれあいセンター福寿における生活支援ハウス運営事業とデイサービス事業の今後の運営形態について」であります。

生活支援ハウス運営事業につきましては、高齢等のため居宅における生活に不安のある方に対して住居を提供し、安否確認や生活援助、各種相談などを行う施設であり、その業務を幕別町社会福祉協議会に委託して実施しているところであります。

現在は、夫婦向けの居室2部屋と単身向け居室7室のうち3部屋が利用がされており、5部屋に7人が入居されております。

しかしながら、幕別町社会福祉協議会から来年度以降の業務の受託が困難な状況にあると申し入れがありましたことから、この業務を担っていただくには、ふれあいセンター福寿に隣接する地域密着型介護老人福祉施設「サテライト型ふらっと忠類」を運営する社会福祉法人幕別真幸協会が適切であると考え、現在、協議を進めているところであります。

次に、デイサービス事業につきましては、さきの行政報告で述べさせていただきましたが、現在、幕別町社会福祉協議会に委託して実施しております事業を、ふらっと忠類とともにデイサービス事業を一体的に運営いただくことにより、在宅介護から介護施設サービスへの一貫した効果的な支援の提供が期待されますことから、来年4月を目途として社会福祉法人幕別真幸協会へ移管いたしたく、現在、協議を取り進めているところであります。

ご質問の2点目、「忠類保育所の今後の運営形態について」であります。

忠類保育所につきましては、昭和52年に認可外保育所である僻地保育所として、保護者を中心とした委員で構成される「忠類保育所運営委員会」に委託し、保育業務を運営してきたところであります。

現在の入所者数は、5歳児が8人、4歳児が8人、3歳児が10人、3歳未満児が14人で、合計40人であり、所長のほか、2人の保育士と3人の準職員の保育士、3人の臨時保育士の合わせて8人の保育士が業務に従事いたしております。

運営に当たっては、保育士の配置基準や施設、設備などは認可保育所に準じて適正に管理されており、保育の内容も保護者から評価いただいていると認識いたしております。

今後におきましては、子ども・子育て支援新制度の内容を含め、忠類保育所のあり方について、さらに検討するとともに、当面の間は、認可外保育所として現行のまま継続してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

11：17 乾議員入場

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、再質問をさせていただきます。

通告書にも申し上げましたとおり平成18年2月6日に幕別町と忠類村が合併いたしまして、本当に早いもので10年という月日を迎えることとなります。この間、合併協議の段階から町政を担われてきた岡田町長におかれましては、合併の理念である新町の一体感の醸成と新町全体の均衡ある発展を常に念頭に置かれながら町政を進められたことに、感謝とお礼申し上げる次第でございます。

この高規格道路忠類インターに関する一般質問は、平成23年9月定例会と25年9月定例会、2回にわたり質問をした経緯がございます。今回で3度目の正直というか3回目になるわけでございますけれども、質問をした私としまして、地域住民あるいは関係団体にとりまして、なかなか形にあらわれてこないというのが率直な感想というか現状だというふうに感じます。

答弁によりますと、まず平成25年度から共通認識に立った対策が必要だということから、町商工会忠類支部、JA忠類、忠類住民会議の4機関による検討会議で協議の結果、取り組みができるものは、試行も含めて実施していくと、もう積極的な姿勢になったというふうにご答弁では伺っておりますけれ

ども、さらに検討していくという形でありますけれども、どのような方向性を持って検討していくのか、その辺をまずお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、高規格道路が忠類まで開通して、住民の皆さんの一番の関心であり、そして期待は道路が開通することによって、忠類地域がいかに活性化されるか、逆を言うと、現在、町の中を走っている車が、みんな高規格のほうへ流れて寂しくなってしまうのではないか、まさに懸念と期待との両面があるのだろうというふうに思っています。

私どもも行政の立場としては、当然のことながら地域が寂れないように、地域が活性化されるように、そのために地域の住民の皆さんと一緒にまちづくり、地域づくりを進めていかなければならない、そういう思いで、これからも皆さんとともに協力し合いながら、もっと言えば知恵を出し合いながら、何とか活性化に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 方向性は十分理解しております。

答弁の中で、ちょっと細かいところで質問をさせていただきたいのですけれども、2回目の一般質問のときに、キャンプのごみ問題を取り上げさせていただいたわけなのですけれども、今の答弁によりますと、インターチェンジ開通前の交通量調査と、あとキャンプ場利用客のアンケート調査の実施を行ったということで答弁をされておりましたけれども、その分析結果というか結果がわかれば、お知らせ願いたいと思うのですが。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（天羽 徹） まず1点目、交通量調査でありますけれども、本年5月4日と8月15日に交通量調査を実施しております。この実施日は、北海道開発局の交通量調査の実施日と合わせて実施しております。町といたしましては、道の駅アルコに入る町道の交差点の流入調査と、あとベジタ、キャンプ場に入る町道の交差点の流入調査を実施しております。

調査結果といたしましては、5月4日でございますけれども、道の駅流入交通量として、二つの交差点の流入量でございますが、12時間、2,001台というような調査結果になっております。そのときの国道236号線の流入量につきましては、開発局からのデータの提供でございますけれども、6,847台でございます。道の駅側に、公共施設側に入る交差点の流入率につきましては、約3割の流入率となっております。

続きまして、8月15日の調査でございますけれども、同じく両交差点の流入交通量につきましては、12時間903台、流入量となっております。

国道の交通量につきましては5,863台、公共施設側、道の駅側に流入する割合でございますが、約1割5分の流入率となっております。

続きまして、キャンプ場のアンケート調査でございますけれども、8月14日、9月24日、11月1日に調査を実施しております。8月14日は27件の方、9月24日は8件の方、11月1日は18件の方にアンケート調査を行っております。

方法といたしましては、職員が出向いて直接お聞きして、調査書に記入したというような方法でございます。

設問といたしましては12問聞き取りしております。性別でありますとか年齢、来られている方のお住まい、利用形態、人数、キャンプ場の知った経緯でありますとか利用頻度、通算来場回数だとか滞在期間、食材の購入はどこでしたかとか、あとはごみ処理についてはどのようにされているか、そしてキャンプ場が有料になった場合は利用されるかどうかのことも聞いております。もう一つは、その他意見としてありましたらお聞きしているというような状況でございます。

調査結果といたしましては、年齢層は「60代から70代」の方が最も多くて、「60代」が43%、「70代」は20%となっております。

来場者のお住まいでございますけれども、「道内」の方が49%、「道外」の方が51%という結果に

なっております。

利用形態につきましては、「ご夫婦でご利用」の方が47%、「ご家族」が36%、そのほかは「友人、その他」と続いている状況でございます。

ナウマン公園キャンプ場にした経緯でございますけれども、「知人から聞いた」が34%、それから「雑誌」11%、「ネット検索」17%といったような状況でございます。

利用頻度といたしましては、「毎年利用されている」方が63%、「初めて来た」という方は21%でございます。

通算来場回数といたしましては、「リピーター」の方が79%で、「初めて利用」される方は21%でございます。

滞在期間といたしましては、「1泊」の方が21%、「2泊から3泊」の方が34%、「1週間」の方は7%で、長期滞在者、「1カ月またはそれ以上」の方は15%程度になっているところでございます。

食材の購入はどこでされているかということでございますが、「地元で買われている」方が44%、「近隣の町で買われている」方が22%ございました。「地元から持参している」方もいらっしゃいまして、24%の方がいらっしゃいました。

ごみ処理についてはどのようにされていますかということでございますが、「持ち帰りの方」が45%、その他でございますが、「コンビニのごみ箱に捨てる」方あるいはほかのキャンプ場で有料で引き取っていただけるところ、あるいはスーパー、買ったところで引き取っていただけるというところもありまして、そういう方が53%いらっしゃったような状況でございます。

それから、キャンプ場が有料になった場合、利用していただけるかどうか確認しましたが、「変わらず利用」という方が41%ございましたが、「料金とごみの処理の問題次第である」というような回答を得ております。そのほか19%の方が「利用しない」と。そのほか「恐らく料金をとられると利用を控えるだろう」あるいは「道の駅の駐車場のほうで利用する」というような方が34%の方がいらっしゃいました。

その他意見で伺った中で多かったのが、やはり「ごみを引き取っていただきたい」それから、「トイレ施設を増設してほしい」と。そのほか「コインランドリーとかを設置していただければ」というような方がいらっしゃったところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 細かい数字で、なかなか書き取るのが難しかったですけれども、細かく調査されたということで、これをぜひ基礎資料として、開通した後の比較と、さらにリピーターをふやす方策の資料として、ぜひ活用していただきたいと思っておりますし、キャンパーの思いと利便性を高める施策というのをぜひお願いしたいところでございます。

次に、和歌山大学との官学連携事業でございますけれども、これは9月9日、11月27日に実施したわけですが、成果報告という形で、2度住民にはチラシが回って、1回目はコミセンの大ホールでしたから、かなりの人数の方が集まり、また2回目はインターネット中継という私も初めてだったので、来られた方もインターネットで和歌山大学と忠類を結ぶと、初めての経験で体験実態としてはすばらしいものだったと感じます。このインターネット会議というのは、幕別と忠類でも利用できないのかなというふうに思ったわけなんですけれども、まず、学生が成果報告会ということでやったわけです。2回とも私、出席しましたけれども、現在の状況で成果報告、どのように受けとめていらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 発表の主な内容でございますけれども、アルコ236それから道の駅を中心とした活性化はもとより、ナウマン象記念館の有効活用、それからシーニックカフェの有効活用、そのほか忠類の飲食店、小売店等の連携、それから新たな商品開発、特にこういったソフト事業の面で、忠類については、やっぱり充実していかないと、1度来ても2度来たくなくなるというような感じに

はならないというような厳しい指摘を受けておりました。そういったことも勘案しながら、先ほどの答弁にもありましたけれども、ハードの充実はもとより、ソフト面、いろんな商品開発でありますとか、それからいろんなサービス、それから魅力アップ、こういったことにつきましては、道の駅、それからアルコ 236 だけではなくて、飲食店、小売店等々とも協力し合いながら、いろんなアイデアをこれから出し合いながら進めていきたいなと思ってございます。

先日開いたその検討会議におきましても、新たなアイデアも出てございますので、新年度に向けて、やれるものをどんどんやりながら試行も含めてやっていきたいなと思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 私も2回出させていただきますけれども、率直な感想としましては、やはり今、課長おっしゃられたようにソフト事業が主なもので、あと住民の精神論といいますか、仲よくしなさい、あと地域内で買い物をしなさい、地域内で経済の循環を図りなさい、そういう提言だったように思います。

ただ、私が聞いていて、官学連携という中では、町が果たす役割というもの的一切見えてこない、その辺がどうなのかと。この間、新聞に載っていたのですけれども、国交省で道の駅で就労体験ということで、観光学部の学生らを対象として国交省が事業を行うということが新聞に載ってございました。私立大学を含め、いろんな観光学部の大学というふうにあると書いてあります。国交省によりますと、立教大学観光学部、跡見学園女子大学マネジメント学部、これが興味を示しているという状態です。せっかく和歌山大学と接点を持ったわけですから、ぜひ道の駅に来ていただきまして、具体的には大学のカリキュラムに沿って学生を地方の道の駅に2週間以上派遣し、観光資源の調査や地域活性化プログラムの企画をするということになってございますので、これをぜひ検討していただきたいと思います。

また、最終報告が年内に出されるということで、その成果を分析していただきまして、また報告いただきたいと思います。

次に、シーニックカフェの関係でございます。

忠類シーニックカフェは、平成18年5月にシーニックバイウェイ制度に登録し、広報部分として活動を始めたところでございますけれども、南十勝のほうの関係団体、特に商工会と南十勝におけるいろんな各種ボランティア団体と連携を深めて、シーニックバイウェイ南十勝夢街道として正式にルート認定されたわけです。これがやはり平成18年ですから、もう9年、来年には10年を迎えるということで、関係者の運営に関しては、手弁当で本当に頭の下がる思いで見えております。

また、平成22年には、口蹄疫のBSE問題がありまして、一時休業をせざるを得なかった時期がございますけれども、年々数をふやしていった、忠類の観光名所というか、和歌山大学の学生にもすばらしいところだという感覚で意見をいただきましたし、またシーニックバイウェイのいろんなインターネットのホームページを見ますと、やはり忠類の景観はすばらしいものだ。中で接客している方々も、つかず離れずすばらしい対応でやっておられると。また、コンサート関係、あそこの丘で聞くコンサートはすばらしいものだ、評価がもううなぎ登りということで聞いております。

ただ、牧場内ということで、いろんなこれ規制、縛りがあるというのも承知のところでございますけれども、それを踏まえて、町としても水道設備とか、あと電気、利便性を図るためにいろいろ工夫をされて、いろいろ整備事業を行ってきた経緯がございます。ただ、なかなか大胆な改修というか整備ができないのが、先ほど来言っておる規制、縛りがあるというところの現状ではないかというふうに考えるわけです。手伝っている方々もだんだん高齢になってきて、いろんなもう少し若い方々の運営と一緒にやりながら、この先10年というふうに続けていければなというふうには思っておりますけれども、その運営している方々と町との協議の中で、運営者側の最終的な要望というのはどこにあるのか、最終形というのはどこに考えておられるのか、その辺の所見を伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） シーニックカフェの忠類地域部会とは、私どもとも何度も会合を開いて

おりまして、いろんな要望等もいただいております。そんな中で、一つは、やはり今7月から9月の末ぐらいまでということで期間が短い、それにはいろんな理由がありまして、気温のことですとか雨風、そういったこともあります。ですから、シーニックカフェの地域部会としては、できれば雨風しのげる建物を建てていただければ、もうちょっと早くゴールデンウィークから11月の雪降るぐらいまで開設もできるので、そういった方向には着地点として考えていきたいなというような相談を受けております。我々も先ほど言いましたように牧場の中にあるということもございますので、いろんな法律が絡んできますし、地域の農業者ですとか、そういった方々ともいろんな協議をしていかなければなりませんので、そういったことが可能なのかどうかということについて、今、協議を進めているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 牧場内の観光施設としましては、上士幌のナイタイ高原、すごく長い農道を上がって行って、上に食事できる場所、観光施設がございます。あれも多分農場の規制を取り払いながらやった施設だというふうに思うのですけれども、シーニックが10年続いてきて、これからもあそこを観光の中核というふうに考えるのであれば、町としてもできるだけ施設整備を進めていただきたいと思っております。

1点、インターチェンジの開通に伴い、ちょっと気になる点がございまして、忠類地域内の交通の流れも変わるのではないかと考えられるのですけれども、忠類上当間線と北10線の交差する箇所なのですけれども、これ通学路に指定されていると思うのです。また、あそこ栄町は児童数が結構、現在多くて、その辺、朝と、あと下校するときには、そこを通行すると。その交差点は、横断歩道も何もないものですから、その辺の安全対策について教育委員会サイドでは検討されているのかどうかと、その辺を確認させてください。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 大変申しわけありません。その認識がちょっと不十分でありまして、学校との協議は、まだやっていないという状況でありますので、今後、早急に詰めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） まだ、このインターの入り口はできていないのですけれども、自分の家からインターに乗っていくとすると、多分上当間線を通ってしまうと思うのですよ。国道に行くよりも多分乗り場が近いはずなのです。やはり結構、車がふえると、私は踏んでいるのですけれども、その辺の対策、教育委員会サイドでよろしく願います。

いろいろシーニックでも、そうなのですけれども、高規格についてもまだいろいろ質問したいところなのですけれども、要望だけお伝えしたいと思っております。

更別なのですけれども、7,500万円かけて遊具を更新したと。これはやはり入り口が忠類まで延長されるということで、更別もどうやってそこに人を呼ぶかということで、遊具を管内で2番目という大きさというふうに聞きましたけれども、忠類でも28年ですか、実施設計して、それから大きくするという話でございます。それ、ぜひ急いでやっていただきたい。更別に大きくできるだけ規模の大きいものでやっていただきたいと思っております。

それと、EV充電器施設ですね。大樹で、大樹商工会がもう既に行っていると。現在は、無料でやっているという話でございます。これも積極的に進めていただきたい。

それと1点、道の駅周辺の無線LANなのですけれども、1点これはお聞きしたいのですけれども、道の駅だけの無線LANの範囲なのか、その辺の有効範囲、わかれば教えていただきたい。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（原田雅則） 無線LANについては、道の駅周辺と、それからアルコの施設の中にもあります。スキー場にも最近設置したところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） あの前周全体を網羅できる無線 LAN 環境というか、そういうのをできるだけ構築していただければ、もう今スマホの時代で、子どもたちが遊んでいる途中、みんなスマホでいろいろ調べ物をしたりゲームしたりしているわけですね。無線 LAN 環境の道の駅周辺の拡大利用というか、その辺も考えていただきたいと思います。

次に、アルコ 236 の関係のバイオマスエネルギーなのですけれども、これは産業建設常任委員会で行政視察を行ってきました。占冠と芦別を見てきたわけなのですけれども、忠類で、アルコ 236 で利用できるのは占冠の事業ではないかと。占冠は、これ村が所有している施設であります湯の沢温泉の「森の四季」に木質燃料だき無圧式温水ボイラーを導入いたしまして、温泉の加熱給湯・暖房を行っております。出力は、200 キロワット、燃料であるまきの保管所は 35 平米、6 日から 7 日分のまきを保管していると。

木質バイオマスの燃料の年間消費量は、これは見込みなのですけれども、間伐材、林地残材等合わせて 163 トンであります。ボイラー導入費は 3,700 万円で、うち補助金 2,000 万円。説明を受けたときには、ほとんどはもう 3,700 万円、ほとんど何らかの補助でできたと、手出しはなかったように聞いております。

答弁では、平成 25 年度の A 重油の実績は 29 万リットル、これアルコですね。金額にして 2,800 万円ということで、アルコの経営を圧迫しているという町の認識もしているところでございますけれども、またいろいろ過去から設計業者をお願いして、調査・研究も行っているという答弁でございます。

見てきた産建のメンバーでは、これは何かできそうだなという、多分同じ認識だと思うのですが、ぜひこれいろいろ検討していただいて、これチップでもなくペレットでもなく、木を 90 センチぐらいなのですけれどもカットして、それをボイラーにただ入れるだけなのですね。だけれども、ワット数が足りないのと、あと年間約 163 トンという間伐材と林地残材ですね、それがどの辺まで調達できるか。森林組合に確認したところ、忠類地域内では、ちょっと忠類地域の森林組合とあと町有林の林地残材と間伐材ではちょっと難しいかもしれない。だけれども、民間業者等を含めれば何とかするのはないかと。

森林面積も占冠は 5 万 2,000 ヘクタール、幕別町は少なくとも 1 万 5,000 ヘクタールぐらいですか、3 分の 1 ぐらいなのですけれども、何とかこれ簡易なまきボイラーで、年々これ性能がよくなっているそうです。ドイツ製だというふうに聞いているのですけれども、耐用年数も 30 年ぐらいは使えると。これ、ぜひいろいろ調査していただきたい、そのように思っております。

次の質問に移らせていただきますけれども、ふれあいセンター福寿で行っている生活支援ハウスとデイサービス、これは 11 月 28 日の本定例会の町長の行政報告の中で、忠類デイサービスの事業以下に係る協議状況の中でご説明を受けましたし、新聞等でも報道されたところで、私としては、これ一般質問を出したのが 11 月 25 日でありますから、自分の情報収集能力が乏しいということで反省しているところでございますけれども、その中で 1 点だけ確認させてほしいことがあるのですけれども、社会福祉協議会の忠類の今後の職員体制ですね。それと、デイサービス事業、支援ハウス運営事業の真幸協会へ移る際の職員の待遇等、その辺だけお聞かせください。

○議長（古川 稔） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（姉崎二三男） ただいまのご指摘されました社協の体制、それから職員の引き継ぐ待遇の関係でございますけれども、今現在、社協のほうともお話をさせていただいているところでございますけれども、最初の時点で私がお聞きしている範囲では、社協の事務としては 1.3 人程度の事務量が必要だというふうにお聞きしていました。ただ、現在そこまではという感じで、恐らく常駐は必要ではないかと考えているのですけれども、その辺のことについては、今後また社会福祉協議会のことでございますので、私どもとまた協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、職員の引き継ぐ関係の待遇の関係になるかと思っておりますけれども、それにつきましては、現在、真幸協会と町とで協議は事務的にはさせていただいている部分でございますけれども、今のと

ころ真幸協会の考え方といたしましては、職員がそのまま引き継ぎまして、引き継ぎといたしますか、固定することによって利用者に不便をかけない、あるいは不安をかけないような形でやりたいのだというふうにお聞きしているところでございまして、先般、事務局長からお話いただきましたけれども、なるべくそのような利用者に不便をかけない形で続けてやっていきたいという考えをいただいておりますので、そのようにまたお話し合いをさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今、答弁いただきましたように今までのサービスが低下しないように、また職員待遇が低下しないように、できるだけご努力をお願いしたいと思います。

最後に、時間がなくなつたのですけれども、忠類保育所の問題なのですけれども、昭和52年から民間に委託して、当時の忠類村で、もう38年間今の現状が続いているわけなのですけれども、内容としては、私は全然文句がないというか、保護者、児童、子ども、職員、いろんな地域の面でありがたく運営されているという認識であります。

ただ、問題が運営委員会という組織の責任問題でございまして、これを認可保育所なり違う方式にすると、また保育料の所得割の増加とかいろいろ保護者にも変化を伴うことが大きくなるわけで、答弁では今のところこの体制で続けていくというところなので、ぜひサービスを低下しないように、できるだけ、また運営委員会の責任の所在ですね、後ろ盾は町にあるわけなのですけれども、運営委員会に負担をかけないような何かうまいいい方法を考えていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、「防災・減災に資する取り組みについて」お伺いいたします。

東日本大震災以来、防災・減災対策として、特に老朽化した社会インフラの建物、道路、橋梁などの長寿命化の整備が進められています。

現在、各地で競うようにして、国の防災安全交付金を使って、地域住民の命と暮らしを守る総合的な事前防災・減災対策に取り組まれています。

国の予算では、平成25年度の大型補正で1,847億円、平成26年度予算で1兆841億円が措置されています。これを受け、本町として道路、橋梁の安全確保をどのような計画で取り組まれているのかをお伺いします。

1点目に緊急輸送道路の安全確保について。

①本町の緊急輸送道路の延長とその代表的な路線と橋梁は。

②緊急輸送道路の管理状況。

2点目の緊急輸送道路の路面下の調査について。

①路面下空洞が原因と思われる道路陥没の有無と近年における陥没の発生件数と状況。

②緊急輸送道路の車道に埋設されている下水道管の延長。

③本町の橋梁床版の調査実施については。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「防災・減災に資する取り組みについて」であります。

高度経済成長期から集中的に整備された社会インフラにつきましては、今後、大量に老朽化の時期を迎える状況にあり、国・地方とも補修や更新を確実に実施していくことが重要な課題となっております。

このような中、国においては「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しくつくること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である」との認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

また、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調を合わせ、インフラ長寿命化計画や個別施設ごとの長寿命化計画を策定することや、これらの計画に基づいた点検等を実施し適切な措置を講じるよう、指針が出されたところであります。

ご質問の 1 点目、「緊急輸送道路の安全確保について」であります。

大規模な地震が起きた場合における避難・救助を初め、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定めております。

北海道では、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画により指定しておりますが、これに加えて本町が独自に地域緊急輸送道路を指定いたしております。

町内の緊急輸送道路は、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画により指定されたものが、国道、道道、町道、合わせて 14 路線、延長 52.6 キロメートル、本町指定の地域緊急輸送道路が、道道、町道合わせて 52 路線、延長 122.5 キロメートルで合計 66 路線、延長 175.1 キロメートルであります。

管理区分ごとに申し上げますと、国道が今年度中に開通予定の帯広・広尾自動車道、国道 38 号、国道 236 号などの 5 路線で延長 36.9 キロメートル、道道が主要道道幕別大樹線、主要道道幕別帯広芽室線、一般道道生花大樹線などの 11 路線で延長 102.6 キロメートル、町道が町道南 1 丁目通、町道幕別大通、町道西当北 4 線などの 50 路線で延長 35.6 キロメートルで、各指定避難所や福祉避難所と災害対策拠点となる施設などを結ぶ路線が中心となっております。

また、緊急輸送道路の橋梁につきましては、国道が、帯広・広尾自動車道の「当縁川橋」、国道 38 号の「札内橋」、国道 242 号の「千代田大橋」などの 12 橋、道道が、主要道道幕別帯広芽室線の「札内清柳大橋」、一般道道更別幕別線の「みずほ跨線橋」、一般道道生花大樹線の「幌内橋」などの 34 橋、町道では、町道幕別札内線の「白人橋」、町道日新線の「吐月橋」、町道忠類小学校線の「白銀橋」などの 5 橋となっております。

町道の緊急輸送道路の管理につきましては、町道維持管理の委託業者のパトロールに加え、町職員によるパトロールなどにより道路の状況を把握し、適宜補修や改修の対応をいたしておりますが、町内の郵便局、タクシー会社などからも情報提供をいただくようお願いするなどして道路全般の状況把握に努めているところであります。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成 26 年度から 10 年間で 30 橋の修繕を予定いたしているところであり、緊急輸送道路の町道に架かる橋梁 5 橋のうち、3 橋を修繕する計画といたしております。

ご質問の 2 点目、「緊急輸送道路の路面下の調査について」であります。

路面下の空洞が原因と思われる道路の陥没の有無と近年における陥没の発生件数と状況につきましては、平成 20 年以降、町道は凍上の影響などによる雨水ます付近の小破的な陥没はあるものの、通行止めを伴うような道路の陥没は発生いたしておりません。

次に、緊急輸送道路の車道に埋設されている下水道管の延長についてであります。本町の下水道は、幕別地区は公共下水道事業により昭和 52 年度から、札内地区は十勝川流域関連公共下水道事業により昭和 59 年度から、忠類地区は農業集落排水事業により平成 6 年度から整備してまいりました。

その延長は、幕別地区が 33.1 キロメートル、札内地区が 105.1 キロメートル、忠類地区が 14.5 キロメートル、合計 152.7 キロメートルで、このうち緊急輸送道路の車道に埋設されているものは、幕別地区が 2.3 キロメートル、札内地区が 7.3 キロメートル、忠類地区が 1.9 キロメートル、合計 11.5 キロメートルで、下水道管全体に占める割合は、約 7.5% となっております。

なお、本町の下水道管は、最も古いもので布設から 37 年を経過しているところではありますが、国で点検調査を行うとしている下水道管布設の標準耐用年数の 50 年を経過していないことと、これまでに路面の陥没等の事故が発生していないことなどから、管渠全体の点検調査は、現在のところ実施いたしておりません。

次に、「本町の橋梁床版の調査の実施について」であります。

平成 19 年、21 年に本町が管理する全 169 橋を対象に、北海道建設部の橋梁維持管理マニュアルをもとに遠望目視点検を実施しておりますが、本年 7 月から 5 年に 1 回の近接目視による点検が義務付けられたことから、169 橋全橋の点検が平成 27 年度から 30 年度までの間で全て終了するよう計画いたしているところでもあります。

なお、北海道内の市町村道の橋梁約 2 万橋を含む北海道内の橋梁約 3 万橋などの道路インフラの予防保全・老朽化対策のため、本年 6 月に北海道道路メンテナンス会議が設立され、これに伴い十勝においても、帯広開発建設部、北海道帯広建設管理部、19 市町村などで北海道道路メンテナンス十勝地方会議が設立されております。

この会議においては、十勝における道路施設維持管理・修正・更新等を効果的・効率的に行うため、関連する道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の点検結果や修繕計画等を共有・協力することにより、橋梁等の予防保全・老朽化対策の強化を図ることといたしております。

また、当会議では、今後の橋梁現地点検研修や道路メンテナンスの講習会の実施のほか、点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルの構築や損傷項目、損傷評価、健全性の診断など、「北海道市町村橋梁点検マニュアル（案）」について確認されたところであり、今後は、各種点検マニュアルの作成など、市町村が抱える諸課題への具体的な支援を実施するため、全道 10 地区 178 市町村が参加する「（仮称）市町村支援連絡協議会」が設立される予定となっております。

橋梁の損傷につきましては、重大な事故の発生につながることや通行動めが長期間にわたることが想定されますので、今後とも関係機関と連携を図りながら橋梁の安全確保に計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6 番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、1 点目の緊急輸送道路の安全確保についてであります。緊急輸送道路の路線については、先般、地域防災計画をいただきましたので、延長等は理解ができるところであります。

では、緊急輸送道路に位置する橋梁でございますが、本町には 5 橋の橋梁があり、長寿命化対策に取り組んでいることと思われませんが、現在では 3 橋を修繕の計画をされているということですが、現在の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

災害といいましても、いろいろな災害があります。幕別町において、地域防災を進める上において、どのような課題があり、それらに対する対応についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 緊急輸送道路内の橋梁 3 橋につきまして修繕計画を持っているということでご答弁させていただきましたけれども、その進捗状況というようなことかと思っておりますけれども、まず橋梁名といたしましては、幕別札内線の白人橋と稲志別橋、それと日新線の吐月橋という 3 橋になりますけれども、それぞれ白人橋については橋面の舗装に着手しております。ことしと来年にかけて整備する予定でありますし、稲志別橋につきましても、今のところ 28 年に舗装の補修を実施する予定でございます。吐月橋につきましては、平成 30 年から 31 年にかけて、設計などを含みまして、

床版の一部増厚工事などを予定しているところでございます。

以上、3橋の進捗でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 詳しく説明していただきましたので、よくわかりました。

それでは、緊急輸送道路の管理状況についてはお伺いするのですが、緊急輸送道路とは地域防災対策上、重要と考えられる施設を防災拠点と位置づけまして、その拠点を連絡する緊急輸送の通行を円滑に確保するために緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき指定されているものであります。緊急輸送道路でもあり、また避難路にもなり得るかと思うのですが、私が6月の定例でもお伺いしたのですが、道路の維持管理についてです。道路といいましても、国道、道道、そして町道というふう管理する管轄がそれぞれ異なっております。そこで、地域緊急輸送道路、すなわち幕別町が単独で指定した道路が圧倒的に多いわけですが、その部分が本当に安全なのかということが心配になるところであります。

道路は、常に劣化し、消耗しております。表面にあらわれる現象は、目視で確認はできて対応が可能ではありますが、問題は目に見えない地下部分の劣化対策について、どのような認識を持たれているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 地下の調査の関係かと思うのですが、これにつきまして、近年言われております道路ストックの施設の総点検という観点から、当然必要なことだというふうに考えておりますし、空洞による事故が発生するというようなことも想定されるところでございます。それをそういった利用される方々への被害を回避するためにも必要なものだというふうには思っておりますけれども、先ほどご質問にもありました前々回の議会にご質問いただいたパトロールにつきましては、業者に維持管理を調査については委託しておりまして、その日々の定期パトロール、そういったものの表面的な状況の把握ですね。それと、あと大雨ですとか地震の際の緊急的なパトロール、そういったものでも確認をします。

それと、答弁にも言っておりますけれども、郵便局さんですとかタクシー会社さん、それとその上、新聞の販売店さんについても、そういったそれぞれの分野の中で道路を回る中で、目についた情報があればいただきたいということをお願いをしたところであります。

地下の空洞の関係につきましては、その調査自体が、レーダー探査車というのですか、特殊な車両を利用いたしまして、空洞の可能性のあるそういった信号を抽出すると。その抽出した結果、それを解析いたしまして、2次調査に移っていくというようなことでございます。

ただ、道道を北海道さんでもやられているというふうには聞いてはいるのですが、なかなかそこで1次調査から2次調査に移る解析にちょっとばらつきがあるですとか、受注される業者さんの数が少ない、道内ではそういう探査車を持っているのが1社だということなのです。そういう課題もあるということをお聞きしておりますので、そういった北海道さんの課題、それも議論もされているということをお聞きしておりますので、そういった状況を見ていく必要があるというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 今のちょっと理解がしがたいところがあるのですが、2番目の質問にもちょっとつながると思うのですが、路面下の空洞化ということで、本年4月には札幌の東区で約2メートルの陥没し、深さが1.3メートル。また6月には札幌の中央区で深さ3メートルの道路の陥没事故が報道されております。

また、ご存じの方も多いと思うのですが、先月、中国の福建省でも木材を運んでいた大型トラックが通過をした後、道路に大きな穴があき、その後、対向方面から来た乗用車の前輪がはまったというニュースも出ておりました。また、幸いにつけがなかったそうですけれども、これは道路の地盤となる砂が崩れていたということが原因だそうでございます。

路面上の管理状況は、今お話がありましたように、いろんなところと連携をしながら、情報を収集しているということなのですが、路面下が一番大事ではないかと思うのです。そこで、路面下の安全性ということについてはどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） まず、空洞の発生する要因というようなことにもかかわってくるのかもしれないのですが、実際には埋設管がいろいろあると思うのですが、その老朽化による損傷、そういったものもありますし、地下の構造物の躯体周りの不十分な地盤があるですとか、あるいはみず道が回ってそういった状況になるというような原因が考えられるのではないかと思うのですが、そういうところなかなかふだんから認識するというのがちょっと難しいというところもございますので、その辺については、表面的なもので見ていくしかないかなというふうには考えております。

答弁にもありますとおり雨水ます周辺の若干の陥没はあるのですが、今現在、大きな陥没もないという状況に至っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 現実に今うちの町では大きな陥没がなかったということでございます。しかしながら、下水道管なども50年を越えたものがないということで、古いもので37年ということでありますけれども、やはり水道管の老朽化したところから流水を招いて陥没するというような事故も1年間に結構な数があるそうでございます。ですから、そういうようなことも考えまして、路面下の調査というのは、大変重要ではないかと思っております。

現在では、この路面下の空洞調査ということで、今、課長のほうからもおっしゃっていただきましたけれども、レーダー探査装置を搭載した専用の車両を用いた調査をすることができます。これマイクロ波を照射して異常箇所を発見いたします。このレーダーでは、今では大変高性能になりまして、もし人間の体を調査するとしたら、レントゲンからMR検査ぐらいの差が出るぐらいのレーダーもあるそうでございます。したがって、この車は、約60キロで走って空洞を見つける調査ができるそうでございます。帯広市などでも全部をするという大きなお金がかかりますので、そこで帯広市ではスポットで17キロを調査したということでございます。この中でも、6割が国からの補助が受けられるということでございますので、うちの町でもちょっと考える点があるのではないかとと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 先ほどちょっと答弁の中で、先走って言ったような感じもあるのですが、先ほど言いましたとおり帯広市さんでもやられているか、やられる計画もあるというふうに聞いておりますけれども、北海道においても、そういった試行的にやられているということもございまして、そういう特殊車両もなかなか台数がないといひましようか、北海道にないということもありまして、なおかつ、今、言いましたとおりレーダー探査車で路面を走りまして、その異常信号をもってここに空洞のある可能性があるということを決めて、その箇所を今度ハンディ型のレーダーですとかスコープを埋め込んで見るというようなことになるのですが、その1次調査の解析に対して、なかなかやっぱり見方によっては空洞ではないところまでも、空洞と空洞でないところの見分けがなかなかつきづらいというようなこともちょっと聞いていただいております。それについては、専門家の解析等の、あるいは業者の方の解析等が、その結果についてばらつきがあるというふうには北海道のほうでも言っていますし、今、言ったように業者が道内に1社しかないというようなこともありまして、北海道においてもそういった課題解決の議論もされているということでございますので、その状況、北海道の状況など見ながら今後検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

では、続きまして、橋梁の床版調査についてなのですけれども、床版の抜け落ちについてお伺いいたします。

本町では、169カ所の橋梁がありますが、昨年、寿命化修繕計画を策定いたしまして、予防保全に向け、今年度より10年をかけて30橋の橋を補修するということではありますが、修繕計画を進める上で、現在の点検方法で問題はないのでしょうか。もちろん建設年数の違いがあったり、その橋の通行量ですとか過重負担などによって損傷の度合いは違ってくると思っております。特に、床版などの劣化は、中の鉄筋の腐食の状態を今までの点検方法で確認ができるものなのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） まず、点検の仕方なのですけれども、答弁にもありますとおり19年、21年の点検につきましては、遠望ということによかったということが、答弁にもありますとおり、ことしの4月1日から近接目視になったということでもあります。遠望目視といいましても、実際に当然橋までは行くわけです。169橋全部行っているということになります。ただ、どうしても高くて届かないところは、当然双眼鏡なりで見るということは、たたけないということですね。あるいは、川を当然走っていますので、川の中の上は、ちょっと行けないとかということで、行ってはいるのですけれども、たたけるところ、見れるところ、触れるところは、19年、21年でやっているわけなのです。今回そうではなくて、全て変な話ちょっとまだマニュアルが、今、北海道のほうでつくっていますので、いろんな項目、調査項目だとかいろんなもの、遠望目視に比べて近接はこういう調査ができるよという項目がふえているのもあるのですけれども、とりあえずは近接目視としては、全部要するに橋全体を変な話、たたきなさい、触りなさい、近くまで行って見なさいということで、当然床版も下から見ることになりましてけれども、見るということなのです。とりあえず高いところについては、またこれが今の空洞調査と一緒に、特殊車両がないと見れないと、要するに下から行けないのです。そうなる上から行くということになりますので、そうなる高所作業車の逆バージョンといいましょうか、下へ入れて人が乗かっていって、下へおろして人が目で見、触り、たたくという作業をやれということになるのです。近接目視ですので、とにかく近くまで行って。なおかつ、その検査車でも届かないところについては、極端に言いますと、ビルの窓を洗うようにゴンドラを下げて、下まで行きなさいというような検査になるのではないかというふうに思っています。今、道のほうでいいましょうか、メンテナンス会議のほうでマニュアルのほうを整備を進めておりますので、まだ概略としては見えてきてはいますが、そういった細かいところについては、まだこれからだと思うのですけれども、床版についても、今、言ったとおり近くまで行って見る、たたくということでの腐食度合いなどの検査もできるのかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） やはり調査をするということは、簡単にはいかないと思うのですけれども、本町でも橋の中で、6月に美川の栄橋に大きな穴があき、通行に支障が起きました。これは道が管理している橋の一つで、現在ではかけかえが決まっております。穴のあいた原因については、町としてももちろん把握をされていると思うのですが、住民の安全確保に努めるべきではないかと考えるところであります。

そこで、やはり先ほどから申し上げたように、インフラ整備の重要性ということで、緊急輸送道路を初めとし、調査が大変必要だと考えます。先ほど、課長も余り北海道には探査車を積んだ車がないとおっしゃられたのですけれども、今、結構企業のほうもふえてまいりまして、私も車自体も視察させていただきました。レーダーをずっと横に広げて走るということで、本当に今まで何年もかかっていた調査が、例えば橋にしましても、1日に30橋の橋を点検をすることができるというような車ですが、そのようなやっぱり新しい新たな技術や機材などを積極的に活用した効果的、また効率的な道路防災対策の実現と計画的な事故防災に取り組んでいくということを考えていただきたいと思います。

また、全部は調査するということは大変かと思うのですが、まず緊急輸送道路だけを優先的にというお考えはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（湯佐茂雄） 緊急輸送道路を優先的にというようなことだと思うのですが、国の防災安全交付金におきましては、当然、緊急輸送道路についてもその交付金対象ということでございますけれども、そのほか第三者への被害の影響が大きいと想定されるような道路について、そういった交付金が充てられる。ちなみに、都市計画道路ですとか、あるいは幅員が5.5メートル以上の道路ですとか、そういったものについて交付金の対象になっております。

基本的に、確かに緊急輸送道路も当然重要になるところでございますけれども、そういった第三者影響の大きい道路についてもやっていかなければならないというふうには考えていますので、そういったものも含めて、今後検討する必要があるのかなというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） やはりまとめてみますと、橋の中身をやっぱり見ることによって、早い段階で点検することによって長寿命化にもつながるのではないかと思います。いつ起こるからわからない自然災害に対しては、私たちにとっては決して防ぐことはできませんが、起こり得る災害に対しては、備えることによって、その被害を最小限にとどめることは可能なことだと思います。

最後になりますが、災害時に被害を最小限にとどめる減災対策のさらなる推進に努め、町民の安心と安全を担う安全対策の充実を図っていただきたい。そして、さらにこれを実施するに当たり、必要となる経費については、積極的に国費の活用を行い、道路防災対策一層の充実強化に力を入れていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

○議長（古川 稔） 増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1点目であります。

「『幕別町非核平和宣言30年』にふさわしい平和なまちづくりについて」であります。

「幕別町平和非核宣言」は、昭和60年（1985年）12月23日に決議され、来年度は決議30年の節目の年となります。

決議では、「ここに幕別町は、恒久平和を願い、幸せな町民生活を守る決意を表明し、核兵器の全面禁止を求め、当町議会は、『幕別町平和非核宣言』の決議を行うものである」と結び、幸せな町民生活を守るために恒久平和と核兵器全面禁止を求めています。

平成21年9月には、前年の私の一般質問に答えて、平和首長会議に参加、加盟いたしました。町長は、加盟に当たって、「『唯一の被爆国として、核兵器における悲劇を二度と繰り返してはならない』ということのを他の市町村とともに訴えいくことは重要である」として、核兵器廃絶に向けた取り組みを継続していきたいと述べられております。

我が国が被爆してから70年にならんとしておりますけれども、いまだに大量の核兵器が存在し、人類を脅かしております。

また、福島第一原発事故によって、我が国は第5福竜丸の被爆に続いて、3回目の放射能の脅威にさらされ、原発も人類と共存できないものであることが現実のものとして証明されました。

恒久平和と核兵器の全面禁止を決議している「宣言」の30周年を迎える来年度には、次のような取り組みを求めたいと考えます。

1、政府は、「集団的自衛権の行使容認」を閣議決定し、来年度にも自衛隊法などの国内法を整備して、海外に出かけての武力行使、すなわち戦争を可能にしようとしております。

恒久平和を希求して定められた日本国憲法第9条を、一内閣の解釈で180度変えることは、我が町の「宣言」の精神にも反するものであります。

町長として、「集団的自衛権の行使容認」に反対の態度を明確にすべきと思うがどうか。

また、「核」の脅威を後の世代に押しつけることのないよう、再生可能エネルギーの活用に入

れて、「原発ゼロ」の社会をつくる立場も明確にすべきと思うが、いかがかお答え願いたい。

2番目、2015年は国連のNPT（核不拡散条約）再検討会議が開かれる年であり、核兵器禁止条約の締結を求める広範な声を届けるさまざまな取り組みが行われます。十勝からも国連に代表団が送られる運びとなっております。

また、毎年開かれる原水爆禁止世界大会には、自治体として代表を送っているところもあります。宣言をしている町として、積極的な対応を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

3番目、「宣言」30年の節目の年にふさわしい「恒久平和」「核兵器の全面禁止」の思いを町民と共有できる取り組みを行うべきと思うが、どうかお伺います。

次に2番目、「豊かな人間形成のため、学校教育の充実を図ることについて」であります。

将来の社会をしょって立つ子どもたちの教育は、最も大きい政治としての使命であり、責任のある重要な役割であります。しかるに、日本政府はその責務を果たしておらず、GDPに占める教育予算は、OECD参加34カ国平均の70%以下となっており、連続最下位という先進国として恥ずかしい状態が続けています。

我が国は、少子化、核家族化が進み、次の世代に伝統文化やしきたり、食文化などが継承されにくい上、携帯電話、パソコンなどの普及によって、人と人との関係が築きにくく、人格形成の難しい社会状況が進行しております。そのため政府の行おうとしている学校教育のあり方を検証し、国・道への改善を求めると同時に、町としても足らざるところを最大限補完するなど、社会の宝である子どもたちの健やかな成長を促進する努力が必要であると考えます。

財務省は、35人学級がいじめの削減に成果を上げていないなどとして、40人学級に戻すことを求めて、予算の削減を打ち出し、時代錯誤も甚だしいと批判を浴びております。

長野県では、「一人一人の理解度や興味関心を踏まえたきめ細かな学習指導のため、小中学校の少人数学級制を着実に推進する」として、平成26年度から全学年で30人規模学級を実施し、着実に教育効果が上がっているとしております。

そこで、我が町の教育の充実のために、次の点についてお伺いいたします。

1、30人から35人以下学級実現の努力を。

現代社会の中で困難を抱えている児童生徒の成長にとって、少人数学級が望ましいことは明らかですが、なかなか進んでおりません。幕別町の取り組みと国・道への働きかけについて伺います。

2番目、栄養教諭の配置について。

朝食をとらない児童が増加するなどの状況もある中、食育の重要性が高まっております。本町の栄養教諭の配置が進んでおりませんが、子どもの「食」の現状を考えると、道に強く要請すると同時に独自にでも配置を進めるべきと思うがどうでしょうか。

3番目、学校図書館の充実についてであります。

各学校図書蔵書数達成率は年々高くなっておりますが、さらに充実することが望まれます。司書教諭、学校司書の配置の現状はどうなっているか。

専任、専門、正規の学校司書を置くべきと思うがどうか。

4番目、小中学校における非正規職員の実態と正職員化について町の努力について伺いたい。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「幕別町非核平和宣言30年にふさわしい平和なまちづくりについて」であります。

本町は、昭和60年12月に、「世界で唯一の被爆国として、悲惨な被害を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子どもたちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」を決議し、この精神のもと毎年、平和活動を実施いたしているところであります。

ご質問の1点目、「集団的自衛権行使容認へ反対の態度を示すことと再生可能エネルギーの活用に

ついて」であります。

政府は本年7月、集団的自衛権の行使を容認するための憲法解釈を変更する旨の閣議決定を行いました。憲法解釈の変更に関し、「現行憲法の基本的な考え方は今回の閣議決定でも何ら変わらない。海外派兵も一般に許されないとする従来の原則も全く変わらない」としながらも、自衛権の発動の要件が緩和されたものであり、戦後日本の安全保障政策の大きな転換点であると理解いたしております。

集団的自衛権の行使につきましては、さまざまな意見があろうかと思いますが、外交関係を処理することは内閣の専権事項であり、こうした権限の及ばない事項に関し、町長として個人的な見解を明らかにすることは差し控えたいというふうに思いますのでご理解いただきたいと思っております。

また、エネルギーを原子力発電に頼らず、再生可能エネルギーの活用を力を入れることにつきましては、基本的にエネルギーに関する政策は、国が責任を持ち安全かつ安定的に供給する体制等を講じるべきものと認識いたしております。

現在、国では福島原発事故を踏まえ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を制定するなど、環境負荷の少ないエネルギーの活用を図ることとしており、長期的には原子力発電に過度に依存しない社会につながるものと考えております。

エネルギーを安定的に供給することは、経済面のみならず社会全体にわたり重要でありますことから、その供給体制の枠組みをどのように構築するか、またその中で再生可能エネルギーを将来にわたってどのように位置づけするかが大切であろうと考えております。

ご質問の2点目、「NPT再検討会議と原水爆禁止世界大会への積極的な対応について」であります。

町といたしましてはこれまで原水爆禁止国民平和大行進活動や原水爆禁止世界大会への参加などの民間レベルでの活動に対しまして、側面的な支援をさせていただいてまいりました。

前段申し上げましたとおり、「唯一の被爆国として核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならない」という思いは揺るぎないものであり、今後も変わるものではありません。

今後も広報紙やホームページを活用した啓蒙活動を進めるとともに、国や道、そして平和首長会議の活動と協調を図りながら、町民の皆さんと思いを共有し、平和事業を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「『恒久平和』、『核兵器の全面禁止』の思いを町民と共有する取り組みについて」であります。

平和に関する事業といたしましては、これまで平和非核宣言の看板の設置や平和を願う千羽鶴を町民から募集し、終戦記念日に合わせて、広島平和文化センターと長崎原爆資料館へ寄贈し、広島では「原爆の子の像」に、長崎では「原爆資料館内」に捧げていただいております。

また、原爆パネル展や被爆者の講演会の開催など平和事業を通して核兵器の廃絶、平和の大切さを発信することに取り組んでまいりました。

一方、町民の皆さんの独自の活動として、「平和の鐘」の意味合いをもって、8月6日と8月9日にお寺の鐘を鳴らされているというお話もお伺いいたしております。

「宣言」から30周年に向けての取り組みについてであります。平成27年には、日本の被爆70周年という大きな節目を迎えます。平和非核宣言の原点に立ち返り、継続して実施している平和事業に加えて、理解を深める記事の広報誌への掲載や小中学生への平和に関する標語・ポスターの募集、映画上映会などの事業も考えられますことから、平成27年に向けて、現在、検討を進めているところであります。

町といたしましては、今後もさまざまな平和事業を通して、町民の皆さんと一緒に平和の尊さを考える機会をつくってまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「豊かな人間形成のため、学校教育の充実を図ることについて」であります。

国におきましては、現在、新年度予算の編成作業中ではありますが、文部科学省は、平成 27 年度予算概算要求の中で、「社会を生き抜く力の養成」をするため、教育再生の実行に向けた教職員指導体制の整備を掲げているところであります。

これは、「小中学校における教育の質の向上を実現するため、これまでの少人数教育や指導力向上への取り組みを踏まえ、きめ細かな整備を図っていくことが重要」とし、「学校を取り巻く環境が複雑化・困難化するとともに、さまざまな教育課題への対応を迫られる中、教員が授業など子どもへの指導により専念できるようにするためにも、教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配置し、一つのチームとして学校の教育力を最大化」することを課題として挙げ、これらを踏まえた、「10 年間の新たな教職員定数改善計画(案)」を策定し、教員の質と数の一体的な強化を進めることとしており、その初年度分として教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要な 2,760 人の定数改善に要する経費を要求しております。

ご質問の 1 点目、「30 人から 35 人以下学級実現の努力を」についてであります。

少人数学級につきましては、受け持つ児童数が少ないことから、担任が一人一人の児童生徒に目配りができる利点があり、学校教育の質の向上やいじめ問題などに適切に対応することができるほか、特に小学校入学後、学校生活になじめない、いわゆる「小 1 プロブレム」に細やかに対処できる効果的な学級編制であると考えております。

北海道におきましては、小学校低学年における基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着と学校生活の円滑な適応などを図ることを目的として、平成 16 年度に小学校第 1 学年において 2 学級以上で 1 学級当たりの児童数が 35 人を超える学校を対象に少人数学級実践研究事業が始まり、17 年度からは小学校第 2 学年を加え、18 年度からは、初等教育から中等教育へ継続する学習のための基礎学力の向上を図るため、中学校第 1 学年を対象学年としたところであります。

その後、小学校第 1 学年につきましては、平成 23 年度から法改正により国の制度となりましたことから、道は、小学校第 2 学年と中学校第 1 学年を対象学年として事業を継続し、24 年度からは、小学校第 2 学年について 1 学級の学校も対象とし、35 人以下の少人数学級編制がされております。

本町におきましては、道の少人数学級実践研究事業を活用しつつ、さらにきめ細かな教育を進めるために、毎年、学校の意向を踏まえながら、指導方法工夫改善、児童生徒支援、ことばの教室に係る通級指導や学校事務加配などの加配措置を受けているところであり、本年度は小中学校 5 校におきまして 12 人の教職員が加配されております。

さらに、町費により小中学校の 11 校におきまして、特別支援教育支援員を 39 人配置しているところであります。

小中学校の全学年における少人数学級の完全実施につきましては、以前から全国市町村教育委員会連合会を通して、国に対し「通常学級の少人数化(30 人学級)」について、要望を続けているところであり、引き続き国に強く要望してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「栄養教諭の配置について」であります。

本年 4 月に実施されました平成 26 年度全国学力・学習状況調査の生活習慣や学習環境に関する質問紙調査において、「朝食を毎日食べている」と答えた本町の児童生徒の割合は 9 割を超えましたが、25 年度の調査結果と比較すると、小学校第 6 学年では 2.7 ポイント減少するという結果になっております。

このような朝食欠食などの食生活の乱れや偏った栄養摂取など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しておりますことから、正しい食習慣が身につくよう食育に取り組んでいくことが重要であると考え、糠内小、明倫小、忠類小、糠内中、忠類中におきましては、栄養教諭が総合学習、家庭科などでの食育指導を初め、給食時間におきましても栄養指導を行っているところであります。

また、幕別・札内地区につきましては、昨年度から幕別・白人・札内南・札内北の各小学校におきまして、農協青年部のご協力により、各小学校の 3 年生から 5 年生までの学年において、社会科や総合的な学習の授業で、バレイショ、ビート、ナガイモなどの播種から収穫までを学び、また農協青年

部の方々と一緒に給食を食べながら食材となっている幕別町の農産物や農作業への理解を深めたところでもあります。

本年度におきましては、農協青年部によるナガイモ掘りや牛舎見学などの体験学習を行っているほか、外部講師を招いた食育授業を展開しているところでもあります。

さらに、各学校におきましては、朝食を欠食しないよう児童生徒に対しまして食育授業や給食の時間におきまして指導をしているほか、学校だよりや学校給食だよりにて、保護者に対し、朝ご飯の大切さを周知しているところでもあります。

ご質問の栄養教諭につきましては、平成 25 年度から忠類小学校に配置いたしました。幕別地区につきましては、幕別学校給食センターに配置されております 2 名の学校栄養職員は、1 日当たり約 2,800 食を調理するための調理指導や衛生管理などの業務に多くの時間が割かれており、栄養教諭の配置に至っていないのが現状であります。

このため、以前から道教委に対し、幕別学校給食センターの道費負担学校栄養職員の増員要望を行ってきたところではありますが、定数増は難しい状況にありますことから、平成 28 年度に任用がえによる栄養教諭 1 人の配置が可能となるよう、幕別学校給食センターの衛生管理・調理体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「学校図書館の充実について」であります。

初めに、町内の小中学校において整備すべき蔵書数につきましては、文部科学省が平成 5 年 3 月に定めました「学校図書館図書標準」に基づき算出される標準量为目标にしているところではありますが、本年 5 月 1 日現在における町内学校の平均達成率は、標準量に対し小学校で 83.8%、中学校で 92.0% となっており、昨年度より小学校で 1.0 ポイント、中学校で 2.7 ポイントの増となっております。

次に、学校図書館の司書教諭、学校司書の配置についてであります。学校図書館法の規定により、「12 学級以上の学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」とされており、司書教諭は、司書教諭の講習を修了した主幹教諭、指導教諭、または教諭をもって充てなければならないとされております。

本町におきましては、司書教諭が必置とされる 12 学級以上の学校は、小学校で幕別小、白人小、札内南小、札内北小の 4 校、中学校では札内中、札内東中の 2 校であり、いずれの学校にも司書教諭が配置されておりますが、学校司書の配置には至っておりません。

学校司書につきましては、来年 4 月 1 日施行の改正学校図書館法に初めて位置づけられた職であり、想定される業務としては、図書の整理・選定、利用者の質問・要望に応えることなどを通して、学校図書館の利用促進を図ることにあると考えられます。

現在、各学校におきましては、司書教諭や学校図書館の運営を担当する校内組織による図書の選定・収集や読書活動の指導を初め、町の図書館職員の助言、支援による学校図書館の書架の整理や蔵書の配置がえを行うなど、学校司書の役割を含め、学校全体で児童生徒の読書意欲の向上、利用促進に向けた取り組みを行っているところでもありますので、当面は現行の取り組みを見定めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「小中学校における非正規職員の実態と正職員化の努力について」であります。

非正規教職員の実態につきましては、本年 11 月末現在、町内の小中学校には 314 人の教職員が在籍しており、その内訳は道費負担の正規教職員が 248 人、道費負担の代替教諭、期限付教諭、非常勤講師といった臨時的任用職員が 20 人、町費の臨時的任用職員として特別支援教育支援員 39 人、事務補助員 7 人となっております。

これら臨時的任用職員のうち、道費負担の代替教諭につきましては、産休または育休教諭の代替として、期限付教諭は、年度当初あるいは途中における学級増などに対応するため、また非常勤講師は、TT や専科授業の担当として配置されておりますので、継続的な配置とはならないものであります。

また、町費の臨時的任用職員につきましては、支援を必要とする児童生徒数が毎年増減することにより特別支援教育支援員の配置数の増減があること、また事務補助員につきましても、各年度の学級

数によって配置数が増減いたしますことから、現在の雇用形態で対応してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますので、この際、14時15分まで休憩いたします。

14:04 休憩

14:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） それでは、再質問させていただきます。

幕別町平和非核宣言、それから30年余りがたつわけでありましてけれども、これを読み返してみましても、非常に格調の高い宣言だというふうに思います。この中には恒久平和と、それから核廃絶と、この二つの内容が含まれているわけでありましてけれども、最近の政治の状況を見ておきますと、どちらも非常に危うい状況になっているというふうに思うわけです。

昨年の12月には特定秘密保護法が強行されて、そしてこれもまた憲法で保障されております知る権利、基本的人権を侵していくような非常に大変な法律が強行されたわけです。

ことしの7月には、ご承知のように憲法解釈を180度変えて、集団的自衛権の行使容認をしていくと、そういう重大な閣議決定を行ったわけでありましてけれども、町長の答弁の中で、この集団的自衛権の行使については、外交関係を処理するというので、内閣の専権事項だと、このように言っているわけでありましてけれども、しかしこの憲法の解釈を180度変えて、そして一内閣のもとで解釈を変えていくということが、これは内閣の専権事項でも何でもないのです。

近代社会は、立憲主義のもとで成り立っていると言われております。立憲主義、憲法が権力者を縛ると。やっぱり憲法は、国民を縛るものではなくて権力者、その権力を握った者を縛る、そして国民の権利などを保障していくというのが、この憲法であります。その憲法の解釈を一内閣が180度変えてしまうなどということは、これはあってはならないことでもあります。

憲法9条は、申すまでもなく戦争の放棄と、それから交戦権を否定し、軍隊を持たないと、こういうことをきちっと宣言しているわけでありましてけれども、そのことによって、これまでの歴代の政府は、集団的自衛権の行使は憲法9条があるからできないのだと、こうしていたものを180度転換してしまったわけで、これはやはり内閣の専権事項でも何でもないわけでありまして。

憲法の99条では、国務大臣を初め、公務員、地方の議員もそうでありましてけれども、これは憲法を尊重し、擁護する義務を負っているわけです。そのことから言えば、やはり町長も地方自治を担う幕別町の最高責任者として、やはりこの幕別町の宣言、平和非核宣言にあるその恒久平和であり、核廃絶のために、やはりきちんと態度を表明して、そしてこの宣言を守っていく必要があるのではないか、そのように思うわけで、ここで言われているように権限の及ばない町長として個人的な見解を明らかにすることは差し控えたいと、このように言っているわけでありましてけれども、憲法を守らなければならない、遵守しなければならない幕別町の自治体の長として、やはりきちんと態度を表明していくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 日本国憲法を守るあるいは尊重する、そして非核宣言のもとで我々は戦争を二度と起こさない、平和を守る、そういった趣旨をこれは守っていくと、そのこと自体に何ら私は変わることはないのだろうというふうに思います。

ただ、今言われている集団自衛権の問題がどうだとか憲法改正がどうだとか、いろんなことが今世間の中で、あるいは政治の中で動いているわけですから、そういったこと一つ一つに対して私の立場でよし、悪し、あるいは認めるべきだ認めないべきだというようなことを申し上げるべきではないの

かな、そういう思いで申し上げたことであって、憲法を尊重するとかそういったことと、直接、私は結びつけて申し上げている意味はないということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 我々もそうでありまして、町の職員もそうでありましてけれども、憲法をやっぱり守っていかなければならない義務があるわけです。そうした中で、やはり一内閣がそうした憲法解釈を180度変えるということに、やはり異議を唱えていく責任もあるのではないかと、そのように思うわけです。

この解釈で憲法を変えることについては、多くの方々が意見を述べているわけでありましてけれども、例えば憲法を変えるべきだと主張してきた慶応大学の小林節名誉教授は、やはりこうした形で憲法を解釈で変えてしまうことは、許してはならないという立場を表明しているわけでありまして。

それだけではなくて、昨年の12月に強行された秘密保護法については、我が議会も撤回すべきだという意見書を上げたところなわけでありましてけれども、そうした一連の動きの中で、やはり戦前のような社会になるのではないかというおそれを我々は持つわけでありましてけれども、こうしたことについては、非常に過去の歴史にも学んでいかなければならないというふうに思うわけですがけれども、例えば1941年に起きました宮澤・レーン事件というのがあるわけですがけれども、これは太平洋戦争が始まる時に軍機保護法で逮捕されて、戦後すぐ結核その他で獄中のあれで亡くなったわけですがけれども、これもやはり当時根室にあった飛行場、これはもうその何年も前から絵はがきになったりいろいろして存在はもう明らかであった飛行場でありますけれども、そのことを外国レーン夫妻教授が北大に勤めていたその方に話したということで逮捕され、そして拷問などを受けて、そして獄中で結核などになって戦後すぐに亡くなってしまったのですけれども、こうした国民の目、耳、口を塞ぐという軍機保護法ですがけれども、それと同じ類いの機密保護法を強行して、そしてこの7月には集団的自衛権だということで、来年の一斉地方選挙の後には自衛隊法その他を変えて、いよいよ自衛隊が海外に出て、戦争をできるような状態にするわけです。

政府は何も変わらないのだと、この答弁の中にもありますけれども、政府は何も変えたわけではないと言いますがけれども、そうした何も変えないのであれば、集団的自衛権の行使容認などしていく必要ないわけで、そうした点でやはりきちんと言うべきところでは、町として町民の平和な生活を守るために、言うべきところは言うべきではないかというふうに思うわけです。

と同時に、原発の全面禁止についてでありますけれども、我が町も平和首長会議に参加することになったわけですがけれども、この平和首長会議では、私たちの町が参加したときには2009年9月には388自治体、自治体全体の21.6%の加盟でありましたが、現在は1,741自治体のうち1,530自治体、87.9%が加盟する団体になりまして、外国では160の国と地域から6,435都市が参加しております。

ここの掲げております一番大きな課題が、核兵器禁止条約の交渉開始を求める署名を、この平和首長会議が中心になってやっております、12月1日現在117万2,200筆が集まって、これを国連に提出していると、こういうことで、NPT再検討会議に向けて運動を強めております。

そういうこともありまして、やはり核兵器廃絶に向けての取り組みをさらに強めなければならない。そうした首長会議に参加している町としてぜひ強めていってほしいと思っておりますけれども、核兵器と原子力発電の関係というのは、本当に同じ核だということで、これはテロの対象にもなりますし、一旦その事故を起こしますと、核兵器が爆発したと同じような、今、東北の状態も収束できない状態で、無害にできる技術も方法もない中で原子力であります。

そうした意味では、やはり私たちの町の宣言の精神からいっても、原発は廃絶に向けて努力していくと。そして、我が町も自然エネルギーなどを活用しながら原発ゼロの社会を求めていくことが、この宣言に沿った道ではないかというふうに思いますけれども、そうしたことももっと積極的に発言していってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの自衛権の問題も、なぜ自衛権行使を認めるのであれば、それは憲法が認

めるのであればいいのだけれども、憲法の範囲の中で自衛権行使を認めることがおかしいのだと、そのような意見もある、いろんなことがあるのだらうと思いますし、おっしゃられるように私どもは憲法を守ると、その趣旨はそんなに変わるものではないというふうには思っております。

原発の問題も、おっしゃるとおり原発があったほうがいいか、ないほうがいいかといったら、大抵の人はないほうがいいというのは多いのだらうと思うのです。ただ、なければ困る人、あるいは今ないと困るという現実にもあるのだらうというふうに思います。したがって、私どもはそうした原発を含めたいわゆるエネルギー問題全体の中で、原発をどうあるべきかを判断していく必要があるのだらうというふうに思いますし、おっしゃるとおり、これからは自然エネルギーといったところがどんどん普及されて、原発に頼らなくても日本のエネルギーが充足できる、そういうことが可能になるような努力はしていかなければならないのだらうというふうには思っておりますけれども、ただ、現実の問題の中で、私どもが今すぐ原発をやめるとか、すぐ再稼働反対だ、そういうことは十分論議が必要でないかなという思いでおります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） この我が町の平和非核宣言、この精神をしっかりと実現していく立場に立つということであれば、やはり原発も原爆もやはり人類との共存はできない危険なものでありますので、ぜひともそういうものを一日も早く廃絶していくと、原発は再稼働しないでもう廃炉にしていくという、そういう姿勢を持つことが、この宣言に私たちの宣言に沿った道だというふうに思いますので、引き続きそのことを求めていきたいと思っておりますし、町長もその立場で努力されるよう強く要請したいというふうに思います。

次に、この30周年に、2番目にNPT再検討会議だとか原発の世界大会などには町にも協力していただきまして、さまざまな運動に取り組んでおられることは評価しておりますし、感謝しているところでありますけれども、こうした核兵器の禁止のために、各自治体がいろいろな取り組みをしているわけでありまして。

先ほども言いました平和首長会議のその加盟の市町村などを見ましても、例えば兵庫県の西宮市では、平成25年が平和非核都市宣言30周年だったということで、30周年の記念事業を行っております。その中にはさまざまな取り組みが行われていますが、平和灯ろう流し、親子広島バスツアー、30周年記念誌の発行、平和の集いの開催、戦場カメラマン渡部陽一写真展、啓発看板の新たな設置というような30周年の記念事業を行っております。

答弁の中にも、さまざまな取り組みを検討されておられるということで、期待しているところでありましてけれども、そうした内容を充実されて、そして町民の心に残るような、町民の参加が多く得られるような取り組みをぜひ充実させていただきたいと思っております。

また、福岡県の筑前町では、平和のメッセージコンテストの作品募集を全国に募りまして、そして3,467作品の応募があったというようなこともありまして、こうした独自の取り組みも行われているようであります。

そうした点で、答弁の中でいろいろ述べられておりますけれども、さらなる充実した記念事業にさせていただきたいと思っておりますけれども、もう一度お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 30周年を迎えるというようなことで、いろんなことを今検討させていただいておりますし、ちょうど予算の編成に向かっている時期でもありますので、それらの中にも反映できるように十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そういうことで、今、前段でも申し上げましたけれども、大変な原発、原爆の問題にしましても、秘密保護法その他の戦争への準備の問題にいたしましても、非常に重要な段階にありますので、ぜひ町も先頭に立ってさまざまな取り組みをしていただきたいと思います、そのように思います。次に移りたいと思っております。

次に、教育委員会に質問した点であります。

豊かな人間形成のために、学校教育の充実を図るということであり、教育が子どもの成長にとってまた日本の将来にとって、非常に大きな位置を占めていることは申すまでもないわけであり、質問でも申し上げましたけれども、非常に子育ての難しい状況が進行しているということで、自治体としての取り組みも非常に大きな役割が求められているというふうに思います。

まず、少人数学級の実現でありますけれども、この質問の中でも申し上げましたけれども、長野県での取り組みが非常に目につくわけであり、長野県での取り組みは、全学年で30人規模学級というっておりまして、以下学級ということではないのですけれども、だから30人、基準が35人というようなことで行われているようでありまして、その予算措置を県自身が行っているということであり、

長野県教育委員会そのものが調査して発表しているところによりますと、30人規模学級ということで、35人以上の学級もまだ残っているわけであり、35人を超えたクラスと35人以下クラスでまとめた統計が出されておりまして、生徒1,000人当たりの不登校の数、35人を超えるクラスでは31.6人でありましたものが、35人以下クラスでは27.4人だと。この有意な差が出ております。これは県全体の統計でありますので、非常に調査数も多いようでありまして、やはりこの点でも少人数学級がそうしたことに与えるいい影響というのがここでも見てとれるわけです。

学力テストの点数もちょっと比較しているのですが、国語では、超えたクラスが151.3点だったのに対して、35人以下クラスでは154.2点と3点余りの差がついていると。数学でも同様に3点程度の差がついていると。これはそうしたことを県の教育委員会が発表しておるわけですが、そうした点で、教育長も少人数学級のいい点は認めておられるわけであり、残念ながら財務省が戻すというようなことを言い出すというような逆向きの動きもあるわけです。

そうした点で、教育委員会がそういうことではないのだと、やはり少人数学級をもっと進める必要があるというようなことを強く発信していく必要があると思いますけれども、その点ではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 増田議員おっしゃるように、少人数学級の効果というのは確かに認められるものだというふうに思います。

ただ、これはやはり一つの市町村、町がやるのではなくて、これはまずは国がやるべきだというふうに思います。現状は国においては小学校1年生のみ、道が小学校2年生と中学校1年生でやってるわけでありまして、これはやっぱり全国的にそういった方向に行くことが一番大事だろうというふうに思っておりますので、私どもとしては全国市町村教育委員会連合会として、国に対して要望していくということで、引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 強く求めていただきたいと思います。本町でもいろんな形で、例えば特別教育支援員の39人配置するでありますとか、道のちょっと進んだあれにさらに後押しするようなことも行われているわけであり、そうした点もなかなか、国は本当であれば1年ずつ35人学級に移行していくというような方針を立てていたわけであり、それがとまってしまって、逆の方向にも行きかねないようなことも言い出すというようなこういう事態になりますと、やはり町村からの、市町村からのそうした突き上げも、どうしても必要になってくるのではないかと、そう思います。そうした点で、長野県でのその取り組みに見られますように、道の働きも強めてほしいわけですが、さらに町としてその方向でさらに努力したいというようなことがありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 確かにいい制度であるというふうに思いますけれども、やはりこれ一つの町でやるというのは非常に難しいと思います。というのは、その分の教員をまず町が確保しなければなら

ない。そして、35人以下にするとしたら、例えばことしで言いますと、4人ほど教員が必要になってくるわけで、これは毎年毎年その学校のクラス編制によって増減していくわけでありまして、1回雇ったはいいいけれども、実はことしは必要ないなというようなことにもなりかねないわけで、安定してやっぱり雇用することが必要になってまいりますし、先進県、長野県のお話でお聞きしましたけれども、実際、長野県でも臨時的任用職人が当たっていて、少人数学級の担任ですね。非常に多くなり過ぎていて、臨時的任用職員が多くなり過ぎていてうまくいかないというような弊害も出ているということもありますので、これは本来は正規職員をもって充てるのが本当だと思いますので、先ほど申し上げましたように、国に対して引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） そういうことで、引き続き町としてもできることがないかどうか、検討も引き続き続けていただきたいというふうに思います。

次に、栄養教諭の配置であります。

学校教育法ほか関係8法が改正されて、平成17年から栄養教育制度が施行され9年になるのですが、なかなかその配置が進んでいないという状況であります。やはり、今、答弁でも言われていましたけれども、やはりこの社会全体が子育てしにくいような状況になっていると。そういう中で、やはり学校教育でのその面で果たす役割というのは非常に大きくなって、食育もその点でのこの充実が叫ばれているのだというふうに思います。

日本食のよさがなかなか壊されてきて、偏った栄養、バランスのとれた食事がなかなかできないと。そういうようなことで、子どもたちの活力の低下にもつながっているという点もあります。そうした点で、やはりこの急いでそうした食育の観点からも、栄養教諭、栄養士の免許を持った、そして教育の授業も単位も取れているというような栄養教諭の配置をやはり急いでいただきたい。見直しなども申されておりましたけれども、それを確実に実行していただきたいというふうに思います。

平成28年度には1人の配置が可能となるように努力したいということでもありますけれども、その見直しについてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 栄養教諭を配置できない主な理由、最大の理由というのはやはり学校給食センターの運営のほうに時間が割かれているということで、その安全・安心な給食をつくるための業務が非常に多くなっていて、なかなか栄養教諭としての仕事がやれるような状況にないということであり、そういったことで給食センター内の組織体制を整備して、28年には任用がえによって栄養教諭発令に向けて努力したいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） ぜひ実現するよう、最大限の努力をしていただきたいと思います。

次に、学校図書館の充実についてであります。

学校図書館は、やはり答弁にもありましたけれども、蔵書数では充実されて80%、90%の充足率になっているという、もうこういうお話であります。こうしたものがきちんと活用されて子どもの血となり肉となるような、そういう方向で教育の現場で行われることが必要だというふうに思うのですよね。

学校の教諭であって司書を兼ねているというような者の配置があるわけなのですが、なかなか日常の担任も持ったりという中では、これが機能していけない状況だというふうに思うのですよね。

来年の4月からの学校司書、司書の充実、学校司書の配置というものが求められていくのではないかと。やっぱり学校司書が専任、専門、正規の職員として配置され、そして子どもたちの成長の力になっていくということがどうしても必要になるのだというふうに思いますので、この司書の学校司書の配置にもぜひ力を入れていただきたい。現在、図書館の司書の方とかそういう協力もという話でありますけれども、やはり各学校に司書がいて、そして子どもたちの成長を助けていくという必要が強まっているのではないかと思います。その点ではいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 私も学校司書が必要だということを否定するものではありません。ただ、学校規模あるいは地域によってさまざまな役割があるというふうに思っています。ですから、どこの学校にもすべからず司書を配置することにはならないというふうに思っています。

その中で、現在は、今、司書教諭を中心に司書教諭が教務に属して、そこが学校図書館の運営に当たっている。さらに児童・生徒で構成する図書委員会なども、そこに一緒になって図書館の運営に携わっているという実態がありまして、現状では、満足できるような運営をされているという現場の声を聞いておりますので、今後見定めながら学校司書の配置の関係については検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 一応、時間になりましたので。

○17番（増田武夫） はい、時間ですので、最後の質問が尻切れとんぼになったのですが、やはり支援員などやっぱり必ず必要な人数も出てくるわけですので、その調整はなかなか大変な面があるかと思えますけれども、ぜひこの辺も正規雇用を進めるなどやっていっていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩いたします。

14：49 休憩

15：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について伺います。

生活保護基準引き下げによる住民の暮らしへの影響は。

国は、昨年8月に生活保護基準の引き下げを行い、ことし4月にも引き下げし、来年4月にもさらに引き下げようとしています。今回の生活保護費の引き下げは、平均6.5%、最高10%にもなり、96%の世帯が削減されています。

特に、子育て世帯である多人数世帯での削減幅が大きく、子育て支援に逆行しています。親の貧困は子どもの貧困につながり、子どもが成長していくに従って獲得する体の成長や心の成長、知識の獲得が希薄になり、子どもの自立を阻害しかねません。

今、雇用の崩壊が続いています。労働者の40%近くが非正規という状態が広がり、ワーキングプア、年収200万円未満が1,000万人以上に広がる中、働きながら生活保護を活用し、生活をしていかざるを得ない状況になっています。

また、高齢者の貧困も深刻です。国民生活基礎調査では、37.8%の世帯が年収200万円未満であり、そのうち4分の1が150万円未満です。国民年金事業年報によると、年金額5万円弱の人が804万人、そのうち女性は615万人を占め、高齢者の相当部分が貧困状態です。

生活保護制度は、生活に困窮した住民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障している憲法25条に定められた当然の権利です。

したがって、次の点について伺います。

1、町の生活保護利用者の

①世帯構成、世帯数と人数は。

②3年間の相談件数とそのうち受給に至った件数。

2、生活保護基準引き下げに伴い、影響のある制度数と利用者数、町としての対応は。

3、住民税課税の世代構成と人数。

①均等割課税の世代構成と人数。

②所得割課税の世代構成と人数。

4、生活保護基準をもとに戻すよう国に求めていくこと。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「生活保護基準引き下げによる住民の暮らしへの影響について」であります。

生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでありますが、昭和25年に生活保護法が制定されて以来、社会情勢や経済動向などの変動に応じて制度を見直されながら現在に至っております。

平成25年に生活保護法の大幅な見直しが行われ、今日の社会情勢に対応した制度とするために、被保護者の社会的自立の助長をより促進し、生活保護の適正化を図ることができるようにするという趣旨の改正が行われたところであります。

改正の主な内容につきましては、一つ目として生活保護基準の見直し、二つ目として就労基礎控除の見直しや就労収入積立制度の創設など、いわゆる就労の促進を図ること、三つ目として不正、不適正受給対策、四つ目として医療扶助の適正化などであります。

生活扶助の基準の見直しにつきましては、「年齢・世帯人員・地域差による影響の調整」や「物価動向の勘案」などによる見直しが行われ、平成25年8月から施行されているところであります。

生活保護費の算出に当たりましては、激変緩和措置として、平成25年8月からは改正前の基準額の3分の2と改正後の基準額の3分の1を、本年4月からは改正前の基準額の3分の1と改正後の基準額の3分の2を合算して算出しているものであります。

また、本年4月から消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴い、生活扶助一類及び生活扶助二類等の基準額において、それぞれ2.9%の引き上げの改正が行われたところであります。

なお、「生活保護事務」につきましては、福祉事務所を有しない町村は、保護申請の送付や保護費の支給などの事務を担っておりますが、それ以外の事務は、基本的に都道府県が行うこととされておりますことから、十勝総合振興局社会福祉課の資料に基づいて答弁させていただきますことをご理解いただきたいと思います。

ご質問の1点目、「町の生活保護利用者について」であります。

初めに、世帯構成、世帯数と人数についてであります。

本町における本年4月現在の受給世帯数は231世帯、受給者数は355人で、保護率といわれる住民基本台帳人口に対する割合は1.28%であり、ここ3年間は微増傾向にあります。

受給世帯231世帯の世帯構成につきましては、男性が65歳以上、女性が60歳以上の方のみで構成されている「高齢世帯」が117世帯で131人、子が18歳未満で構成されている「母子世帯」が25世帯で87人、世帯主が障害年金を受給または障害者手帳を所持している「傷病・障害世帯」が57世帯で83人、「その他世帯」が32世帯で54人となっております。

次に、3年間の相談件数とそのうち受給に至った件数についてであります。平成23年度の相談件数とそのうち受給に至った件数は、それぞれ65件と45件であり、同様に24年度では41件と18件、25年度では66件と26件であり、この3年間の合計では172件の相談に対して89件が受給に至っているという状況であります。

なお、相談のみで申請まで至らなかった件数は82件であり、その理由につきましては、収入額が保護基準に該当しないことのほか、生命保険の解約、手持ち金の充当などにより生計を賄うことになったためであります。

また、申請はしたが基準に該当せず、受給に至らなかった件数は1件であります。

ご質問の2点目、「生活保護基準の引き下げによって影響のある制度の数と利用者数、町としての

対応について」であります。

対象者や金額の設定に当たり、生活保護受給者の区分がある制度は常設保育所保育料など 14 制度、生活保護受給者を対象に減免等を行っている制度は学童保育所保育料など 13 制度であり、生活保護受給者を対象に助成をしている制度は成年後見制度審判請求費用など 6 制度にわたっております。

本町におきましては、平成 25 年 8 月からの生活保護基準の改正によって、生活保護が廃止となる受給者は現在まで発生しておらず、27 年度においても、現在の受給者の中で、生活保護の廃止につながる受給者は発生しない見込みであります。

したがいまして、生活保護受給者を対象に費用徴収の軽減や助成などを行っている 33 制度につきましては、影響がないものと認識しております。

なお、これらの制度により費用徴収の軽減や助成を受けている生活保護受給者は、平成 26 年 4 月 1 日現在で述べ 167 人であります。

次に、対象者の設定に当たり、生活保護基準を参照している制度につきましては、「奨学資金」「就学援助」「国民健康保険一部負担金」の 3 制度となります。

「奨学資金」と「就学援助」につきましては、対象者の決定に当たり、生活保護基準を準用しており、今回の改正に伴う基準を用いて算定しますと「奨学資金」においては、支給決定者 60 人の 20% に当たる 12 人が支給対象外に、また、「就学援助」においては、認定者 440 人の 15.2% に当たる 67 人が非認定となるところでありますが、いずれの制度においても、改正前の基準により決定しております。

また、「国民健康保険一部負担金」につきましては、一部負担金の免除、減額または徴収猶予の認定について、生活保護基準額と実収月額との比較で認定の可否を判断しているところでありますが、ここ 2 年間の申請はないことから、影響は生じておりません。

また、今後においても、生活保護基準額の取り扱いには十分配慮してまいりたいと考えております。ご質問の 3 点目、「住民税課税の世代構成と人数について」であります。

個人町民税が課税される要件について、ご説明申し上げます。

住民税の均等割・所得割ともに非課税となる方につきましては、基準日である 1 月 1 日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方、あるいは障害者、未成年者、寡婦（寡夫）の方で前年の合計所得金額が 125 万円以下の方であります。

均等割が課税となる方は、①扶養家族のない方の場合、前年の合計所得金額が 28 万円を超える方、②扶養家族のある方の場合、前年の合計所得金額が、控除対象配偶者と扶養親族数の合計数に 1 を加算した合計数に 28 万円を乗じ、さらに 17 万円を加算した合計金額を超える方であります。

また、所得割が課税となる方は、①扶養家族のない方の場合、前年の合計所得金額が 35 万円を超える方、②扶養家族のある方の場合、前年の総所得金額等が、控除対象配偶者と扶養親族数の合計数に 1 を加算した合計数に 35 万円を乗じ、さらに 32 万円を加算した合計金額を超える方であります。

初めに、本年 7 月 1 日現在の「均等割のみの課税世代構成と人数」についてお答えいたします。

世代別の内訳につきましては、20 歳未満が 0 人、20 歳から 29 歳までが 57 人、30 歳台が 131 人、40 歳台が 227 人、50 歳台が 239 人、60 歳台が 380 人、70 歳台が 334 人、80 歳台が 136 人、90 歳以上が 12 人で、合計 1,516 人であります。

次に、同様に「所得割の課税世代構成と人数」については、20 歳未満が 0 人、20 歳から 29 歳までが 1,144 人、30 歳台が 1,990 人、40 歳台が 2,482 人、50 歳台が 2,381 人、60 歳台が 2,134 人、70 歳台が 1,012 人、80 歳台が 421 人、90 歳以上が 74 人で、合計 11,638 人であります。

これら、各世代における課税人数は平成 24 年度、平成 25 年度と比較いたしましても、おおむね横ばいで推移している状況にあります。

ご質問の 4 点目、「生活保護基準を元に戻すよう国に求めていくことについて」であります。

今回の生活扶助基準の見直しにつきましては、国の社会保障審議会における検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響の調整と平成 20 年の見直し以降の物価の動向を勘案して行われたも

のであります。

改正の内容につきましては、本町が対象となる「3級地の1」の生活扶助一類の年齢別基準において、12歳から19歳までと20歳から40歳までは、4.6%から7.0%引き下げられましたが、他の年齢層では0.9%から27.5%引き上げられました。

また、生活扶助二類の世帯人数による基準においても、ひとり世帯においては6.1%引き下げられましたが、2人以上の世帯は4.4%から31.9%引き上げられています。

生活保護基準額が総体的に引き下げとなっている要因は、従前、生活扶助一類に係る額が、多人数世帯に過大に支給されないように調整する逓減率が乳幼児から高齢者まで一律に適用されておりましたが、この率を経済性やスケールメリットを勘案するように見直されたことによるものであります。

このように、このたびの制度改正は、より国民の消費水準との均衡を図るべく関係法令が整備され、既に昨年の8月から施行されているものと認識いたしており、生活保護基準を元に戻すよう国に求めることは、適当ではないと考えております。

しかしながら、地方では、経済の好転をなかなか実感できない状況にありますことから、生活保護受給者や生活困窮者の方にとりましては、厳しい生活状況にあるものと推察いたしますので、町といたしましては、これらの方々が安心して暮らしていけるように国に支援策を講じていただけるように、町村会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） まず、1番目の質問にかかわってですが、生活保護利用者のこの世帯構成、世帯数と人数、この推移なのですが、決算資料で、私、調べたのですがけれども、平成21年度から25年度、この比較の中では、平成21年度では生保世帯は186世帯、平成25年度は231世帯となっております。

この中では生保世帯数が45世帯、人数43人、5年間でふえております。それでその中で一番ふえているのがやはり高齢世帯、母子世帯ではあるのですがけれども、その他のところが一番ふえております。その他というのは、若い世帯ですとか失業ですとか病弱だとか、そういう方々の世帯数です。その世帯数がこの5年間で3.57倍、平成21年度は7世帯だったのが平成25年度では32世帯にふえております。ですから倍数としては3.57倍ふえておまして、ここから見るところはその他のところなのですけれども、やはりワーキングプアというのでしょうか、収入が低くて暮らしていけない、そういう世帯がふえてきていると思うのです。

それで、20代でも病気で働けない方ですとか、統計では50歳以上の方が50%、このその他の中に入っているという、全国的にですね、ですからそういう方がふえているということも統計では明らかになっているのですけれども、今、その就労支援ということが随分うたわれております。そういう中では、即仕事ができない、そういう方もいると思うのですが、そういう方にもしっかりとした対応が必要だということと、それから生活保護制度を利用しながら、そして仕事をしながら生活を保障していかなければならない、そういう状況も見えてくるのではないかと思います。

それで、これから就労指導が行われると思うのですが、そういう方々にはしっかりと支援が必要だというふうに考えるのです。働ける方はもう生活保護を受けておりませんので、そういう方々に対する対応というのをしっかりとしていかなければ、ますます暮らしですとか精神状況ですとか暮らしづらくなる状況も生まれると思うのですけれども、その点はどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、生活保護を受けている方で、働けないと、これは当然収入の道がないわけですから、生活保護ということになるのでしょうけれども、ただ働きたくても働く場所がないというようなことで生活保護を受けているというようなこと、あるいはその病状、体質に合った仕事であればできるというような方も中にはいらっしゃるというふうに思います。そういったことは、もちろんケース・バイ・ケースですけれども、一対一、いわゆる俗に言うケースワーカーが

本人との面接の中で一番適した仕事あるいは収入に結びつくようないろんな状況を判断して、これからもまた指導していくのだろうというふうに思いますし、我々町が直接個人のところへ行って保護者に対してどうのこうのということではなくて、あくまでもやはりケースワーカーなりを通じ、あるいは一緒になって協力をしていくということが、これからも求められていくのだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それは制度上、そういう状況に町村の場合はなっております。けれども、生活が困難な場合には、振興局に相談することもあるでしょうけれども、町の担当のところにも相談に伺うと思うのです。ですから、そういうところでは親切な対応、その人の状況に合った対応が必要ではないかということで質問をいたしましたので、やはり本当に、今、生活保護バッシングなんか随分ありましてね、なかなか窓口で相談に行けないという状況もありますので、そういう対応もこれからは必要になっていくのではないかと。で、そういう心配もありますので、町の担当のところでの対応がこれからきちっとされるように求めていきたいというふうに思います。

また、この今回の生活保護の改正の中に、四つ挙げられておりますのが、その中で不適正受給対策ということで、この生活保護の見直しを行われているということも、今、答弁中でありました。それで、この中で本当に不適切な受給というのは、私もいいとは思いません。けれども、全体的に見れば生活保護費全体の0.4%であるということで、生活保護費の受給、それから対象者がふえているのは不正受給が原因ではないということで、この数字の中でも本当に高齢者の年金の額が少ないですとか、それから今言った働き方の問題、そういうことがありますので、幕別町のこの受給者がふえているということは、町民の生活が困難になってきているということのあかしでもあるということで、その点はきちっと把握した上で、対応がこれからしていくべきではないかというふうに私は思っております。

それで、今、本当に生活保護バッシング、去年ですかね、随分ありました。それで、年度から見ましても、生活受給者の申請というのでしょうか、それも平成24年度は減っておりますね。そういう状況もあると思うのですが、本当に生活が大変な人、困窮している人たちにこの制度は憲法できちっと保証された制度ではありますので、今までの相談件数ですとか、そういうものも把握しながら、そういう方々にしっかりと対処していかなければならないというふうに思います。

今、相談件数、この3年間で相談件数のうち受給に至った件数についてですが、平成23年度は相談件数は65件で、受給に至ったのが45件、至らなかった件数が20件です。平成24年度が23件、平成25年度が40件と報告、答弁されております。

こういう中で、収入額が保護基準に該当しなかったことのほかに、生命保険の解約、手持ち金の充当などにより生計を賄うことになったためでありますという答弁ですが、この中で生命保険を解約したお金、手持ち金の充当など、こういうものが底をついた場合に、対象者になる可能性があると思います。それで、こういう方々が底をついたから1回相談に来たけれども、また相談に来たとき、それから相談になかなか至らなかった場合でも、町として、そういう生活が大変だという把握をしてきちっと対応していく、来年度、再来年度どうなるのか対処していく、そういう中では税の滞納ですとかそういういろんなことがあると思うのですが、そういう可能性もなきにしもあらずです。そういう方々に対する今後の対応、どのようにしていこうと思っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 生活保護の決定につきましては、申請から約2週間ぐらいを要するというようなことがあります。ですから、そういうことも十分そういう相談者にはお話をして、そして手持ち金とか生命保険を解約した場合には、その遍歴があると思いますけれども、それが大体どれぐらいになってそれを使っていくのがどれぐらいの月になったら大体底をつくというのは、大体ご自分でわかると思いますので、先ほど言いましたように手続2週間を要する、そういうようなこともお話した中で、自分の生活を確立できるように、そのようなお話はさせていただいているところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そういう対応は、1 回目のときは受給に至らなかったわけですから対応はされていると思うのです。その後の対応が、そういう方々に対する対応、底をつきそうになって町のほうに相談に来られる方はいいのですけれども、そうでない方々に対しては、確かに自分で申請しなければならぬのですけれども、なかなか申請に窓口までは行けないわ、申告までは行けないわというそういう町民がもしいたとして、札幌で餓死事件や何かあったのですが、そういうことは町としてはないと思うのですが、そういう心配も危惧されますので、そういう申請に来られて受給に至らなかった方に対する対処というの、これから必要ではないかと、そのところをお聞きしたいと思ったのです。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） まず最初に相談を受けたときには、先ほども言いましたとおりに、なるべく丁寧に相談を受けて、いろいろなほかにも手だてがないのか、例えば児童扶養手当を受ける該当者になるのかとか、あと就学援助とかそういうものの該当なのかとか、いろんな他制度を利用できないかどうか、そういうものもあわせて、これはまずいろいろな生活の支援をまず一緒に考えていっております。

それと、そういうことでなかなか相談に来られない方、それは確かにいらっしゃると思います。町としましては、民生委員さんもいらっしゃいますので、そういう方々も心配な方につきましては、ある程度気かけながら、ふだんの様子、そういうものを見ていただいて、そして何か異変とか何かありましたら、これは町のほうにも連絡していただいて、何らかの接触を試みるとか、そういうことにつきましては十分配慮していきたいと、そのように思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） はい。そういう対処はこれから本当に必要だと思います。それで今、町民の方と対話しますけれども、とにかく年金が低いですとか本当に収入が低いですとか、そういうことで生活保護に対するバッシングもかなりあります。そういう中で、やはり生活保護は本当に憲法に保障された最低限度の生活を営む、そういう意味で、権利としての生活保護ですから、こういう制度が本当に生活が大変で暮らしていられない、そういう方々のために生活保護の制度をしっかりと周知させる、そういうことも大切だと思います。

帯広市では生活保護、こういう制度ですよということで、庁舎内に張ったりですとか公共施設にそういう制度をお知らせするですとか、そういう対策をとっているのですけれども、町としてもこれだけ、この5年間の推移を見ましても、生活保護世帯がふえているということは、申請に至らない方もまだいらっしゃる、そういう方々のためにもやはり対応していくために制度をお知らせする、そういうことも周知していくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 町としましては、いろいろな制度とかそういうものの啓蒙、周知、それには努めていくのは当然だと思っております。ただ、生保の申請をするとかそういうお話をするといいことに関しましては、これは相談に来られた方に関しましては、先ほど申し上げたようには対応しますけれども、町が積極的に、非常に個人のプライバシーの関係もありますし、個人個人の考え方もあります。ですから、中には生保基準に該当するような方でも生保は申請しない、そういうような方もいらっしゃいますので、これ非常にそういう個人の考え方、プライバシー、そういう問題もありますので、その中で町としてできることの対応をしていく、そういう姿勢でいるところであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 本当に困窮している方々が本当に安心して受けられるような、そういう何ていうのでしょうか、雰囲気といったらおかしいのですけれども、そういう状況をやはりきちっと町民に周知していくということがひとつ大事ではないかなというふうに思います。

次に、生活保護基準引き下げに伴いという、影響のある制度利用数、この中で、今まで本町においては生活保護のこの引き下げに伴い影響がないというふうにお答えでしたけれども、この中で生活保

護基準を参照にしている制度、奨学資金、就学援助、国民健康保険一部負担金、この三つが生活保護基準を参照にしているというお答えでした。

それで、今、奨学資金のことに关しましては、今、教育委員会で見直しを行っているということです。これからきちっと決められていくのではないかと思います、それと就学援助ですが、就学援助に伴っては、今回、支給決定者 60 人の 20%に当たる 12 人が支給対象外になっているというお答えでした。これは奨学資金ですね。それから就学援助は、認定者 440 人のうち 15.2%に当たる 67 人が非認定となっており、今年度は改定前の基準で決定しておりますというお答えですが、来年度、どのように対処していくのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 就学援助につきましては、昨年 8 月に生活扶助基準が引き下がる前から、国からの通知によって従前どおり取り扱うようにというような通知がございました。それに従って取り扱っておりますし、それはそのとき限りではなくて、3 年間でたしか引き下がる、段階的に引き下がるかと思いますが、ずっと将来においても従前どおりの金利で従前どおりの取り扱いをなさないということになりますので、そういうふうな取り扱いをしていく考えであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） それでは、認定者の 67 人が非認定となる場所であるけれども、現状維持であるということですね。そうすると 3 年間は現状維持で、生活保護基準が引き下がっても現状維持で対象の、今現在対象になる収入の方は対象になっていくということでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 済みません、ちょっと言葉足らずだったかと思ひます。給与基準に基づいて算定をするということで、給与の基準に基づいて算定をするという意味であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） ということは、収入の基準が引き下がるのか。そのまま現状でいくということで、では今まで対象になっている方は、そのまま 3 年間対象になって就学援助を支給されるということでしょうか。わかりやすく説明してください。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 算定というか、申請は、その時々々の年収に応じて申請がされますので、年収は変わりますよね、年々変わります。ただ、我々の基準としては、改正前の生活扶助基準ですから、引き下がる前の基準をもとに、その 1.3 倍以内であれば対象にするという意味でございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） であれば、対象者が現状の基準が下がったといっても、基準は変わらないということですから、就学援助の基準は変わらないということを押さえて、安心していいということですね。わかりました。ちょっとわかりやすく説明してください、ちょっとわかりにくいものでごめんない。済みません。そうですね、はい。

いや、そこが本当にね、今、子育て世代が本当に教育費にお金がかかるのですよね。よく子どもを生まないのが悪みたいな風潮がどこかで発言されていたみたいなのですが、子どもがなかなか教育費にお金がかかって子どもが生めないというのも現状ですから、やはりそういうところにしっかり手だてをとっていくところに、この就学援助の大切さはあるというふうに私は思っています。

本当に今、塾に通っているですとか、そういう子どもたち、塾に行かせたいけれども行かされないという世帯も若い方におります。それで、子ども 1 人やっと、教育費がかかるから子ども 1 人しか産めないとかね、そういう世代も地域を歩いたらいるのですよね。ですから、この就学援助制度は本当に大切な制度だと思ひますので、現状のとおりだということで安心いたしました。

それで次、均等割、税のところなのですが、今答弁の中で、住民税の均等割世代、それから所得税割世帯でということで、決算資料によりますと、25 年度の決算なのですが、平成 25 年度の納税者の人数ですが、平成 25 年度は 2 万 959 人です。単純な計算とはならないと思うのですが、ここの

均等割の方々1,516人、所得割が1万1,638人ですね。そこから引きますと7,805人、この方々が非課税ということ、単純ではいけないと思うのですが、人数的にはそういう計算になるのかなと思うのですが、生活保護基準の引き下げに伴いまして、こういう方々非課税者が減っていくのではないかとこのように私思うのです。それで、そこから介護保険料ですとか国税だとかという負担がありますと、ますます町民の暮らしが大変になっていくのではないかとこのように思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 今のご指摘なのですけれども、今のところ、最低の課税基準ですね、これを見直すという話は出ておりませんので、今までのとおり、先ほど町長が説明しましたとおり、行くのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） やはりこの生活保護制度の見直しの中で見えてくるのが、町民の暮らしがますます困難になってきているというのが見えてくるのです。基準が引き下げられて、一番基準が引き下げられるのが、子育て世代が一番この基準が引き下げられてくるという状況になっています。子育て世代、先ほども就学援助で言ったのですけれども、いろいろ費用かかる中で、本当に子育て世代のところに一番、それから高齢者にその影響が出てくると思っております。

今、この課税世帯の中では変わらないというお答えでしたので、これはこれからちょっと状況を見ていきたいと思うのですけれども、そういう状況であります。それで、今、生活保護の基準をもとに戻すように、ここが、今、町長は戻すことは考えられない、国に求めていくことはしない、このようにお答えになっております。

それで、今、日本の生活保護の状況はどうなっているのかということなのですけれども、この日本の生活保護利用者ですけれども、諸外国に比べて、生活保護利用者は費用は増大しているとは言っているのですけれども、多くはないのです。ヨーロッパ諸国から比べますと、日本の利用者は人口比で約2%です。ドイツでは10%、イギリスでは9%前後が利用されております。

そして、実際に生活保護を利用できる所得しかない人たち、先ほど民生部長おっしゃっていましたが、基準は低いだけでも利用をされていない方、そういう人たちの中で実際に生活を利用している人の割合は、日本ではわずか15%から18%、ですから約80%の方々はまだ基準より低い生活をされているということです。ドイツでは65%、スウェーデンは80%がその制度を利用している、ですから、日本では収入は低いけれども生活保護を利用していない方々はまだ少ないという状況です。

2年前に生活保護バッシングが起こりまして、生活保護がふえているのは不正受給が多いからだと言われておりますけれども、それは実際に生活が大変であって受給を利用しているのであって、不正受給が原因ではないということが明らかになっていると思います。

それで、日本のこの国民総生産に比する生活保護の費用なのですけれども、これは日本ではわずか0.6%なのです。アメリカは1.2%、フランスでは4.1%。ですから、生活保護の基準が引き下がりますと、ますます貧困が加速し、住民の暮らしがますます困難になっていくと思うのです。

そういう中で、町長は国に対しまして引き下げを行わないように求めていくことはしない、そのようにお答えになっております。そのかわりでしょうか、国に支援策を講じていただけるように、町村会を通じて要望していきたいと考えているとお答えになっておりますけれども、この国に支援策を講じるよりは生活保護基準を下げないことを求めていくほうが、より安定した生活を行っていくのではないかとこのように思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町村会が生活保護問題を取り上げて国や道へ要請をするというのは、今までもないので。というか、さっきも言いましたように、生活保護の事務というのは、福祉事務所を持っている市と、そしてあとは都道府県ですから。いわゆる町村会がそれを取り上げて、市や都道府県を無視して、町村会が生活保護基準をどうすれということは今までない。しかも一方では、市や都道府

県は、生活保護費にみずからお金を出す財源負担をしなければならないですから、逆を言うと、国が下げるとなったら一緒になって下がったほうが、市も都道府県も負担は減る状況ですね。

そこへ町村会が市長会や都道府県や知事会を飛ばして、住民のためだからもっと上げれというようなことは、取り組むことは難しいだろうということで、私は町村会としては無理だろうと。ただ、そのかわりとして先ほど、今、言いましたような何らかの支援策をこれからも講じてほしいと。

一つには、今、都道府県単位に、さっきも言いました、前段に申しあげました働く場の確保ですとか、何とか働く人をふやしたための支援策だとか、そういったことの中で、住民の所得あるいは生活のアップということを求めていきたいというのが、町村会の立場だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 町村ですから、直接、福祉事務所を持っているわけではありませんので、振興局を通じてということになると思います。道の持ち出し、市の持ち出しということですよ。

私はやはり、これだけ今、日本は貧富の差が開いて、町長先ほどからおっしゃっていますように働く場所がない、収入もなかなかふえない、年金も下げられる。そういうときに道の持ち出しが多くなる、受給基準を上げれば道の持ち出しが多くなるというお答えでしたけれども、それであれば道を通じて、国に対して要請をしていくということが大事だと思うのです。

生活保護の支給枠というのは、やはり道もありますでしょうし、国の負担もあるでしょうし、そのところを町民の暮らしから見て要請していかなければ、やはり暮らしはますます大変になっていきますし、それに基づいた制度も引き下げになっていくわけですから、道を通じて町村会から道を通じて国に要請を上げていく、そういうことも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 言っている意味は十分わかるのですが、今言ったように、現実に実務をとっている道が、いわゆる国と分けて負担をしているわけですし、もう一つ市長も、各市が自分たちの負担もしながら国のあれをもらってやっているわけです。そこへ町村会が市や市長会や道にもっと上げるようにやりなさいということが、これ本当に町村会としての役割としてあるのかどうかなのです。ということになりますと、これはもちろん町民のためだと言われれば全て町民のためですから、年金を上げてくれというのもこれ町民のためですからね。そういうことを全部含めて、全体の社会保障制度なり何かでいわゆるレベルアップを図っていくということが、これは大事なことであるのだろうというふうに私は思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 町長のお答えもわかります。それではこの国の支援策を講じていきたいというお答えでしたけれども、例えばどのようなことを国に支援策を講じていきたいというふうにお考えなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、国が生活保護基準を下げている、もう一つ新たな制度をつくらうとしているのは、何か生活困窮者対策ということで、いわゆる生活困窮者支援法というのを設けて、いわゆる生活保護まで行かないその前段で、先ほど来申し上げておりますように、所得が少しでもその方たちに行くように、あるいは年金のアップ等も含めながら、そういう支援策を強化することによって、ひいては生活保護を減らしていくということにつながればいいことではないかな、そういう思いではおりません。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そこがまた、私は問題だというふうに考えているのですよね。こういうその支援法が、本当に生活保護に至らない人を対象とすることになっているのですが、これはちょっと、何ていうのでしょうかね、生活保護を、こういう言い方はちょっと語弊があるのですが、受けさせないために、そこでストップさせる、そういう状況になってしまう心配もあるのですよね。だから、これは国の対策なのですから、いや、そのところ、私非常に不安を感じるころなのですよね。

ですから、もしこれが、実際に制度として通っていった場合には、それこそ水際作戦みたいな、そういう法律にならないような手だてというのも必要ではないかと思って考えているのですよね。

ですから、その辺のところも本当に生活保護必要な方には制度を受ける、そういう受給、利用してもらう、そこが大事なのであって、私はこの支援法はないほうがいいというふうには思っているのですけれども、そのところが非常に不安なものですから、これからの推移を見ていきたいと思っております。

そのほかに支援策はどのようにお考えですか、国に要請していきたいと考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そのほかにと言われましても、なかなか私の頭では考えられないこともある。ただ、いろんな先ほども言いましたように、社会保障のいろんな制度自体をアップしていくということが、結果的には生活保護にならない前段のいわゆる水際対策になるんでないか。年金の問題もそうですし、いわゆる正規の雇用がどんどんふえていくとか労働条件が緩和されて賃金が上がるとか、そういうこと全てがいわゆる国民の所得のアップともにつながるものが全体的な生活のアップにつながっていくのだろうというふうに思っています。

私は別に生活保護は絶対悪だなんて思っていませんし、減らさなければだめだなんていうふうに思っていない。必要な人が受けるのは、これは当然の権利だというふうに思っています。ただ、そこへ行く過程が大事だなと。少しでも所得なり年金なりがアップすることによって、そうならないほうがよりいいのではないかと、拘束されないで生活できるほうがよりいいのではないかと、そういう思いはあります。

○16番（野原恵子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、16時まで休憩いたします。

15：52 休憩

16：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

人口維持を目指す魅力あるまちづくりであります。

11月21日、地方創生関連2法案が成立しました。人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保するということが目的とされていますが、安倍政権のさらなる選択と集中による自治体再編や道州制の基盤づくりの推進となることが懸念されます。既に、民間研究機関日本創成会議の消滅可能性自治体リスト等も引き合いに、地方活性化のためには中核都市を構築し、新たな広域連携の推進事業を同時に進めているからであります。

人口減少と一極集中の解消の対策は大変重要な課題ではありますが、平成の大合併に続き、国による行政の広域化と行革継続の地方中核都市の推進では、周辺部の市町村は自治の権限と財源を失い、人口減少に逆に加速されていくことになってしまいかねません。地方活性化のためには、地方経済の疲弊や人口減の原因がどこにあったのか、検証することが重要であります。

合併を経てきた我が幕別町として、改めて人口動態の検証も行い、将来も人口が維持できる魅力あるまちづくりが進められるよう、次の点を伺います。

①幕別町は管内唯一人口が増加している町であります。地域別（札内、幕別、忠類）、また産業別、年齢別の人口動態と将来の見込み、労働人口と収入の推移。

②人口が増加している自治体の多くが子育て支援策に力を入れています。保育料の軽減や医療費無料化の年齢拡大など思い切った子育て支援策を求めます。

③農畜産物や地域資源を生かした加工や自然エネルギーの開発を促進し、地域での活用や雇用の拡大で地域経済を循環させること。そのためのプロジェクトチームの立ち上げを求めます。

④農業振興のためにＴＰＰ交渉参加の撤退は避けられません。国に強く求めていくこと。

⑤中小業者の将来にわたって、支援につながる地域産業政策として、各自治体で制定が進んでいまず中小企業振興条例の制定、またことし６月に成立しました小規模企業振興基本法に基づく町の計画の取り組みについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「人口維持を目指す魅力あるまちづくりについて」であります。

本年５月に、「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会は、人口を維持する上で「20 から 39 歳女性の数」に着目し、地方から大都市への人口流出が今後もおさまらないと仮定した場合、2040年には全国の1,748市区町村中、約半数に当たる896市区町村が若年女性の人口が半分以下に減少する「消滅可能性都市」になるとする推計結果を発表いたしました。

こうした動きの中、国では、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための基本理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援することを内容とした「地域再生法の一部を改正する法律」を本年11月28日に公布いたしました。

これに先立ち、本町においては、本年6月に、若手職員の柔軟で斬新な発想で人口減少対策を検討するため、「人口減少に関する若手職員プロジェクトチーム」を庁内に設置し、現在、少子化対策、雇用・定住対策、地域の活性化の三つのワーキンググループにおいて、問題の分析とその解決に向けた具体的な方策について検討を重ねているところであります。

ご質問の1点目、「町の人口動態と将来の見込み、労働人口と収入の推移について」であります。

初めに、地域別の人口動態についてであります。平成12年、17年と22年の直近の国勢調査の結果で申し上げます。

南幕別農村部を含む幕別地区は、12年が7,353人、17年が6,789人、22年が6,322人で、10年間で1,031人、14.0%減少いたしております。

一方、西幕別農村部を含む札内地区は、1万6,923人、1万8,294人、1万8,607人と1,0年間で1,684人、10.0%増加いたしました。

忠類地区は、1,804人、1,785人、1,618人で、10年間で186人、10.3%減少いたしております。

次に、産業別人口について申し上げます。

国勢調査の就業者数は、これには分類不詳も含んでおりますが、12年が1万3,596人、17年が1万3,403人、22年が1万3,077人であり、10年間で519人、3.8%減少いたしております。

産業別では、第1次産業は2,558人、2,408人、2,288人と10年間で270人、10.6%減少し、全就業者に占める構成比でも、18.8%、18.0%、17.5%と10年間で1.3ポイント減少しております。

同様に第2次産業は、3,133人、2,609人、2,342人であり、10年間で791人、25.2%と大きく減少し、構成比でも、23.0%、19.5%、17.9%と、10年間で5.1ポイント減少しております。

一方で、第3次産業は、7,763人、8,215人、8,012人と、10年間で249人、3.2%増加し、構成比でも、57.1%、61.3%、61.3%と、10年間で4.2ポイントの増加となっております。

次に、年齢別人口では、同じく国勢調査における15歳未満の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で申し上げますと、年少人口は、12年が4,200人、17年が4,086人、22年が3,731人で、10年間で469人、11.2%減少し、構成比では、16.1%、15.2%、14.1%と、10年間で2.0ポイント減少しております。

生産年齢人口は、1万6,905人、1万6,713人、1万5,945人と、10年間で960人、5.7%減少し、構成比も64.8%、62.2%、60.1%と、10年間で4.7ポイント減少しております。

老年人口は、4,952人、6,069人、6,867人と、10年間で1,915人、38.7%増加し、構成比でも19.0%、22.6%、25.9%と、10年間で6.9ポイント増加しております。

平成22年度の国勢調査における本町の年少人口の構成率は、5年前に比べて1.1ポイント減少し14.1%でありましたが、これは音更町の16.0%、芽室町の16.3%と比較すると低く、逆に老年人口の割合は25.9%であり、音更町の22.9%、芽室町の23.1%と比較すると高いという傾向が見られたところでもあります。

今後の見込みについてであります。本町の住民基本台帳人口は、国勢調査終了後の平成22年11月末から25年3月末にかけて29カ月連続で前年同月比プラスの状態を維持してまいりました。

この結果、本年11月末現在の外国人(59人)を含む住民基本台帳人口は2万7,666人で、22年9月末の台帳人口(2万7,302人)と外国人登録者(50人)を合わせた2万7,352人に比べて314人が増加しており、このままの状態では、来年の国勢調査においては300人近くの増加が見込まれるものと考えております。

しかしながら、全国的な人口減少の中にあつては、人口増加を継続していくことは困難であり、今後は、いかに今の人口規模を維持し、地域の活力を低下させないかが大きな課題であると認識いたしております。

前段申し上げました「まち・ひと・しごと創生法」においては、国は、50年後に1億人程度の人口維持を目指す「長期ビジョン」と、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年の計画を示す「総合戦略」を策定することといたしております。

各地方公共団体におきましては、これらを勘案して、人口動向を分析し、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を定めるよう努めなければならないとされており、この取り組みの中で、過去の人口動態の分析や将来人口の推計など、必要な調査分析に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、労働人口と収入の推移についてであります。

労働者の収入を全体的に調査する統計資料がないことから、個人町民税の納税義務者数と所得金額の平成17年度と26年度の比較で申し上げます。

平成17年度の課税状況調査では、納税義務者数は1万1,893人で、このうち均等割額のみ納税義務者は1,089人、所得割額の納税義務者は1万804人で、その総所得金額は321億2,100万円であり、均等割額のみ納税義務者を除いた1人当たりの所得金額は約297万円でありました。

所得割額の納税義務者1万804人のうち給与所得者は8,924人で、総所得金額は256億7,900万円、1人当たりでは約288万円、この所得額を収入として置きかえますと、妻と子ども2人の4人世帯を標準的な世帯と仮定した場合、約430万円に相当いたします。

また、農業所得者は443人で、総所得金額は29億5,200万円、1人当たりでは約670万円であります。

10年後の平成26年度の調査では、納税義務者数は1万3,154人で、このうち均等割額のみ納税義務者は1,516人、所得割額の納税義務者は1万1,638人で、その総所得金額は303億5,600万円であり、均等割額のみ納税義務者を除いた1人当たりの所得金額は約261万円であります。

所得割額の納税義務者のうち給与所得者は9,344人で、総所得金額は244億8,200万円、1人当たりでは約262万円、標準的な世帯の収入として置きかえますと、約400万円に相当いたします。

また、農業所得者は334人で、総所得金額は19億6,100万円、1人当たりでは約590万円となっております。

この10年間で、全体の納税義務者数は1,261人増加し、所得割額の納税義務者も834人増加しているものの、その総所得金額は17億6,500万円減少し、均等割額のみ納税義務者を除いた1人当たりの所得金額においても約36万円減少しております。

給与所得者で申し上げますと、10年間で納税義務者数は420人増加しておりますが、総所得金額で

11億9,700万円減少し、1人当たりの所得金額は約26万円、収入に換算いたしますと、約30万円減少しております。

ご質問の2点目、「子育て支援策について」であります。

次代を担う子どもが生きる力を身につけ、心身ともに健やかに成長することは、最も大切なことであり、安心して快適な生活を過ごせるまちづくりを推進していくための礎となるものであります。

したがいまして、本町におきましては、「すべての町民が支えあい子どもの豊かな心と生きる力を育む」ことを基本理念として、各種の子ども・子育て支援施策に取り組んでいるところであり、今後さらに支援策を一步一步確実に拡充していくことは、重要な課題であると認識しております。

現在、社会保障と税の一体改革が進められている中で、国は、先般、消費税率の再引き上げを1年半先送りいたしました。子ども・子育て支援新制度に関しましては、予定どおり来年度から施行するという方向性を示しております。

こうしたことから、本町の子ども・子育て支援につきましては、国の動向に注視しながら、新制度の趣旨に沿った計画性のある施策を組み立てているところであり、同時に学童保育の拡充化やファミリーサポート事業の導入など各種の事業展開を検討いたしております。

支援策の一つである保育料の軽減につきましては、新制度における認可保育所の保育料を国が示している利用者負担金、いわゆる保育料を基本としながらも、現行の保育料を十分に勘案し、中低所得者に配慮した金額となるように設定し、多子軽減、低所得者世帯等の減免につきましては、新制度においても現行と同様に取り扱う方向で進めているところであります。

また、医療費無料化の年齢拡大についてであります。本町では、平成23年10月から小学校卒業まで医療費を課税・非課税世帯を問わず、入院・通院ともに実質無料化としており、3年を経過したところであります。

この間、多くの方から安心して子育てができるという評価をいただいております。少子化対策や定住化対策等においても有効な施策の一つであると認識しておりますので、今後、本制度を継続していくことを基本としながらも、対象年齢の拡大化につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「農畜産物や地域資源を生かした加工や自然エネルギーの開発促進と地域経済を循環させるためのプロジェクトチームの立ち上げについて」であります。

本町において生産される農産物は、そのほとんどが加工されることなく生食用または加工原料用として出荷されております。

テンサイ、でん粉原料用パレイショ等につきましては、十勝管内で加工され、付加価値が生み出されておりますが、このほかの農産物につきましては、加工されずに消費地へ出荷しているのが現状であります。

この農産物を本町で加工することにより、加工工程における雇用の創出、加工品を輸送するため廃棄する部分を輸送しないことによる運送費の低減、加工処理残渣物をバイオマスとして有効利用することなどは、生産者のみならず加工事業者など地域経済に大きな効果をもたらすものであると認識をいたしております。

また、自然エネルギーの活用は、化石燃料の使用を削減し、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素排出量の削減につながるとともに、エネルギーの地産地消、持続可能社会の構築に大きな役割を果たすものと理解いたしておりますが、技術面や採算性など検討しなければならない課題も多いものと考えております。

これまで、町では、地域資源の活用による地域経済の活性化などにつきましては、各担当部署が連携を図りながら農協や商工会のほか、大学や農業試験場などの研究機関の協力を得ながら調査・研究してきたところであります。

現在、幕別町行政改革大綱（第3次）推進計画の後期推進計画に基づき、「行政改革推進本部」の部会において組織機構の見直しの検討を進めており、さまざまな産業を複合的に連携させて地域経済

の振興を図る「産業連携担当部門」の体制のあり方についても検討いたしております。

ご質問の4点目、「T P P交渉参加の撤退を国に求めていくことについて」であります。

昨年3月の日米首脳会談を経て、同年4月に参議院と衆議院に、「交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」と等が決議され、この決議を遵守することを前提に、7月に交渉参加を正式に表明いたしました。

交渉は、現在も継続中であり、関税撤廃を扱う市場アクセスと知的財産権保護などの分野で、なお多くの課題が残っていると報じられており、妥結時期につきましても依然不明確のままです。

これまで町では、町村会の一員として、北海道や農業団体とともに十勝管内はもとより全道的な集会に参加するとともに、国などへ農林水産分野における重要品目の関税維持などの要請活動を行ってきたところであります。

北海道や北海道町村会など道内18団体で構成する「北海道農業・農村確立連絡会議」は、昨年8月に農林水産大臣などに「T P P協定など包括的経済連携等に係る要請書」を提出し、「本道農業・農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には、T P P交渉からの脱退も辞さないものとし、万全の対応を行うこと」などを要請したところであります。

本町においても、本年1月には、『ゆとりみらい21推進協議会』の主催により「T P Pを考える幕別集會」を開催し、国会決議の「食の安全・安心を損なわないこと、農林水産分野重要5品目などの関税の聖域を確保すること、それが確保できない場合は脱退も辞さないこと」を遵守することと決議いたしましたところであります。

町といたしましては、今後ともあらゆる機会を通じて、北海道や農業団体など関係機関と歩調を合わせ、本町の農業はもとより北海道農業を守るよう粘り強く国に働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「中小企業振興条例の制定と小規模企業振興基本法に基づく町の計画の取り組みについて」であります。

初めに、中小企業振興条例の制定についてであります。

経済産業省の調査によりますと、中小企業や小規模事業者は、日本の企業全体の99.7%を占め、労働者の約7割を雇用しており、日本経済にとっては極めて重要な存在であるとされております。

また、地域の中小企業は、地域経済の発展と地域雇用の主要な担い手として大きな役割を担っており、さまざまな分野の中小企業が活性化することで、町に活気があふれ、地域経済の安定と振興が図られるものと認識をいたしております。

道内の中小企業振興条例の制定状況につきましては、平成19年4月に帯広市が初めて施行した後、現在10市6町において条例が制定されております。

町では、既に条例を制定している他市町の事例を調査・研究してまいりましたが、その大半が中小企業振興の基本的な理念や関係機関の役割などを主たる内容としたものであり、7市町におきましては、具体的な振興施策は、既存の総合計画や事業計画に基づき実施をしている状況であります。

町といたしましては、これまで中小企業基本法や第5期幕別町総合計画に基づき、中小企業の経営基盤の強化を図るため、経済環境の変化に伴って直面する課題に対応した中小企業融資制度や創業等支援事業、さらには空き店舗対策事業や住宅新築リフォーム奨励事業など、さまざまな施策を実施いたしてきたところであります。

今後におきましても、中小企業が本町経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っているとの認識のもと、中小企業の多様なニーズに対応した具体的で実効性のある施策の展開に取り組むとともに、先行事例を引き続き調査してまいりたいと考えております。

次に、小規模企業振興基本法に基づく町の計画の取り組みについてであります。

小規模企業振興基本法は、国、地方公共団体、支援機関等が丸一となつて、小規模企業の振興施策を戦略的に実施するため、政府が基本計画を決定し、新たな施策体系を構築することなどを内容とし

て、本年6月27日に施行されたものであります。

同法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」と定められております。

国においては、同法に基づく小規模企業振興基本計画を策定し、「需要を見据えた経営の促進」「新陳代謝の促進」「地域経済の活性化に資する事業活動の推進」「地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備」の四つの目標を設定し、計画期間5年間におけるこれらの目標の実現に向け、10の重点施策を実施していくとされたところであります。

町といたしましても、小規模企業振興のさまざまな施策を進めていく中で、こうした取り組みについても、中小企業振興条例の制定と合わせて引き続き調査してまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、再質問させていただきます。

日本創成会議の人口消滅論の発表は、一民間の調査でありますから、大きな位置を占めるとは思わないのですが、国がそれを受けて第31次の行財政諮問会議の中でも引用されておりますし、こういったことはやはり現実の町政の施策を執行する中で、逆に跳ね返していく必要があるのではないかとこのように思います。つまり、消滅ではなくて地方がますます元気になるということ、この町みずからが政策を展開してやっていくということが、今、一番求められているときだというふうに思います。

それで、幕別町はそういう点では、1回目にも書きましたように、唯一管内でも人口を維持するという点では大変頑張ってきた町ではあるというふうに思います。ただ、お答えの中にありましたように、それは札内地域の10.0%の増加というところにくられまして、幕別本町は14.0、忠類は10.3のマイナスです。こういったいびつさを解消していかなかったら、この将来の人口を維持していくところにも支障を来すのではないかとこのように思います。

特に、忠類については、第5期総合計画で人口増加のところ、将来の人口を見直しまして2万8,000人にしましたよね。それで、ただ合併のときの忠類と幕別町が一緒になったときの見込み人口というのは、平成27年で2万9,336人ということでスタートしたわけですよ。ですから、そういったところから見たら、ほど遠いといいますか、到達しない。そして、忠類は10%以上の減少がずっと続いてきている。もともと客体が少ないですから、そこで10%の減少というのは本当に手を打たないと消滅しかねないというふうに思います。そういった見通しと手だてについて、まずどのように認識されているか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 日本創成会議が人口減少を打ち出して、瞬く間に全国、全道の市町村等が頭を悩ませました。かつてと違って、かつては日本全体の人口が伸びていましたから、町村同市が競争し合ってふえるところはふえるし、減るところは減る。しかし今度は全体に減るわけですから、なかなか我が町だけ人口を伸ばすというのは難しい問題だろうと。先ほども言いましたように、今は逆に今の人口をいかにして維持していくかということが大きな課題であるのだろうというふうに思っております。

それだけに、ご質問にもありますように、人口を維持していく、その施策というのはなかなかこれをやれば人口が減らないなどというものではないのだろうと思います。福祉施策もそうですし、企業誘致もそうですし、定住対策、いろんなことがあってやはりその町に住んでいただける、我が町に住んでいただけるのだろうというふうに思っております。

特に、今お話ありました忠類地区もほとんどが酪農・畜産というような中で、今まで町が地域が存続していたわけでありますから、今こうした厳しいその酪農・畜産経営の中で人が離農される、仕事を離れるということは、即人口減にもつながってくるわけでありますので、そういった意味では酪農・畜産の振興のためにまた行政として力を入れていく必要があるのだと。

あるいは、新たな企業なり新たな産業なりが進出していくと。そのための町の施策、さらに幕別を含めて定住対策を進めておりますけれども、これも一過性のものでなくて、これから先いろんな手法を考えながら続けていかなければならないというふうに思っておりますし、お話ありましたように、いろんな施策を合法的に構築した中で、これからの人口定住対策を進めていく必要があるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 人口を増加させる困難さというのは、どこの町でもそうだということで、いろんな取り組みが開始されています。

私たちもやはり、先進に学び、うちの町の独自の施策をするということに尽きるのだろうなというふうに思います。それで、今の町民の暮らしの実態を分析しながら、どこにどういう手を打って改善していくのかということですが、まず、人口はそういうことでありまして、全体としては横ばい。しかし、労働人口を見ましたら、やはり第1次産業、第2次産業で減少していつていると。そして第3次産業がふえてはいるのですが、ここは非正規労働者が非常に多いところなのですよね。全体としての統計は町としてはとっておられないと思いますが、十勝の雇用情勢を見ましても、そういったところの求人の大半はパート労働になっています。求人はふえても生活の実態は上がっていかない、そのことがお答えの3点目にありましたけれども、収入の状況、全体の所得は10年間で給与所得も含めて30万円ほど減っている。これ、徐々に徐々に減ってきたから、10年間に30万円減ったのではなくて、累積されていくわけですよ。ですから、非常に厳しい状況にあると言わざるを得ないと思います。

それで、一つには、私は今回そういうテーマを設けながら、やはりこの町で安心して暮らしていくための子育て支援あるいは雇用の創出、そういったところにまずは力点を置いてはどうかということで設問を立てました。

子育て支援につきましては、これまでも医療費の無料化の拡大、あるいはうちの町は早くから子どもの権利条例を制定するなど、子育てのしやすい町というようなイメージが、近隣の中では少なからず広がっているというふうに思います。それで、私は思い切って、ここで日本一子どもが育てやすい町とまではいきませんが、十勝一子どもを育てやすい町というようなそのぐらいの構えを持ってさまざまな施策を先んじてはどうかというふうに思うのですよね。やっぱり人は町の活力の源になりますから、ここがどれだけ元気に大きくなっていくかということだと思います。

子育て応援の施策の具体的なことを聞きました。保育料については、軽減対策をとっていくと。あるいは子どもの医療費の拡大についても検討をするということでもあります。さらに、健康医療を保ちながら教育や保育、文化、こういう面で子どもの住みやすい環境を網羅していくというようなことが大事ではないかと思います。そこで、若い方のプロジェクトチームをつくられて、この6月から半年たちますが、こういった中でそういう議論はなされているのかどうか。どんなことが取り上げられて、どういうふうに今お話が進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 答弁の中でもお答えいたしました。少子化対策ワーキンググループ、それから雇用定住対策ワーキンググループ、地域の活性化ワーキンググループ、この三つに分かれ議論を熱心に議論いただいています。

その中では、まだ最終的な案までは固まっておりませんが、幾つか申し上げますと、若者の方々が定住に結びつけるようなお母さんやお父さんの応援をする活動ですとか、それから当然医療費の無料化についてもその中でも議論をいたしていますし、保育料の問題、それからその他の子育て費用の負担の軽減、これは先ほど中橋議員おっしゃられたように独自性とはいいますが、どこの自治体もさまざまな手を打っております、どうしても二番煎じ、三番煎じにはなるわけですが、それをどう組み合わせる住みやすい町、若い人にとって、我が町は帯広市を除く3町の中でも子どもの構成率が低いのですから、そういう方々をいかに住んでいただけるようにするかということ、今、

重点的に検討しているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 若い職員の皆さんですから、みずからの子育ての真っ最中の方もいらっしゃると思います。そういった方たちの柔軟な意見を取り入れながら、もう一つ町民の状況も十分掌握した中で組み立てをぜひやっていただきたい、このように思います。

二番煎じ、三番煎じとおっしゃられますけれども、この近隣3町の中で多少の所得制限はありますが、小学校6年まで医療費を無料化しているのはうちの町だけですよね。これは大変インパクトが強いのです。だから、新しく住宅を建てられた方たちの声の中の、我が幕別を選択した理由の一つの中に入っているということも聞いておりますので、そういうこととあわせて、先ほどもありましたけれども、うちの町は十勝管内全道でいち早く少人数学級、加配を行って取り組んだ町でもあるわけです。そして先ほどの権利条例、子どもの医療費、決して二番煎じでも何でもなし、一番先を走りながらここまで来たのではないかとこのように思うのですよね。そういうことを十分駆使されて、さらに豊かにしていただきたい、このように思います。

次に、そういう政策を打っていただきながら、やっぱりこの町の産業、雇用、経済、ここをがっちり築くことが大事だと思います。具体的に、今回は中小企業の振興条例とあるいはことしの6月に制定されたばかりの小企業の振興基本条例、基本法に基づく計画について質問をいたします。

これは、実は中小企業振興条例については、過去2回質問をさせていただいてきました。その都度検討ということですが、検討の結果も、今、町長のお答えの中にありまして、つくったところもなかなか条例としてどうなのかというようなことも多分あるのだろうなというふうに捉えながら聞いておりました。

それで、なぜここまで中小企業の問題にこだわっていくのかというと、もちろん基幹産業は農業でありますから、農業を基軸にして地域経済を守ると、地域経済を発展させるということなのですから、なかなか数字では発展しているということがあらわれてこないのですよね。そこが、頑張りどころだなと思いました。

T P Pの問題は、これはもう絶対譲れないことでありまして、大体幕別町がホームページで公式に公開している数字を見ますと、年間の農業売り上げの49%が失われる、107億円の損害だということが書かれています。これやられちゃったら、本当に農業所得半分はだめになってしまうわけですから、どんなことがあってもこれは食いとめていかなければならないし、みんな住民も一体になって運動を進めていくべきものと思っています。

その上で、以前なかなか企業が元気がなくて税収がうちは低いよと、法人税低いよと申し上げたこともあったのですが、工業出荷額などを見ても、やっぱりこの間も下がり続けているのですよね。これも町のデータですが、例えば食品の加工製品ですね、これは平成21年が87億円と、ここがピークだったのです。データ、24年までしか出てきていませんが、24年のデータは何と39億5,000万円、半減なのです。事業数は変わっていないのですが、それから木材関連もピーク時は平成19年の26億円、しかし、平成24年度は19億5,000万円、これは窯業・土石製品、これはもう過去からずっと下がってきてるのは見えていたのですが、それでも平成22年ですね、55億円ということですが、今は32億8,000万円。だあっと、こう下がってきているのです。それで、全体のトータルを見ましたら、多いときには工場数そのものは42であったものが、現在38、数としてはそんなに減ってはいないのですが、しかし金額はピーク時のこれは平成22年、222億6,000万円から現在151億6,000万円に減っているということでもあります。

当然こういうふうになってきますと、雇用の場という点でも売り上げが減っている中で、働いている人が同じ状況で仕事できるというふうには考えられませんが、こういうところにひずみが出てきているのではないかとこのように思います。

ですから、やはり企業をどうやって育てるか。そして異業種の企業をどうやって連携して町の支援も集めてこの町で発展させていくかということ、やっぱり私は特別なチームが必要なのではないか、

そこでつながるのが中小企業振興条例。身近に帯広がありますから、帯広はもともと出発点は中小企業同友会ではあったのですけれども、しかしそういった商工業の団体の方と、それと住民と、そして市の職員と一緒にプロジェクトチームをつくりながら、部門別に研究を重ねて、重ねて重ねてここまで来ているということがあります。

この振興条例の運用で、帯広市の視察もすごいということも聞いていましたけれども、そのぐらいやっぱり頑張っているのが身近にありますので、私はやはり一つの産業だけを見てもなかなかうまくはいかないけれども、全体の連携をとれるようなシステムをつくって、そして研究機関、知恵を集めてぜひやっていただきたいというふうに思います。

そこで、今回お答えの中で初めてあったのですけれども、連携をしたチームを考えていらっしゃるという、新しい行革というか組織機構の見直しの中で考えたいということでもありますので、その中身、産業連携担当部門とありますが、もう少しここ、詳しくお話ししていただけますか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 産業連携担当部門ですけれども、ただいま行革の部会の中で、組織機構の見直しを実施しているところでもありますけれども、例えば帯広市が産業連携室、それから音更町が産業連携係を置いているようなところがございまして、そういったものを参考に検討を進めているところでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） よその町のこともいいのですけれども、うちの町自体がどんな構成で、どういふふうにしてしているのか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 今現在、機構改革の見直しの中で、総務部長のほうから音更の例、帯広市の例を申し上げましたけれども、大体帯広市、音更町でやっていることは似たようなことをやっております。現在は農業と商工業の6次産業化だとか、そういう連携というのが、国で言いますと経済産省と農水省と縦割りで二つの分野からいろんな政策が出てきて、補助金ですとか融資だとかというものが出来ていると。それで、現在、町ではそれぞれの担当部署でやっていることを、今度は新たに同じ部署で連携してやれないかどうかと。

あるいは農林業の6次産業化、そういうようなところも一つの担当でできないか、あるいはグリーンツーリズム、観光と農業との関連を一つの担当でできないかと。その際には、商工会ですとか農協だとかと連携して、一つの担当で複数の産業を連携させて経済行為というか、経済振興につなげていけないかというようなことをするような担当ができないかというようなことを、今、検討しているところでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 農協関係ですとか、商工会関係ですとか、職員とかという、そういうプロジェクトといいますか連携というのは、過去にもずっといろんな点で協働・協力の関係もありましたから、かかわってこられたと思うのですよね。しかし、こういう状況であります。先ほど言ったような集荷額の減少、生産額の減少は、これは我が町の努力が足りなかったというよりは、日本全体が不況の中に追い込まれていたわけですから、そういう中で見られる数字だと思いますので、そのことだけを取り上げて申し上げるわけではないのですが、前進に転じなければならないというときには、旧来の考え方、メンバーも含めてもう少し広げていくことも考えなければいけないと思うのです。

私、先日、別海のまちおこし、ここも振興条例にかかわってやってきたチームの方たちとお話をする機会あったのですけれども、やっぱりそういった従来の商工業、それから農業、あそこは漁業もなのですけれども、そこにきちっと学生さん、高校生だとかね、いろんな住民の参加を募るやり方をしながら、よくまちおこしは大変言葉が悪いのですが、よそ者と若者とばか者と言われるのですけれども、そういった組み立ても、今までにこだわらないで、考えて新しいまちおこしの一つの集団、頭脳集団をつくっていただきたいというふうに思うのですが、そういう考え方はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 今現在、実は幕別町商工会で、まくべつ未来創作委員会というのをこの 11 月に立ち上げたところでございます。この委員会はもちろん商工会の会員の方々を中心なのですが、さまざまな業種の方が集まって、商工業の振興策、これは自分たちの商店街をどうしようかということから始まりまして、観光のあり方ですとかまちづくり、これはまちづくりは例えば災害時に商工業はどうあるべきかとか、あるいは商工業者の目から見た立場から見た道路計画だとか都市計画、そういうようなもの、あるいは商工会活動のあり方だとかそういうようなことについて幅広い視点で商工会のいろんな業種の方が討論し合って、それを今度は町ですとかあるいは商工会あるいは農協だとか、そういうところに提言していこうという任意の委員会をつくったところでございます。まだ 1 回か 2 回しか会議はやっていないようですけども。我々といたしましては、そういうような委員会と連携すると。

あるいは一昨年に異業種交流の集いというのを立ち上げた。これは農業者ですとか一般の労働者あるいは商工業者が入っているいろいろ話し合いをやっていると。そういうようなところも連携して、いろんな話し合いの結果を我々も聞いて、それではどういう政策を立てたらいいのかというようなことを検討していきたい。そのためにも先ほど言いました産業連携部門というのがあればというようなことで検討しているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） ぜひ、そういう今動き出しているそういった力が湧いているところがあれば、そういったところにも大いに力を発揮していただいて、実りあるような研究会になっていくように期待したいと思います。

それで、中小企業振興条例にこだわるのですけれども、これはやっぱり現状を一番まず掌握することが大事だと思うのですよね。先ほど町の部分的な数字を申し上げて、なかなか発展できないねというお話ししたのだけれども、しかし個々の事業者やそれぞれのかかわっている人たちはいろんな問題抱えながら、この町で事業を展開されているのだと思うのですよね。

中小企業振興条例を一番先につくったのは東京の墨田区と聞いています。ここではやはり、あそこは物づくりの町ですから、物づくりが衰退したときに、区役所の職員の方が徹底してその状況調査に入ったところから、やはりきちっとまちづくりの中心に据えていくためには条例が必要だということから始まったのが中小企業基本条例。それが今、都はやっていませんが、府県、北海道も含めて全道で条例がつくられるようになって、150 の自治体に発展していっているということでもあります。

ぜひ、そういうことも参考にさせていただいて、同じ検討していただくのにもそういう材料も活用しながら検討していただきたい。

加えまして、小企業の問題で言えば、これは 20 人以下、そしてサービス業層では 20 人ということですが、今そういった小さな業者も本当に困難を抱えて、いつの間にかお店をやめてしまっているという状況ありますよね。クリーニング屋さんなくなった、ここの食べ物屋さんなくなったというようなことがどんどんあります。その結果、やっぱり町全体の活力を失っていく。人口の増加どころでなくなる。忠類の方に伺ったら、日用品を買うのにも大樹まで出ていかなかったら間に合わない面もあるのだということも聞いています。

そういうことを考えていけば、やっぱり地元で身近なみんなの暮らしに直接役立つ、そういった業者を応援する仕組みをつくろうと思えば、こういったせつかく法案制定されましたのでね、義務づけられていますから、必ず計画はつくってやられるとは思いますが、そういうこともきちっと位置づけて、中小企業基本条例を主軸に据えながら、小規模企業の振興の計画も図っていくというようなピラミッド型になるような計画をぜひ柔軟に持っていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 小規模企業振興条例ということですが、計画ですけども、これ実は、今、

中橋議員言われましたとおり、義務となっておりますけれども、市町村にはそういう義務は課されて
おりません。

○15 番（中橋友子） 努力義務ですか。

○経済部長（田村修一） いや、努力義務もなく、そういう計画を立てるというようなことは法の中
には入っておりません。以前にもお答えしたのですが、帯広市など規模の大きな市につきまし
ては、商工会議所ですとか中小企業同友会、あるいは青年会議所、さらには各地区に商店街組合とい
うのがございます。帯広市の場合なんかは 15 だから 6 だかあるということです。それらをまとめて意
見を調整しながら施策に反映するというのは、非常に難しいというようなことで、中小企業振興条例
をつくって調整の場を設けたと。もちろんその調整につきましては、4 部会に分かれて、非常に熱心
に 100 回を超えるような議論をされたというふうにお伺いしております。

私どもの町につきましては、もちろん同じような姿勢、考え方で進んではおります。ただ、商工会
と連携、一本というか、がメインになります。さらに各企業との距離も近いので、非常に意見の交換、
情報交換というのは今までもしやすかったし、やってきて、それに連動して機動的に機能的にさまざ
まな施策を打ってきたところがございます。そういう意味で、現在のところはそういう条例、あるい
は計画を立てています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。最後です。

小規模企業振興基本法、これの第 2 に法の趣旨、その第 3 に地方公共団体の責任が書かれておりま
す。そこには基本計画であります。責務、国、地方公共団体、支援機関等の関係相互の連携及び協
力のもとに基本計画を 5 年間の間に策定し、国会に報告をしなければならないというふうになってお
ります。もし認識が違えばですが、こういう中身でありますので、あわせて一緒に研究もして、つく
っていただきたい、このように思います。

以上をもって終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は、午前 10 時から開会いたします。

17:00 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第4回幕別町議会定例会
(平成26年12月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（2人）
- 日程第3 議案第70号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第72号 平成26年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第73号 平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第74号 平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第75号 平成26年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第76号 平成26年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第77号 平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第78号 平成26年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第79号 平成26年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第80号 平成26年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）

会議録

平成26年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年12月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
12 田口廣之
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 会 計 管 理 者 田井啓一
総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 森 範康
経 済 部 長 田村修一 企 画 室 長 伊藤博明
民 生 部 長 川瀬俊彦 忠類総合支所長 姉崎二三男
建 設 部 長 佐藤和良 札 内 支 所 長 羽磨知成
総 務 課 長 境谷美智子 企 画 室 参 事 細澤正典
地 域 振 興 課 長 原田雅則 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
町 民 課 長 山岸伸雄 学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
商 工 観 光 課 長 岡田直之 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
福 祉 課 長 坂野松四郎 保 健 課 長 合田利信
こ ども 課 長 杉崎峰之 税 務 課 長 中川輝彦
監査委員事務局長 石野郁也
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥

議事の経過

(平成26年12月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から報告をさせます。

○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。

12番田口議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問をいたします。

「ひと、しごと」創生に未来の自動車学科を幕別高校に。

昭和47年、自動車産業が鉄鋼を抜いて輸出産業の第1位になり、それ以降、主力産業として、日本の経済の発展に大きく寄与してきた。

現在、自動車は「環境対策」、「エネルギー対策」「安全自動化対策」「道路交通対策」という4課題を抱えております。したがって、未来の自動車は、これらの問題を解決しようとする方向から開発研究が進められています。情報化社会の進展に伴い、ますます自動車とコンピューターとのつながりが密になって高度に発達していきます。

その結果、自動車は移動の道具から、移動中でも情報の処理が可能になり、仕事の間としての役割が一段と大きくなっていくと考えられます。

また、幕別の歴史には、この業界に若手専門技師1,675名を管内、道内、本州の企業に送り出した実績が残っております。

そこで、町の地方創生を検討するために、以下お伺いいたします。

1点目、道立幕別高校普通科の現状と将来の姿について。

2点目、理系女など若者の人材育成に未来の自動車学科を幕高に。

3点目、自動車産業はダイナミックなイノベーションの中から多様性あふれる新たなビジネスが生まれる。したがって、最先端の仕事や既存の整備修理業界、リサイクル業界、また天然素材生産加工などを仕事として地域に創生する考えは。

以上であります。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますが、質問内容の順番に沿いまして、答弁をさせていただきます。

「『ひと、しごと』創生に未来の自動車学科を幕別高校に」についてであります。

幕別高校につきましては、昭和23年11月、北海道立池田女子高等学校幕別分校として定時制で開校し、昭和26年4月、町立の北海道幕別高等学校として独立しました。

昭和30年代後半、日本経済が高度成長期に向かう中で、町は花形産業として脚光を浴びつつある自動車産業に着目し、管内町村や商工会連合会など、町内外の多くの関係機関との運動の結果、昭和38年度に自動車科2間口、商業科1間口の全日制高校を実現させ、その後、40年4月に北海道に移管されることとなりました。

道立高校移管後は、昭和51年に商業科が普通科に学科転換し、52年には普通科が1間口増の2間口となり、自動車科2間口と合わせて4間口となりました。

昭和60年11月、北海道教育委員会は、自動車科受験者が減少の一途をたどる一方で、普通科受験者が増加傾向にあることを背景に、61年度から「自動車科を普通科に学科転換し、自動車科募集停止、普通科4間口とする」と決定しましたことから、昭和63年3月、最後の卒業生74人を送り出し、設置以来25年間、1,675人の卒業生が学びやを巣立った自動車科の幕が閉じられました。

全学年が普通科4間口となりました昭和63年度以降は、中学卒業生の減少の影響により、平成17年度3間口、18年度2間口、25年度1間口、26年度2間口と推移しております。

ご質問の1点目、「道立幕別高校普通科の現状と将来の姿について」であります。

初めに、現状につきましては、幕別高校は「安心して学べる学校、安心して我が子を託せる学校」を目指す学校像に掲げ、「分かる、楽しさが実感できる授業」「豊かな心の育成」「生徒指導・進路指導体制の充実」「インターンシップ、奉仕活動等の充実」の四つの教育活動を重点的に展開しており、とりわけ四つ目の「インターンシップ、奉仕活動等の充実」につきましては、インターンシップに臨むための基礎段階として、1年生では保育園における保育実習を1日、2年生で介護施設における介護実習を2日間行った後、3年生では一人一人の希望に応じた5日間の実習を実施するなど、確かな職業観の形成を目指した実践的なインターンシップが行われているところであり、この取り組みの結果が、「過去3年間の卒業時の進路実現100%達成」となってあらわれているものと考えております。

また、平成25年度に同校内に設置されました中札内高等養護学校幕別分校とは、パークゴルフやそば打ち体験を初め、学校祭についても企画から運営段階まで互いの立場を尊重し知恵を出し合っ、合同で実施しているとのことあります。

幕別高校においては、これら日常的な交流により、分校生を障がい者としてではなく、同じ高校生としてお互いを理解し合うという、いわゆるインクルーシブな教育環境が育ってきており、さらには分校生の作業学習を見学することにより、インターンシップについての理解を深め、みずからの積極的な活動につながっていると伺っております。

次に、将来像についてであります。本年9月に策定されました平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とする「公立高等学校配置計画」におきましては、29年度に新得高校を募集停止としたほか、平成30年度から33年度までの間に学区内中学卒業生数が264人減少することが見込まれますことから、「4年間で5から6学級相当の調整が必要」との見通しを立てているところであります。

一方、幕別高校の間口数につきましては、平成29年度までは2間口であります。幕別高校の入学

者は、過去5カ年平均におきまして本町と帯広市出身者が95%近くを占めている状況にあり、特に平成27年度は26年度に比べ中学卒業者が本町で48人の減、帯広市内で92人の減となりますことから、少なからず影響を受けるものと考えられますとともに、今後も引き続き十勝管内の中学卒業生数が減少していく見込みとなっております。

このため、教育委員会といたしましては、今年度内を目途に、仮称「幕別町後期中等教育を考える会」を設置し、これから高校に進学を希望する生徒や保護者の皆さんの意向、産業界のニーズなどを踏まえながら、江陵高校を含めた後期中等教育のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「理系女など若者の人材育成に未来の自動車学科を幕別高校に」であります。ただいまお答えいたしましたとおり、「後期中等教育を考える会」の中で、学科を初め教育課程、教育活動、施設面など、幅広く検討をしてみたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私から、ご質問の3点目、「自動車産業を町に創生する考えについて」お答えをさせていただきます。

自動車産業につきましては、製造を初め販売や整備、運送など広範な関連産業を持つ総合産業であり、日本の経済を支える基幹産業の一つとして重要な地位を占めているものと認識いたしております。

自動車産業は、自動車メーカーの外注依存度が70%以上と極めて高く、部品の輸送コスト低減のため組み立て工場の近隣に部品メーカーの工場を立地することが多いことなどから、道内では苫小牧東部地域や石狩湾新港地域など立地は限定的であり、十勝管内ではテストコースは建設されておりますものの、大規模な事業所の誘致は進んでいない状況となっております。

本町におきましては、他市町村と比較いたしましても充実した優遇制度により企業の誘致活動を行っており、今年度は札内地区での野菜冷凍加工施設の増設や忠類地区での生ハム製造施設の立地などがなされたところであります。

今後におきましても、新たな産業の創生や企業誘致に向けて、さまざまな分野の企業に対して本町の優位性をPRしていくとともに、いわゆる6次産業化と言われる産業の連携や雇用の拡大、さらには新たな事業展開を計画している「起業家」の誘致などにも取り組まなくてはならないものと考えております。

また、町内の自動車関連事業者に対しましても、新たな事業展開を図ることができるよう、商工会や町内金融機関と連携をいたしまして、中小企業融資制度などにより、引き続き支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、再質問に入りたいと思います。

1点目の幕別高校の存続についてであります。

幕別高校が普通科として現状のまま残ることは厳しいのではないかと私は思っております。生徒数の減少、進学希望の多様化、こういう要因であれば、なかなか良薬はないとは思いますが、それでもやはり残ることは厳しいかなと思っております。町内にある高校の特性、幕高の普通科、江陵の実業科の部分、それから中札内分校というそれぞれの役割を生かした形で将来の姿を考えると、そう思っております。現状でまず残れるとは思えないと私は思いますが、その点についていかが考えているか、まずお答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） おっしゃるとおり、中学卒業生がまずは来年かなり減ると。その後も漸減傾向が続くと。それならば、やはりこのままでは普通科2間口を維持していくのは非常に難しい状況にあるのかなというふうに認識しております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 道内を見ますと、今、元気のいい高校は、いわゆる実業部門を持っている。音威子府だとか、美唄だとか、そういう高校が今は元気を持っている。また、十勝管内では鹿追高校が看護学科をつくると。十勝全町村会挙げてこれは応援するという形をとっていると聞いております。それから、忠類の隣にあります大樹高校、ここも今、多分存続についての質問がなされているのではないかと考えている。あの町はやはり宇宙という町です。きっとハイテクなことを考えた高校づくりをしているのではないかなと私は思います。普通科で存続ということ、これはやはりもう潮目が変わったのかな、そう思って他の道内の移りといいますか、実業高校方向というのを参考にすべきことではないかなと聞いております。

それで、昭和63年に幕別高校自動車科閉科に当たって出版された記念誌があります。ここには、59年に赴任された最後の自動車科の卒業生を見送った先生の言葉です。「幕高は、自動車科の閉科と新校舎の落成によりセールスポイントを失った。なおかつ、地元の幕別の中学生の受け皿となる思惑も期待したけれども、成果は小さく、素直だが覇気に欠ける生徒たちと日々過ごすことに」。これは私が言ったのでありません。先生が言った言葉です。今日の幕別普通科の衰退を推定しているような気がする文章だったと思います。

やはり中学生にとって、目指す高校にはいかなる魅力があるのか、ユニークな部活があるか、セールスポイントを探して進学するものだと思っております。中学生から選ばれなくなれば、入学者は激減します。隣接市町村の高校と生徒の取り合いになれば、やはり勝ち残ることは厳しいのだろうと思っております。次なる形を模索すべき、そういうときが来たと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） ご答弁でお答えいたしましたように、今年度中に町民組織を立ち上げまして、どういった高校づくりといいますか、幕別町における後期中等教育をどうしていけばいいのかといったことを検討していただこうとしているところでありまして、その中で、今おっしゃっておりますという教育課程を持つか、どういう学科の編成にするかといったことも含めまして協議をしていただくということにしているところであります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） ぜひ存続のためにどういう形がいいかを検討していただき、次の質問の内容を参考にしながら考えていただければと思っております。

まず、いわゆる理系女という言葉があります。そういう人材育成に、未来の自動車学科を設置していただかないのではないかなと思ひまして質問をいたします。

まず、技術系の道に進もうとする若者も、やはり減少している。そして、今、さまざまな業界で技術屋が不足しているということで苦しんでいると思っております。その対策の一つとして、女性、いわゆる理系女の育成を積極的に取り組むべきと考えております。女性の今、代表的な就職先としては、事務職だとか医療・介護系、それから食品、工業、サービスなどに進む傾向は多分、今後も変わらないと思います。しかし、技術大国日本、物づくり日本を支える人材が不足してきております。ぜひ女性の進出を図らなければならない、そう聞いております。

今、都会では、その対策として、小中学生または親たちに、町なかで理科の実験を公開しております。身近に理科に早く触れさせることで興味を持たせる、理系女の育成のため、女性の活躍の場を広げる、そういう試みではないかと聞いております。

本町においても、学校にとどまることなく、あらゆる場所で、また空き店舗等の活用をするなどで、放課後、休日に理科の実験、特別授業として試行してみたいかと思ひますが、伺います。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今、盛んに理科嫌いといいますか、そういうことが言われておりまして、我が町としても、学校教育という範疇ではないのです、社会教育という範疇でありますけれども、東部4町でやるサイエンス教室でも数学者の秋山先生を呼んだりして、なるべく理数に関して興味をいただ

いてもらおうと、そういうような取り組みはやっておりますし、また本町が地域連携協定を締結いたしました北海道科学大学から出前授業をやっていただいておりますし、また、ものづくり教室というものも小学生を対象にやっております。さらには、釧路高専からも来ていただいて、物づくりに関して教室を開いているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 実は、私、11月25日に、幕別高校のPTA向けの公開講座に参加しました。そこで理科の実験を受けました。内容は、光と色の実験、ある物質をまぜながら光を当てると、いろんな場面で七色に変化する。本当に楽しかった。また、結構内容が難しい、そういうものでしたけれども、そのときにこれは夜のイベント、いわゆる光ですから、これを活用することもできるのではないかなと、そういう思いを感じました。

実は、幕別高校の理科室には、眠れる宝の山がたくさんあるのではないかなと。ぜひ移動教室、これは無理なくやれると思います。参加して、楽しんでみてほしいなど。理系好きの女性、また、そういう子供たちもたくさんできるのではないかなと思い、ぜひお勧めしたいと思っております。

それと、ことしの4月から、道は機械工業会と、製造業での女性雇用の拡大を目指して、ものづくり「なでしこ」、こういう名前でご支援キャンペーン事業に取り組んでおります。高校での出前授業を初め、製造業、建設業に女性の進出で職場や業界の閉塞感を打ち破る大きな原動力とするためと言われております。

本町では、こういう事業を中学生相手に導入して、理系女、またものづくり「なでしこ」、そういう道に目を向けることに使えないか検討すべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 中学校におきましては、キャリア教育といいますか、職業体験教育が総合的な学習の時間を利用してやられているところであります。各学年、おおむね10時間から10時間程度を割いてそういった教育活動を行っているわけでありましてけれども、今までの取り組みとしては、外部からは、例えば忠類中学校において、帯広JCの役員を呼んで職業についてのお話をさせていただいた、あるいは昨年、幕別中学校においてはAIRDO（エア・ドゥ）から来ていただいて、飛行機業界の話をしていただいたと。こういった取り組みをやっております。

このことについては、年度途中でぱっとこういう話があるよといっても、なかなか教育課程が編成された後は難しいわけでありまして。それで、我々としても来年の1月の校長会議におきまして、教育課程に盛り込むべき事項であるとか、教育活動全体を通して留意すべき事項、あるいは学校経営方針に盛り込むべき事項について、これをお話しさせていただこうというふうに思っております。今ありました話も含めて、こういう話もあるよというようなことを提案というか、提示をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） ふるさと、この町をつくる、これはやはり人づくりから始まるのだと思っております。ぜひ私の提案も中に入れて検討していただきたいと思っております。

それでは、2点目なのですが、未来、いわゆる次世代の車を学べる学科を幕別高校に、それが存続につながるのではないかとこのことを考えましてお尋ねしたいと思っております。

未来の車というのは、二酸化炭素を排出しない、未来のエネルギーである水素を活用した車、また究極のエコカーとも言われる燃料電池で走る、そういうことで、なおかつ車の総重量の50%以上が精密通信機器、そういう関係のものを搭載した車のことをいうと聞いております。つまり自動車産業と情報通信産業が融合し、車とコンピューターを区別する意味合いが薄くなった状態をいうといえます。

このような車を学ぶ学科を設置し、この幕別高校からハイテク系に強い、システム系に強い人材を育成する、そういう時代がまた来たのではないかと考え、質問をしております。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 飯田教育長。

○教育長（飯田晴義） 今のお話を伺いますと、それは高校ではなくて、むしろ高等教育機関であったり、企業の研究所の持ち分でないのかなと、そんな印象を受けたわけであります。その今言った教育課程を高校に設置するのは、非常に難しいのかなというふうに思っております。

ただ、いずれにしましても、今ありましたお話を含めて、これは町内の考える会の中で考えていただき、検討していただくこととなりますので、そういうお話があったことは考える会にお伝えしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） これは基本、基礎的な教育の内容を伝えたつもりです。

うちの町、過去には技術系として1,675名という先輩、先人たちが努力して、いわゆる自動車産業に関連した技術をこの町から多くの社会に伝えたと、そういうことですから、やはり私は幕別町というのはそれを伝承する、そういう町にこれからしていかなければ、なかなか生き残っていくことは厳しいのではないかと。いわゆる理系女、ものづくり「なでしこ」、もっと言いかえればハイブリッドガール、そういう技術系の女性を育成する、それがいわゆる今言われています地方創生であります地域性がある、実績がある、理解者もいる、そういうことでこの幕別高校から1,676番目と言える卒業生を誕生させるべきでないかなと、私、考えております。ということで、ぜひ実現になればと思って、次の質問に入りたいと思います。

3番目です。

まず、仕事は、いわゆる民間のダイナミックなイノベーションの中から多様性あふれる新たな仕事、物が生まれると言われております。

今は自動車に水素エネルギーが使えることになったことで、開発局と道が実現の可能性を探るシンポジウムを開催しました。

また、室蘭では、グリーンエネルギータウン構想の策定を進めるなど、水素の活用、これを第1の構想に挙げております。

本町にも、歴史ある製造工場があります。工場から排出される水素利用が進めば、エネルギーの大転換になるし、これは遠いどこかで、遠いところでやっているということではなく、身近なことでも水素エネルギー事業というのは取り出すことができる、そういう時代が来たと思っております。企業、工場、それから若手の町の職員、また石油販売業者、そういう方々が将来、仕事としての可能性がこの町で創生できるか、そういうことを研究すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 水素エネルギー事業の研究というご質問でございますけれども、けさの新聞にも出ておりましたけれども、岩谷産業が東京都内ですとかで、セブンイレブンと提携して水素ステーションをつくるというようなこと、それとあわせてトヨタ自動車が今年度中に燃料電池の車をつくと、販売するというようなことが、随分報道されているところでございます。

議員おっしゃられるとおり、この水素エネルギーというものにつきましては、国のこのエネルギー基本計画の中でも、非常にエネルギー効率がなくてCO₂削減につながるもので、将来的にはこの水素エネルギーの水素社会実現に向けた取り組みを進めなければならないというふうに位置づけられているところでございます。

ただ、しかしながら、この水素を生産するのに、現在のところはまだ天然ガスだとか、そういうものを使っており、生産するときに非常にCO₂を排出するということと、コストが高いというようなことがあります。

先ほど議員が言われましたように、工場から排出される水素利用というようなことが、今、研究されている段階だというふうにお聞きしております。大学ですとか試験研究機関、大手企業などでそれは研究している今段階でございます。

町といたしましては、まだまだこれを町が、あるいは地元の企業が活用するという段階まではいっていないと思います。まずは、これらの試験研究成果を調査するというようなことから取り組んでい

きたいというふうを考えます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 費用も、それから研究段階だということは、十分承知して質問しております。

室蘭の市長は、水素については他の地域におくれることなく、物づくりの町として意地とプライドを持って取り組むと断言しております。

我が町も過去に1,675名の技師を育てた、そういう高校を持つ町だったと。技術、人材の育成や自動車関連の新事業にいち早く取り組む、そういう意地を見せてもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） ただいま室蘭の事例をお話しされましたけれども、実は先般、北海道開発局が主催して、この水素事業にかかわるシンポジウムが行われたとお聞きしております。その中で、室蘭市の市長がグリーンエネルギータウン構想というのですか、そういうのを策定して、水素エネルギーを利用したいというようなことを講演したそうですけれども、室蘭につきましても、実は水素に関連する企業が非常に多く立地しているというようなこと、また、その水素を生産して、室蘭港を利用して搬出するだとかというようなことで、一生懸命室蘭で取り組んでいるというふうにお聞きしております。

先ほど申し上げましたとおり、まだまだ本町で具体的なものに取り組むという段階ではないというふうを考えておりますので、引き続きこれらの研究を情報収集してまいりたいというふうを考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 十勝でも、いわゆるバイオガス、再生エネルギーの中のバイオガス、そのガスからもとれるということもつけ加えておきます。

それでは、既存の整備修理業、それからリサイクル業、天然素材生産加工から仕事がないか、ということも研究していただきたいと思ひまして質問いたします。

整備修理業界もやはり人材不足で、他の業界と同じく、年々高齢化が深刻化しております。未来の次世代の車はハイテク化になり、無人運転、自動制御装備、本格的に導入が進んでいます。コンピューター機器の技師不足で、基板からの交換でしか対応できないでおります。機械、電子、電気、化学などの融合による最先端技術、その基礎的に学んだ人材が必要となってきました。ぜひ、この幕別からそういう人材を生めるようになれば、大いに貢献できるのではないかと考えております。

また、リサイクル業界は、車の今、総重量の75%がリサイクルされていると聞いております。そして、残り25%はシュレッダーダストとして埋立処分されています。そういう中で、今後、廃車の再資源化率をさらに高める仕事、それからリサイクル性の高い素材の開発研究を行う仕事、解体しやすい車をつくる仕事、これらが重要な課題と言われております。

道内では小樽の業者が、今、ハイバッテリーはほとんど国外流出をしていると思います。それを防ぐために、鉛精錬工場を道内で初めて誘致を目指している。既存の業種、そういう仕事ながらも、先進地の研修を強めれば、新しい仕事生まれることもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（田村修一） 初めに、町長の答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、自動車産業、ただいま議員が言われたとおり、リサイクルも含めまして、さまざまな産業、技術が集積されていると言われております。もちろんそういう企業を町内に誘致できて、また町内の人間が、町内から育った者がそこに従事していけるということになれば、非常に喜ばしいこととございます。私ども、企業誘致、これまで農産物加工などを中心としてやってきておりましたけれども、そういう企業についても、今後、誘致できないかというようなことをさまざまな方面に働きかけて、情報収集などをしていきたいというふう考えております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番(藤原 孟) 今、農産物加工ということがありました。それでは、農産物と自動車産業のかかわりについて、一言だけ質問させてもらいます。

今、天然素材というものは、生態系にとっては、いわゆる危険な化学物質はある程度は含んでいないということ、それから原料を栽培する限り資源はなくなると言える、それとアレルギー反応を起こす可能性も低いということで、自動車産業への活用が盛んに取り組まれていると聞いております。ドアパネルに組み込むことで衝撃を吸収したり、車全体の音を遮る役割に使えとか、内装に使えばアレルギーだとかぜんそくを持つ子供に対していい方向に反応する、それからブレーキホース、断熱マット、シートベルト、座席シート、これらにますます農産物が使われています。

特に、前回質問してはいたけれども、ヘンプ、それから今はハイビスカス系のケナフ、そういうものが自動車産業には活用されるだろうということです。ぜひ十勝農業の次の作物として検討を進めてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 経済部長。

○経済部長(田村修一) ただいま天然素材を工業製品にと、材料にということでご質問ありましたけれども、前回ご質問ありましたけれども、ヘンプにつきましては、非常に環境に優しいもので、プラスチックにかわって2万5,000種ぐらいの製品をつくれるというようなこととお聞きしておりました、実は町内の農業関係団体で構成しておりますゆとりみらい21推進協議会で、10月に旭川方面に行きまして、ヘンプを栽培している農家、さらにヘンプからつくった製品を売っている会社、そういうようなところをちょっと調査・研究させていただきました。

まだまだ試験栽培におきましても、大麻ということで、免許がないとできないと。さらに、栽培する場合には、3メートルぐらいのフェンスをつくって、囲って、監視カメラをつけてというようなことがあります、なかなか非常に厳しいものがあるのかなと。ハードルが高いものがあるのかなと思っておりますけれども、非常に生産性が高いものであるというようなことから、まずは農作物として十勝に適しているのかどうかということを引き続きゆとりみらい21推進協議会などで研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○7番(藤原 孟) ヘンプにつきましては、確かに大麻系であるということ、それにかわるものが今、ケナフという植物があるそうです。これは私もこれから研究して、もしそういう大麻系でないもので繊維がとれるということであれば、非常に興味の持てる作物かなと思っております。ぜひ協働で研究できる場をつくっていただければ、私も参加させていただければと思っております。

ちょっと話は変わりますけれども、きのう、十勝に一番早く報道してくれる新聞がありまして、一般質問のきのう議会を終わりました家に帰りまして、ビッグニュースが記載されておりました。それは、グローバル企業の代表と言えるIT企業、リンゴの形をしたような企業らしいのですけれども、それが日本に販売部門でなくて研究開発拠点を新設するというニュースであります。なぜ日本に研究部門を持ってきたか、それはITが進む自動車、医療、住宅など、今後の成長分野の研究を日本企業と連携して加速させていきたいという思惑があるそうです。日本には部品供給メーカーが多く存在し、また、やはり優秀な物づくり技術者がいるということ、これこそダイナミックなイノベーションの中から新しい企業が日本にまた生まれるのではないかなという期待感が私はしております。

このことから言えることは、人と仕事というのはやはり一体している。やはり人がいない、人材がいないところに仕事は近寄ってこない、企業も近寄ってこないと私は思っております。一刻も早く幕別高校に、IT系なのか、自動車系なのか、それとも融合したそういう学科がいいのか、それは今後の検討課題にはなると思いますが、ぜひ企業が求める人の育成、これを進めていくことが、私は幕別の地方創生への第一歩だと思っております。最後ですけれども、町長にそのことの見解を伺って終わりたいと思っております、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) いろいろなご提言やらお話を聞かせていただきました。

いずれも大切なことであり、これから我々が向かう方向性の一助にもなるのだろうというふうに思っておりますので、教育委員会あるいは町内のいろんな方々のご意見等をいただきながら、町の方向性をこれからも見出していきたいと思いますし、おっしゃるとおり、企業やいろんなところが求められる人材を育成することがまちづくりに直接つながっていくのだろうと、その思いは変わることはありませんので、引き続き頑張らせていただきたいというふうに思います。

○7番（藤原 孟） 大変どうもありがとうございました。

これで終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10：45 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

1、「孤立死」をなくす体制の強化を。

地域から孤立し、誰にもみとられることなく、死後長期間にわたり放置され発見されるという、大変痛ましい事件が道内各地で発生しています。

北海道が実施した「要援護者の見守り体制に関する取組状況調査」では、平成25年の1年間で48人が孤立死だったとの結果報告がされています。この調査では、死後7日以内に発見されている事例は報告対象ではないということを鑑みれば、相当数の孤立死が潜在していることがうかがえる結果になっているところであります。

北海道や北海道町村会など25団体による「北海道見守り共同宣言」が平成24年12月に出され、同時に北海道から「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」が出されました。

幕別町においても、平成22年度から26年度までを一区切りにした「幕別町地域福祉計画（第1期）」の「高齢者福祉の充実」の項目の中に、孤独死の防止に向けた取り組みとしての「安否確認の体制整備の推進」が強調されてきています。また、第2期計画の策定が、「第6期介護保険事業計画」「第4期幕別町障がい福祉計画」などの計画と同時に開始されているところであります。

誰もが住みなれた地域で安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現のためには、地域住民一人一人が見守り意識の醸成に努めるとともに、行政を初め関係機関・団体、民間事業者などが連携して、地域全体で支援を必要とする方々を日常的に見守る支え合いの体制づくりを進めることが求められています。

つきましては、以下の点について伺います。

①幕別町における「孤立死」の発生状況について。

②幕別町におけるひとり暮らしの高齢者数について。

③「幕別町高齢者見守りネットワーク事業」の協力機関の登録状況と実態について。

④今後の「ひとり暮らし高齢者等への支援体制」の強化に向けた施策について。

二つ目です。町民の健康寿命の延伸に向けた取り組み強化を。

健康づくりを支える環境づくりを整備し、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康寿命の延伸を目指すことを掲げた「まくべつ健康21」（平成25年度から34年度）が策定されました。人の一生を年齢で5期に区切り、それぞれのライフステージごとに個人や行政の行動指針を定め、人としてより豊かな自分らしい生活を送ることを目指しています。

「健康づくりの評価の指標」の一つを検診受診率の向上とし、平成29年度の目標値を定めています。

特定健康診査においては、平成 24 年度が 29.8%であったものを 60%にするなど、大幅な各種検診の受診率向上を目標としています。これらの目標の達成のためには、関係する機関や団体が計画で掲げる目標に沿って健康づくり事業を積極的に展開することが重要であると考えます。

あわせて、幕別町の後期高齢者の検診受診率は平成 25 年度が 7.30%で、北海道全体の平均である 12.02%に比べても大変低い状況にあります。

「まくべつ健康 21」では、「高齢期（65 歳以上）」のライフステージの目指す姿として「人生の完成期。地域での役割が増大する時期」とされ、「次世代に大切なことを伝承する」ことを目標としています。その実現の上でも、幕別町としての受診率をアップさせる取り組みが必要であると考えます。

ついては、以下の点について伺います。

①スマイル検診、後期高齢者検診の受診率を高めるための今後の取り組みについて。

②町が助成する各種検診を、町内外のかかりつけの医療機関でも受診できる制度にすることが受診率向上につながると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「孤立死をなくす体制の強化を」についてであります。

平成 26 年版高齢社会白書によりますと、我が国の高齢化率は、平成 25 年 10 月 1 日現在、25.1%に上昇し、今後も総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、平成 72 年には 39.9%に達し、国民の約 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると推計されております。

少子高齢化が急速に進む中で、核家族化の進行、地域意識の希薄化などから、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあり、ひとり暮らしの高齢者が増加する中、孤立死の問題が一層深刻化することが予想されております。

本町におきましても、早急な防止策が求められているところであり、高齢者などの孤立死を予防することは重要なことと認識いたしており、地域住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、各種の施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「幕別町における『孤立死』の発生状況について」であります。

孤立死につきましては、法的には明確な定義はありませんが、地域社会とのつながりを持たない状態で死亡し、死亡した事実が長期間誰にも気づかれなかった状態を指すことであると言われており、北海道では、市町村に対して、死後 1 週間気づかれなかった場合、孤立死として報告するよう求められているところであります。

本町では、記録が残っている平成 20 年度以降におきまして、23 年 1 月に当時 75 歳の単身で暮らしていた男性が死後 20 日程度経過した後に発見されたという事例が 1 件発生いたしております。

ご質問の 2 点目、「幕別町におけるひとり暮らしの高齢者数について」であります。

本町における本年 10 月 1 日現在の住民基本台帳登録者の単独世帯の高齢者数につきましては、男性 492 人、女性 1,405 人、合計 1,897 人であります。

しかしながら、この中には特別養護老人ホームや老健施設、グループホーム、有料老人ホーム、高齢者向け賃貸住宅などの入居者を含んでおりますことから、より実態をあらわしている国勢調査の結果では、平成 17 年度は 65 歳以上の単独世帯は 812 人、うち 75 歳以上の単独世帯は 461 人であり、平成 22 年度は 65 歳以上の単独世帯が 899 人、75 歳以上の単独世帯が 537 人でありました。

ご質問の 3 点目、「幕別町高齢者見守りネットワーク事業の協力機関の登録状況と実態について」であります。

平成 25 年 9 月から、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、幕別町高齢者見守りネットワーク事業に取り組んでまいりました。

町内の事業所や団体に協力いただき、日常業務や活動の中で高齢者等の異変にいち早く気づかれた場合に、幕別町地域包括支援センターにご連絡をいただくことにより、必要な支援につなげていこう

とする体制を整備するものであります。

協力機関は、平成 26 年 11 月末現在では 161 の事業所等に登録をいただいております。

これまでの間、協力事業所による日ごろの見守りの中で、高齢者の何げない行動や兆候の変化などについてご連絡をいただき、必要な介護サービスや身の回りの支援などにつながったという事例がありました。

今後も地域の見守りが必要な高齢者への声かけや緊急事態に対し、適切かつ速やかに対応できる体制を整備することによって、高齢者の孤立を予防するとともに、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「今後の『ひとり暮らし高齢者等への支援体制』の強化に向けた施策について」であります。

ひとり暮らし高齢者等が年々増加していく中で、高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、さまざまな課題を早期に発見することや地域で見守り活動を行うという意識の醸成を図るとともに、地域住民や事業者等を含めた地域全体で支える仕組みづくりが重要であります。

本町においては、ひとり暮らし高齢者等がいつまでも地域で自立して暮らしていけるよう、食の自立支援サービス事業や外出支援サービスを初めとした各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援しているところでありますが、これらの事業を通じて安否の確認や健康状況などの把握にも努めております。

また、各地域において、住民やボランティアの皆さんが「地域サロン」や「地域敬老行事」などに積極的に取り組んでいただくことにより、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという住民同士の触れ合いや円滑な人間関係づくりが一步一步築かれていくように、町といたしましても引き続き支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、「町の健康寿命延伸に向けた取り組み強化について」であります。

我が国の平均寿命は、生活環境の改善や医学の進歩により急速な伸びを示しており、厚生労働省は平成 25 年で男性 80.21 歳、女性 86.61 歳と公表いたしております。

また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す「健康寿命」は、平成 25 年で男性 71.19 歳、女性 74.21 歳と年々延びてきております。

北海道が策定した健康増進計画「すこやか北海道 21」では、本町の健康寿命は平成 16 年で男性 76.0 歳、女性は 79.7 歳、22 年で男性 79.15 歳、女性 84.4 歳と、男女ともに健康寿命が延びております。

こうした状況を踏まえ、国が平成 24 年 7 月に公表した「健康日本 21（第 2 次）」の基本方針に基づき、町では昨年度、「第 2 期まくべつ健康 21」を策定し、「健康寿命の延伸」を基本目標として、各種の事業に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「スマイル検診、後期高齢者検診の受診率を高めるための今後の取り組みについて」であります。

スマイル検診は集団で受診する事業であります。個別健診を含めた各種健診の取り組みについて申し上げます。

初めに、特定健診につきましては、これまで受診券の個別発送や眼底検査、心電図検査を町独自の追加項目として、受診率の向上に向けた対策に取り組んできたところでありますが、平成 25 年度の受診率は、前年度を 3.4 ポイント下回り 26.4%でありました。

受診率を向上させるため、今年度から 40 歳に到達する国保被保険者の特定健診の自己負担額の無料化や受診率が低い年齢層に対する再度の個別勧奨などを行っているところであります。

さらに、今後は年度当初において「健診意向調査」を実施し、受診を希望しない方に対し、積極的な受診勧奨を行うことも検討いたしております。

次に、後期高齢者健診につきましては、これまで医療機関等での案内掲示や町広報紙による周知に加えて、出前講座や老人福祉センターでの健康相談、高齢者実態把握訪問など、さまざまな機会を捉えて周知や啓発に努め、受診率は年々微増傾向にあり、平成 25 年度の受診率は前年に比べ 0.9 ポイン

ト上昇したものの、7.3%と全道平均よりも低い状況にあります。

今年度からは76歳に到達する方に受診券を送付いたしましたが、次年度からは全ての方に受診券を発送し、後期高齢者の方の健康寿命の延伸に努めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診につきましては、胃、肺、大腸、子宮頸部と乳がんの5種類の検診を実施しており、これまで受診対象となる方に個別に受診勧奨を行い、平成25年度の受診率は全ての検診で前年度を上回る結果となっております。

今後は、次年度から実施する「健診意向調査」の結果を検証し、さらなる受診率の向上に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「町内外の医療機関での検診を助成対象とする考えについて」であります。

初めに、特定健診及び後期高齢者健診につきましては、町内では九つの医療機関と町外では受診ニーズがある大樹町と池田町の二つの医療機関を指定して、実施いたしているところであります。

また、町が指定する医療機関以外であっても、かかりつけ医、いわゆる主治医のもとで行われた検査に関するデータを提供していただける場合は、特定健診の受診データとして取り扱っております。

次に、がん検診につきましては、国が定める指針に基づき、適切な方法や精度管理のもとで検診が実施される必要性があり、その要件を満たす医療機関で受診していただくこととなりますので、現在、町外の12の医療機関を指定いたしております。

現在、厚生労働省では「がん検診のあり方に関する検討会」を設置し、がん検診の内容や受診率向上など、検診のあり方に関する検討を進めているところでありますので、町といたしましては、国の動向を注視しながら、今後とも受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

孤立死が幕別町では1件あったということの報告がされました。この数字、状況で言えば、全国的にも言われていることですが、こういってことが起きるといことは防ぎようがないけれども、いかにしてそういうことが起きないようにするか、件数を減らすことが重要なのだということが言われているところであります。

それで、ご答弁にもありましたけれども、道の調査では、どういう根拠かわかりませんが、1週間以上になると報告をする、それ以下は報告しなくていい、今回この1件という数字の根拠でありますけれども、この日数的なこと、道の報告に基づいての今ご答弁なのか、それとも道の報告には至らない、そういったケースも含めて1件ということでご答弁いただいたのか、どちらなのか、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

11:30 千葉議員退場

○福祉課長（坂野松四郎） 孤立死1件の関係につきましては、孤立死としては1件という考え方があります。孤独死、いわゆる地域との交流がありながら二、三日程度見つからなかったという案件は、24年、25年で1件ずつは把握しております。

孤立死の報告の関係につきましては、道の報告の基準のとおりであります。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（川瀬俊彦） 今の町長の答弁の中で1件というのは、道が1週間以上発見されなかった場合ということに定めておりますので、その定義に従った件数であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 道の報告に基づく件数だったということは理解しました。

それで、この孤立死、孤独死、どちらも同じ意味で使われているということでもありますけれども、

法的な根拠がなく、そして警察庁の死亡統計上では変死というふうに分類される。一般的には、ひとり暮らしをしていて、誰にもみとられずに自宅で亡くなった場合というふうにされていますけれども、既に社会との関係が絶たれて、その結果、誰も死に気づかず、死後かなりたってから第三者に発見された場合というふうに定義づける場合や、かなりたってからということの定義が時間的に2週間以上となっている場合など、さまざまな表現があるようであります。

厚労省の平成22年度の高齢者白書の中で、孤立死というふうに行行政の言葉であらわすということ、そして死後1週間という基準で調査しているということが、今回の質問の調査する中でわかりました。死後1週間未満ならばいいのだというふうにはなっていないのだというふうに思います。

それで、お聞きしたいことは、こういう孤立死のケースを町はどういうふうに把握しているのかというその手法と、それから運よくということになるのだと思うのですけれども、亡くなる手前で、自宅の中で急変があって動けない状態で、そしてこのままあと何日かたってしまったらば孤立死に至ってしまうケースなどもあるのだと思うのです。そういったことを把握する仕組みがどのようなものかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まず、民生委員の日ごろの見守り活動の中で、そういう状況を把握していただいております、そういう何かあれば町のほうに連絡をいただくというふうになっておりますので、まずは民生委員を通じて情報を得ているということが第一であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 民生委員からということでありましたけれども、ほかにはないのでしょうか。例えば、この今申し上げましたように、変死という扱いになるということであれば、それはやはりまた司法の監視を受ける、そういう中身でもありますし、それからこれから質問にも出てきますけれども、ネットワークを使った町への報告などもあるのだと思うのです。そういったことの中で、まだまだ町が把握する仕組みというのは確立されたものがあるのであろうと思って質問しているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） まずは、後から出てきます高齢者見守りネットワーク事業、これがひとつ第一でありますけれども、そのほかに平成24年度には町内のガス供給事業者だとか北海道電力、新聞販売店等々をお願いをいたしまして、孤立死防止に向けた活動の協力、こういうのも要請しておりますし、また同じく24年にはストップ孤立死ということで、全戸にチラシを配布させていただいております。また、先ほどの民生委員の日ごろの活動の中以外におきましても、老人クラブやボランティア団体などによる友愛訪問等も実施させていただいておりますし、それから町が実施しております保健福祉のサービスの中で、給付サービス等々の中でそういう状況も逐次それぞれ連絡が入るようなふうになっております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今、質問させていただいている中身は、町がどれぐらい高いアンテナを持ってこの孤立死について情報を得ようという、そういう姿勢でいるかということをお尋ねしたくて質問をさせていただいているわけです。

ちょっと個別の件になりますが、ことしの8月に、札内の東部にある、東側のほうにある住民が5日間ほど急変があって自宅で動けなくなって、食事もとれないでいたというケースがありました。新聞配達の方の公区への通報によって、そのことが発見されて、大変痩せられた姿で見つかるというケースがありました。そのケースなど、ちゃんと町の、今答弁いただいたのは福祉課長ですけれども、福祉課長のところに届いているケースでありますか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） その案件につきましても、介護支援係等とのほうからの情報で入っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 当然、見つかったからの入院中に要介護認定も受けて、そしてその経過の中ではそういったことが報告されるわけで、そのことが届く、そういった仕組みがちゃんとあったということなわけで、そのことについては安心をいたしました。

私がこの質問をするに当たって思ったことは、道は1週間ということなわけだけれども、もっと短い時間でも、やはり町がそういったケースがあったということはちゃんと把握していかなければならないし、そして未然に防げたケース、このこともちゃんと把握していく、そのことが後々の、これから後々といってももうすぐにですけれども、対策を練る上ではとても重要な情報になるのでないかなというふうに思ったものですから、そのことについてちょっとしつこくなりましたけれども質問させていただいたところでありました。

そうしましたらば、二つ目の質問であります。何人ひとり暮らしの方がいるのかということについては、国勢調査の調査をもって、より実態に近い形で数字をいただいたわけでありまして。男女合計で1,436人がひとり暮らしの状況であるということが答弁いただけた中身でありました。

それで、この方たちのひとり暮らしであるということの状況把握はされているということは、今、明確にされたわけでありましてけれども、気になるのは、どれぐらいその人たちのことを町が把握されているかという中身であります。特に、身体状況や経済的な状況など、把握がなされているものなのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 人数的なことでありまして、平成22年度の国勢調査では899人という押さえ方でありまして。その状況をどういうふうに把握しているかという部分でいきますと、私どもの中では要援護者実態調査を実施しておりますけれども、これは手挙げ方式でありまして、176名の手挙げ申請しかいただいていない状況でありますけれども、そのほかの状況につきましては、それぞれ民生委員活動の中での状況等を把握していただいておりますし、またそれぞれ在宅支援係だとか、そういう業務の中でそれぞれ状況把握している状況であります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今、質問の中で、では、私が理解していた数字というのは、899人というのは75歳以上の方も含めた人数であったということですね。65歳以上と75歳以上で2回目のご答弁をいただいたけれども、合計してはならない、そういう数字なわけですね。わかりました。

それで、この道の要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアルでありますけれども、各自治体の主体性がやっぱりここで出されているわけでありまして。要援護者の対象を各自治体が決める、そういう必要があるのだということが言われています。そして、見守りを必要としている要介護者について、健康であると思っていた単身高齢者であっても、地域から孤立していることで誰にもみとられることなく亡くなられる悲しい事案が起きていることを踏まえて、要介護度や障がい区分で区切ることなく、障がいのある方、病気のある方、近くに家族や親戚がいない方など、市町村において見守りの対象を広げ、支援を行うことが必要であるとして、幾つか具体的な例も示されているところであります。

今、私のこの質問はひとり暮らしの高齢者ということでお聞きしていますけれども、さらに加えて幕別町はどこまでを要援護者として考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） どこまでという部分で非常に難しいところはあるのですが、一つは災害の関係でいきますと、災害時の避難行動要支援者ということでいけば、介護関係の要支援1から介護5までの人、それから障がいのある人という範囲で名簿を作成するというところで動いております。その中で同意を得られた方につきましては、関係機関で、公区だとか民生委員だとかで日ごろの見守りといいますか、こういう中で活用させていただくというような動きになっているところであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今のご答弁ですと、実際に見守り行動を行った方という中身だったのだと思うのです。そうではなくて、実際に見守りに行くかどうかはまた、そういったことにまで至るかどうかは別にして、要援護者としての対象をどういうふうに幕別町が考えているかということをお尋ねしたのであります。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） 先ほど申し上げましたとおり、避難行動要支援者として、要支援 1 から介護度 5、繰り返しになりますけれども、障がいのある人等が町としての支援者というふうにまずは捉えているところであります。ただ、本当に見守りが必要なかどうかという部分につきましては、その中でまた拾い出しをしていかなければならないかという思いはありますけれども、今の段階としてはそういう動きであります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 1 回目のご答弁から枠は広がらなかったのかなというふうに思っていて記憶していました。先ほども言いました道のマニュアルで言えば、もっと幅広い対象の人を要援護者としなければならぬことが具体的な事例として示されていますから、例えば要介護認定や障がい認定ということが出てきましたけれども、介護者、擁護者が倒れた場合、残された高齢者や障がいのある方などでみずから助けを求められない、そういう表現でもって幅も広げているところであります。要援護者の対象をもっと広く持つていく構えが必要ではないかなというふうに思っています。そのマニュアルを確かめながら、このことについてもっと研究をしていただきたい、そういうふうに思いました。そのことは進めていただきたいと思えます。

三つ目、幕別町高齢者見守りネットワーク事業についてお尋ねしますけれども、161 件の事業所が登録しているということのご答弁があったわけでありまして。私がこの通告を出したときに、幕別町のホームページ、それは 26 年 2 月現在でありましたけれども、幕別町地域で 47 事業所、札内地域で 61 事業所、忠類で 19 事業所がこのネットワーク事業所として登録されている。合計 127 でありますから、その後、約 30 を超える、そういう事業所が新たにここに加わってくださっているのだなということがわかりました。積極的に協力事業所をこれからも広げていくこと、進めていただくことが重要なのだと思えます。そのようにして協力事業所がふえているということの評価させていただきたいというふうに思えます。

でも一方で、さらに発展させるということの意味では、帯広市には「きづきネットワーク」という、そういう名称でもってこの事業をやっているところであります。幕別町の場合は、事業所において、事業所単位で地域で暮らしている高齢者に対してふだんから気にかけて見守ったり声をかけていただきますということで、何かあれば地域包括センターに連絡を下さいという、そういう役割を担っていただいているわけでありましてけれども、事業所だけではなくて協力団体という、そういう言い方の中で、町内会や民生委員、児童委員、老人クラブ、それから十勝勤労者医療協会友の会連絡会、そういう組織もこのネットワークの中にも含まれています。それから、医療機関、そういったものも入っているところであります。事業所という単位でありますけれども、これもひとつ研究していただいて、さらにこの事業に協力する事業所、団体をふやすということを進めていただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現在 161 という事業所ということなのですが、その中にももちろん病院だとか介護施設、薬局、そういった事業所も協力いただいているところであります。また、ことしの 10 月なのですが、高齢者など SOS ネットワーク事業というのを立ち上げまして、そういった中でも協力いただけないかということで、事務所の募集を行っているところであります。組織はなっておりませんが、民生委員さん、またケアマネジャーさんから、高齢者に関する相談を受けております。そこには地域包括支援センター、また幕別、札内における在宅介護支援センター、そういったところを設置しまし

て、平成 25 年度は 1,100 件ほどの高齢者に関する相談を受けております。今後はやはり高齢者の方が安心して暮らせるような体制を充実することが必要だと考えておりますので、今後も体制の充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今の答弁で、その新たにふえた中には医療機関もあってということになるのだと思います。私のその直近の町のホームページの中の調査の中では、まだなかったから、介護事業所はたくさんありましたよ。そういった中で広がってきているのだということがわかって、そのことは評価したいと思います。大いに広げていっていただきたいなというふうに思います。

そして、四つ目のひとり暮らし高齢者の支援体制の強化に向けた施策についてでありますけれども、いろいろ研究されているということもわかりましたけれども、ちょっと紹介させていただきたいことは、ことしの 11 月に、帯広市地域福祉活動研究会が帯広市町内会連合会、帯広市社会福祉協議会の主催で行われています。平成 22 年 1 月に放映された NHK スペシャル「無縁社会」を手がけた NHK の関係する板垣さんという女性プロデューサーが講師となって、この番組をつくるに当たって取材した実践例を紹介しながら、孤立死を防ぎ、支え合う社会のあり方ということで講演をされているところであります。内容としましては、国内での孤立死の 2 割から 3 割は遺体が家族に引き取られない、その数は 2010 年、3 万 2,000 件に上る、このような引き取り手のない究極の孤立死を無縁死と定義していて、夫婦が晩年に死別したり離婚することで、地域の縁が絶たれて孤立化したということになって、そういうケースが多いのだそうです。そして、この無縁死が人ごとではないという訴えをされています。そして、その深刻さに拍車をかけるのが超高齢化社会で、600 万人が全国でひとり暮らしである、現在の社会保障制度がひとり暮らしの方を前提した制度になっていないこと、このことが大変問題であるということでありました。放送された当時、行政関係者、それから介護の専門職にとっては、大変その報道の内容にセンセーショナル、衝撃を受けたというふうに私自身の中でも記憶しているところであります。

そして、同じくことし 9 月に放送された NHK スペシャル「老後破産の現実」、この番組も大変視聴者に衝撃を与えたところであります。600 万人に迫るひとり暮らしの高齢者の半数近くが年収年間 200 万円未満、生活保護水準以下で、そしてそのうちの 200 万人、3 分の 1 が保護を受けずに暮らしている。番組の中では、国民年金の徴収が始まったのは 1961 年でありますけれども、この当時は家族との同居が前提で、年金は小遣いのようなものだったというふうに解説がされている。しかし、今は年金だけで暮らすひとり暮らしが急増するし、国民年金は満額でも月 6 万 4,000 円、人間の尊厳が問われているというふうに放送がされていたところであります。

私は、相談業務の強化を支援対策の中で強く求めていきたいというふうに思います。東京都港区の調査で、年金収入の少ない人ほど周囲から孤立する、そういう調査結果が出されています。そしてまた別な調査では、生活保護を受けている人、これはこの方たちは受けることによって引け目や負い目を感じ、孤立していくことも明らかになっている。今の生活状況を他人に知られたくないという、そういう思いから、人と接するのが嫌だ、そういう人たちの相談を待つということではなくて、相談を受けに足を運ぶことを求めていきたいなというふうに思います。

幕別町のひとり暮らし高齢者の支援体制、そしてその相談業務ですけれども、どのようになされているのか、そして今後、強化する必要があると思うのですけれども、そのことについてどのようにお考えになっているのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（坂野松四郎） ひとり暮らし高齢者の相談につきましては、まずは社会福祉系のほうの生活相談、それから在宅介護支援係の日ごろの業務の中での相談、そういうふうなそれぞれの担当する部分で相談を受けているわけでありまして、今後につきましても、その充実とさらに関係する係、課の連携をとってまいって、それから相談につきましても、親切対応、きめ細かな対応に努めてまい

るというふうに考えております。

11 : 44 千葉議員入場

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） わかりました。

あと、そして相談の中身といいますか、この孤立死を防ぐという視点で町のほうで力を入れていただきたいこととして、生涯未婚の方たちが孤立死になるケースがやはり多いということが、これもさまざまな調査の中で明らかになっているところであります。

今、後継者対策ということで、農業関係者等ではそういう仕組みはあるわけでありましてけれども、そのことをもっと幅を広げて、将来のために結婚したいのだけれどもできないのだと、そういう条件がないのだという人に向けての施策を町のほうで強めていくこと、そのことが重要でないかなというふうに思います。

これもある研究機関の調査ですけれども、西暦 2030 年には男性の 3 人に 1 人、女性の 4 人に 1 人が結婚しないというふうにされているのだそうです。後の結婚が必ずしも幸せかどうかということはいろいろありますけれども、やはりこの孤立死を防ぐ視点においては、今、ひとり暮らしの人をどうするかということではなくて、そういうことの条件に至らないための施策として、結婚したい方に向けたそういう手法も必要なのだというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 昨日も人口減少問題のところでもお話をしましたけれども、ですから孤立死を防ぐという切り口ではありませんが、現在、その人口減少に対してどのように対応していくかという一つの中では、若者がなかなか異性の方と触れ合う機会がないということから、他の自治体でも婚活支援活動をやっています。また、婚活というのは、余りメーンに出すとそこに行きづらいというようなこともあって、男女が交流できるような機会をつくる何らかの手だてを打てないかということも含めて現在検討しておりますので、その点については我が町においても何らかの策を打ってまいりたいというふうに現状では考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 本当に今のところ、しっかりお願いしたい、すべきだというふうに思います。

本当にこの孤立死を防ぐということの中で、やっぱりいろんな営利会社がさまざまなことを考えます。高齢者の部屋に監視カメラをつけて遠隔地からも見る、そういった手法もあるようですけれども、やっぱり人権が問われる、そういう問題でもあるのだと思うのです。そういう手法ではなくて、やはり行政や地域が中心になってこの高齢者の日常的な見守りをするということ、これからも努めていただきたいと、そのように思います。

それでは、もう一つの検診にかかわる二つ目の質問について質問させていただきたいというふうに思います。

いろいろな施策の中で、検診率を高める努力をしていくということの決意はあったのかなというふうに思います。健康意向調査も来年度早々に行って、それを受けて啓蒙活動を進めていく、このことにはやはり期待もしたいというふうに思います。

根本のところちょっと町の考えをお尋ねしますけれども、こういった各種検診の受診割合が低い、そのことはどういう理由なのか、どういうふうな理由によるものなのか、その実態や町の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 受診率が低いということで、特定健診を例に挙げてみますと、継続的に特定健診を受診されている方は 1,100 人程度、この中で残りは新規ということなのですが、そういったところが新規の健診を受けていただく方をふやせていないというのはやはり受診勧奨、ここにもっと力

を入れていかないとならないという思いがありますので、町長答弁にもありましたとおり、健診意向調査をやりながら、受診勧奨をやっていきたくて考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 健康意向調査がどういう中身であるかは、まだ私はわかりませんが、日程的なこと、それからこま数、後期高齢者健診は無料でありますけれども、検診料の設定のことなど、十分な調査を行うべきだというふうに思います。

そして、この検診率を上げる手法のことについて考えをお尋ねしますが、答弁の中では集団検診という言葉がありました。それは、多分、札内福祉センターや幕別保健福祉センターで日時を決めてやるのだということの集団検診だということだと思います。例えば町内会や老人クラブ、ボランティアクラブ、または例えば入所の施設や通所の施設の中に、加盟者、利用者、そういった人たちをまとめて日程を決めて検診を受けてもらう、そんなようなことなども検診を受けてもらう機会をつくるということでは大事なのではないかなと思うのですが、そういったことの考えはどのようなのでしょうか、おありでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 検診受診率を高める策としてはそういった手法も考えられるかと思うのですが、やはり医療機関の都合の部分もありますし、次年度実施します健診意向調査の中で、そういったニーズも含めて把握しながら、ぜひ受診率が向上するような策を考えていきたいと考えています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。

平成29年度に目標を設定しているわけでありまして、なかなかハードルは高いのだというふうに思います。しっかりとした啓蒙活動を行っていくべき、そのように思いました。

そして、二つ目のところになりますけれども、これも検診率を上げる手法の一つになってくることなのですが、かかりつけの医療機関にかかるついでに、では全身管理も行う、そういう検査をしましょうということ、非常に受診する人にとってもやりやすいやり方なのではないかなというふうに思います。そのデータが医療機関から来れば、それも受けたということにカウントするというご答弁だったと思うのですが、そこそこの医療機関においていろんな検診の、自由診療ですから検診の科目、項目や料金があるわけでありまして、そういったのを受けたときの医療費の助成のことなどもあればいいのかなというふうに思っている設問でありました。そういう各医療機関での検診に対して、このスマイル検診を受ける感覚での検診料になるような補助を出すようなことができないものかどうなのか、その辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 個々の事業といいますか、そういったことで受診されているデータを実際には特定健診のデータとして活用させていただいておりますが、そういったふだんの医療の部分まで助成するというのは、現状としては難しいのかなと。それよりも特定健診、これは負担がありますが、そういったところで何か方策はないかという部分で検討していきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それはまだ考えていないということではありますが、町民の要望としてはそういった声も耳にしているところであります。これからの検討材料の一つにさせていただきたいものというふうに思います。

11月の末、幕別町社会福祉大会が行われました。今までも、人生の最後のあり方としては、「元気で長生き」ですとか、「ピンピンコロリ」だとか、そういった言葉が言われてきました。この社会福祉大会での記念講演、介護現場から考える最終章というテーマで鹿迫の特別養護老人ホームの代表の方が講演してくださった中身でありましたけれども、そこで最後にスライドで示された言葉が私はとても印象的だったものですから、今、述べさせていただきますけれども、「しなやかに老いてあっさり死ぬ」、これも健康寿命を長くするのだということの言葉なのだと思うのです。ベッドの上で長

く生きていても、それも一つ生き方でありませけれども、やっぱり自分で好きなことができる、自分の足でトイレに行ける、そういったことの中で長生きできることが望ましいのだと思います。そういうふうになるには、やはり検診の強化ということ、そのことは重要なのだと思うのです。

これからの「まくべつ健康 21」については、私は大変期待する中身があるのだと思います。しっかりと進めていただくことを祈念して、エールを送って、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、13時まで休憩いたします。

11:56 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

「付託省略」

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第70号から日程第12、議案第80号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第70号から日程第12、議案第80号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第70号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第70号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書、議案説明資料とも14ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案説明資料によりご説明を申し上げます。

現行の出産育児一時金につきましては、基本額である39万円に、産科医療保障制度の掛金相当である3万円を加算した42万円を支給総額としているところであります。この産科医療補償制度は、重度脳性麻痺を発症した子供とその家族の経済的負担を補償するもので、制度発足後5年を経過したところであります。発症件数の実績が当初の見込みより少ないことから、この間に約800億円の余剰金が生じたところであります。このことから、補償対象基準と年間発症件数が見直しされ、補償制度の掛金が2万4,000円に引き下げられるとともに、余剰金が10年間財源充当されることとなったために、さらに8,000円を差し引くこととなり、新たな掛金については3万円から1万6,000円とされたところであります。

一方、この間、出産費用は上昇し、平成24年度全国平均で41万7,000円となっていることから、出産育児一時金の基本額については、補償制度の掛金で減額となる1万4,000円が加算されて40万4,000円となります。したがって、産科医療補償制度の掛金分1万6,000円を加えますと、その総額は42万円となり、据え置きとなるものでございます。

以上の健康保険法施行令の一部改正が平成 27 年 1 月 1 日に施行されることから、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

幕別町国民健康保険条例第 8 条第 1 項は、出産育児一時金の支給額について規定しているものですが、39 万円を 40 万 4,000 円に改めるものであります。

また、同項中の健康保険法施行令第 36 条の規定により、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合に加算することとしている 3 万円を超えない範囲の額を 1 万 6,000 円に改めるものであります。

議案書をごらんいただきたいと思えます。

附則についてでございますが、第 1 項は、本条例の施行期日を平成 27 年 1 月 1 日からとするものであります。

附則第 2 項は、経過措置について規定したものであり、本条例による改正後の幕別町国民健康保険条例第 8 条第 1 項の規定は、本条例の施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 72 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 72 号、平成 26 年度幕別町一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,042 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 144 億 2,877 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

追加でございますが、「知事・道議選挙ポスター掲示場設置等工事」につきましては、北海道知事選挙が来る 3 月 26 日に、北海道議会議員選挙が 4 月 3 日に告示され、4 月 12 日に執行される予定でありますことから、当該選挙に係るポスター掲示場の設置から撤去までの工事に当たって、年度内に工事請負契約を行うため、新たに限度額 341 万 3,000 円の債務負担行為を追加するものであります。

6 ページをお開きいただきたいと思います。「第 3 表 地方債補正」でございます。

初めに、追加でございますが、「消防救急無線デジタル化共同整備事業」につきましては、帯広市ほか十勝管内 5 消防事務組合で共同整備するものであります。このたび十勝圏複合事務組合から工事費等の事業費が示されましたことから、当該事業に係る構成町からの分担金の財源として、限度額 7,360 万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

次に、変更でございますが、「十勝圏高機能指令センター整備事業」につきましては、同じく共同

整備をするものでありますが、本年度の実施設業務の結果を受け、十勝圏複合事務組合から工事費等の事業費が示されましたことから、当該事業の追加に係る構成町からの分担金の財源として、起債の借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思えます。

1 款 1 項 1 目議会費 110 万 6,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、議員の欠員に伴う減額補正、3 節につきましては、主に人事院勧告に基づく給与改定に伴う期末手当の支給率を引き上げるものであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目交通防災費 255 万 5,000 円の追加でございます。本年 11 月 1 日から電気料金が値上げとなり、北電が発表した規制部門に係る値上げ率では平均で 12.43%となつたところでありますが、防犯灯などの街路灯に係る値上げ率は平均で 25.76%と高くなっております。

この値上げに伴い、予算に不足が見込まれますことから、電気料を追加しようとするものであります。

なお、役場庁舎、給食センター、小中学校など自由化部門の高圧受電契約による公共施設につきましては、契約期間満了後からの値上げとなりますことから、その期間のほとんどが年度末となりますことから、これら施設にあつては本年度の値上げの影響はございません。

次に、15 目諸費 48 万 7,000 円の減額でございます。本年第 3 回定例議会で報告をさせていただいたところでありますが、本補正予算の衛生費におきまして、帯広厚生病院に対する財政支援として新たな補助金を計上させていただいておりますことから、これに伴い、当初予算に計上の救命救急医療対策に係る義務外負担金を減額するものであります。

次に、19 目総合支所費 1,563 万円の追加でございます。定住対策の一つといたしまして、忠類地域内における賃貸住宅の建設に対し、建設費の一部を助成するものでありますが、このたび 1 件の申請がありましたことから、所要の費用を追加するものであります。

4 項選挙費、4 目知事道議選挙費 383 万 8,000 円の追加でございます。11 ページにかけてであります。4 月 12 日執行予定の知事・道議選挙の準備に係る経費及び 3 月 27 日から予定される北海道知事選挙の期日前投票等に係る費用の一部を追加するものであります。

6 項 1 目監査委員費 4 万 3,000 円の追加でございます。監査委員の交代によりまして費用弁償に不足が生じますことから、追加するものであります。

12 ページをお開きいただきたいと思えます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 1,960 万 4,000 円の追加でございます。

20 節につきましては、行政報告でもご説明させていただきましたが、灯油単価を初めとする冬期間の増嵩経費に係る支援といたしまして、前年度に引き続き、福祉灯油の支給を実施するものであります。

対象世帯につきましては、本町に住所を有する生活保護受給世帯と本年度町民税の非課税世帯で、一つには 65 歳以上の高齢者世帯、二つ目は身体、知的、精神に障がいがある方がいる世帯、三つ目は児童扶養手当を受給されている世帯、四つ目といたしまして特別児童扶養手当を受給されている世帯、五つ目といたしまして特定疾患、小児特定疾患の方がいる世帯、六つ目としてひとり親の世帯、合わせておおむね 2,350 世帯に対し、1 世帯当たり 7,000 円分の幕別町商工会発行の商品券を支給するものであります。

28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

次に、3 目障害者福祉費 5,733 万 9,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、訪問入浴サービス事業の利用回数の増加に伴う追加、20 節につきましては、障害福祉施設の新設やサービスの充実等により、当初予算編成時に比べ 1 月当たりの障害者福祉費サービスの利用者が増加していることから、これに伴って公費負担分を追加するものであります。

13 ページになります。

6 目老人福祉費 150 万 2,000 円の追加でございます。

介護保険特別会計への繰出金であります。

7 目後期高齢者医療費 18 万円の追加でございます。

後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、8 目介護支援費 49 万 3,000 円の追加でございます。

要支援者に対するケアプランの作成委託料であります。要支援者の増加に伴い、ケアプランの作成件数が増加しておりますことから追加するものであります。

13 目ふれあいセンター福寿管理費 120 万円の追加でございます。

燃料単価の高騰及び使用料の増加に伴う燃料費の追加であります。

2 項児童福祉費、4 目へき地保育所費 22 万 2,000 円の追加でございます。

11 節の細節 12 につきましては、燃料費の追加、細節 21 につきましては、電気料の追加であります。

14 ページをお開きいただきたいと思っております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 1,584 万 6,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、妊婦超音波健康診査に係る委託料の追加、19 節の細節 3 につきましては、帯広高等看護学院に対する国の地方財政措置額が減少したことに伴い、市町村負担金を追加するものであります。

細節 15 につきましては、「帯広厚生病院に対する財政支援」であります。帯広厚生病院の不採算医療部門である救急救命センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療の 5 部門の収支不足額を対象に、今年度から毎年 3 億円を限度として、帯広市と 18 町村が 7 対 3 の負担割合にて運営費を補助するものであります。

なお、この財源につきましては、国の公的病院等への助成に関する特別交付税措置の制度を活用することといたしており、本制度の上限額の範囲内にあつては、その全額が措置されることとなっております。

次に、3 目保健特別対策費 15 万円の追加であります。

管理車両の修繕に係る費用を追加するものであります。

5 目環境衛生費 191 万 2,000 円の追加でございます。

個別排水処理特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 140 万円の追加でございます。

新庁舎の建設に関連し、本年度から各部署において書類整理を進めておりますが、廃棄文書の処理量が増加しており、予算に不足が見込まれますことから追加するものであります。

6 款農林業費、2 項林業費、1 目林業総務費 50 万円の追加でございます。

有害鳥獣による農林業等被害の防止を目的とした捕獲活動に対する北海道からの間接補助事業であります。捕獲頭数の増加により所要の費用を追加するものであります。

15 ページになります。

7 款 1 項商工費、1 目商工振興費 110 万円の追加でございます。

8 節につきましては、住宅新築リフォーム奨励事業であります。当初予算に比べ、新築、リフォームいずれも利用者が増加しており、11 月以降の当該奨励事業の執行に当たり、予算に不足が見込まれますことから事業費を追加しようとするものであります。

次に、2 目消費者行政推進費 46 万 3,000 円の追加でございます。

町が行う消費生活相談業務に携わる相談員は、このたび消費生活専門相談員資格の認定を受けることに伴う賃金の見直し及び相談業務や出前講座等により勤務日数が増加していることに伴う賃金の追加であります。

次に、5 目企業誘致対策費 1,500 万円の追加でございます。

リバーサイド幕別工業団地内における事務所等の整備が 2 件、工業団地以外における工場等の整備

1 件に係る投資に対しまして、「幕別町企業開発促進条例」に基づき、工業団地内については 10%、工業団地以外は 5% の補助を実施しようとするものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 445 万 2,000 円の追加でございます。公共下水道特別会計への繰出金であります。

16 ページになります。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 1 億 8,042 万円の追加でございます。

地方債補正でもご説明したところでありますが、主に「十勝圏高機能指令センター整備事業」と「消防救急無線デジタル化共同整備事業」に伴う東十勝消防事務組合分担金の追加であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費 9 万 8,000 円の追加でございます。

本定例議会に提案の「いじめ防止対策推進委員会条例」でもご説明させていただきましたが、町の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、当該委員会の開催に係る費用を追加するものであります。

次に、3 目教育財産費 1,200 万円の追加でございます。

11 節につきましては、小中学校の屋根防水補修及び給配水管等の修繕に要する費用を追加するものであります。

15 節につきましては、幕別小学校給食用小荷物専用昇降機改修工事及び各小学校の普通教室や特別支援学級の増設等に伴う教室改修工事等に要する費用を追加するものであります。

17 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 182 万 7,000 円の追加でございます。

燃料費の追加であります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 195 万 7,000 円の追加でございます。

これも同じく燃料費の追加であります。

2 目教育振興費 207 万 7,000 円の追加でございます。

全道、全国の文化・スポーツ大会への出場者の増加に伴い、予算に不足が見込まれますことから追加するものであります。

5 項社会教育費、3 目保健体育費 61 万円の追加でございます。

11 節の細説 12 につきましては、燃料費の追加、細説 21 につきましては、電気料の追加、細説 40 につきましては、体育施設の修繕に要する費用を追加するものであります。

4 目町民会館費 20 万 6,000 円の追加、あわせて 6 目のナウマン象記念館管理費 20 万 4,000 円の追加であります。

いずれも燃料費及び電気料の追加であります。

18 ページをお開きいただきたいと思っております。

7 目スポーツセンター管理費 57 万円の追加、あわせて 8 目集団研修施設費 9 万円の追加、9 目図書館管理費 20 万 4,000 円の追加でございます。

いずれも燃料費及び電気料の追加であります。

次に、10 目百年記念ホール管理費 320 万円の追加でございます。NPO まくべつ町民芸術劇場が計画する芸術鑑賞事業にかかわる補助金を追加するものであります。

なお、財源につきましては、一般社団法人「地域創造」の地域の文化・芸術活動助成事業の補助採択を受けて実施するものであります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 2,513 万円の追加でございます。

2 節につきましては、主に本年 4 月の人事異動及び職員の育児休業に伴う減額、さらには人事院勧告による基本給の改定による増額でありまして、節全体では減額するものであります。

3 節につきましても、2 節と同様であります。細説 2、細説 3 につきましては、人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、期末手当の支給率を引き上げるものであります。

細説 8 につきましては、人事院勧告による交通用具使用者に係る通勤手当の増額改定、19 ページの

細節 11 につきましては、ファイリングシステム導入事務、知事・道議選挙事務などに係る事務量の増加に伴う追加であります。

細節 14 につきましては、人事院勧告による期末勤勉手当の改定であり、現行の 3.95 カ月分を 4.10 カ月分に引き上げるものであります。

4 節から 20 ページの 19 節までにつきましては、給与の改定に伴う補正が主なものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

7 ページへお戻りいただきたいと思えます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 394 万 7,000 円の追加でございます。

現年課税分の追加であります。

11 款 1 項 1 目地方交付税 1,142 万 3,000 円の追加でございます。

帯広厚生病院に対する運営費補助の財源といたしまして、特別交付税を追加するものであります。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料、2 目民生手数料 49 万 3,000 円の追加でございます。

要支援者のケアプラン作成に係る国保連合会からの手数料であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 2,806 万 2,000 円の追加でございます。

いずれも障害者支援費の増額に係る国負担分の追加であります。

8 ページになります。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 36 万 3,000 円の追加でございます。

訪問入浴サービス事業に係る国の補助金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,403 万 1,000 円の追加でございます。

国庫支出金と同様であります。障害者支援費の増額に係る道負担分の追加であります。

2 項道補助金、1 目民生費補助金 108 万 1,000 円の追加でございます。

1 節の細節 3 につきましては、訪問入浴サービス事業に係る補助金、細節 10 につきましては、福祉灯油に対する地域づくり総合交付金であります。

次に、4 目農林業費補助金 50 万円の追加でございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業に係る交付金であります。

9 ページになります。

3 項道委託金、1 目総務費委託金 583 万 8,000 円の追加でございます。

知事・道議選挙に係る委託金であります。

20 款 1 項 1 目繰越金 1 億 3,369 万 1,000 円の追加でございます。

21 款諸収入、5 項 4 目雑入 320 万円の追加でございます。

NPO まくべつ町民芸術劇場への助成金であります。

22 款 1 項町債、7 目消防債 1 億 6,780 万円の追加でございます。

地方債補正でご説明いたしました二つの事業に係る町債を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） ページ数で 14 ページ、4 款の衛生費、役務費の 140 万円ではありますが、ご説明では、新庁舎移転に伴う書類等の整理でごみがふえるので、その分の処理量を計上されたのではないかとこのように理解をしたところなのですが、ファイリングシステムの導入もされたということもありまして、相当量の処分が予想されますが、これは量でどのぐらいなのかということが一つです。

それと、関連になりますのでお答えいただけたらと思うのですが、書類だけではなくて、書類を処分すると当然書類の入っていたケース等々含めて、必要か否かということになってくるのだろうと思うのですけれども、こういった新庁舎に移転するに伴った備品、書類、書庫ですとかデスクだとか、いろいろなものなのですが、そういったものも不必要なものはごみとして処分されるのだろうとは思

のですけれども、経費削減も含めて極力使えるものは使ってということになるのだろうと思うのです。ただ、その場合に、長期的に見て経費も算出していかなければならないのだというふうに思うのです。つまり、そのときの費用は軽く済んでも、将来的に耐用年数も含めて長く使えないということであれば、諸経費を含めれば入れかえたほうが良いというような事例にもなっていくのだろうというふうに思うのです。そういった準備も含めて、今、さまざまな取り組みをされていると思いますので、どんなふうを考えて進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（山岸伸雄） 初めに、私のほうから、ご質問がありましたごみの量の増加分でございますが、今、議員ご指摘のとおり、ファイリングシステム導入だとか、あと倉庫の書類の整理というもので、約180トン程度ごみの量がふえるということを見込んで補正しているものでございます。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 備品等も含めて廃棄の関係なのですけれども、まず書類箱とかで鉄として売却ができるものについては、今回も売却という形で、不必要になったものについては一部売却させていただいております。

全体を通して新庁舎に向けてですが、今の段階で考えているのは、机等は全て持っていく形になっています。あと、書類の保管庫については、現在、ファイリングシステムの導入により、保管庫の形態を変えて、今、初期投資として保管庫は購入させていただいておりますが、不必要になった分は売却、新しいものを持っていくという形になっております。あと、伴って書類としてかなりのごみが出たということですが、今回、ファイリングシステム、本年度5課で導入させていただいておりますので、次年度同じように新庁舎に入る全ての課にファイリングシステムを導入しますので、一部同様の書類等の廃棄に必要な経費はかかると考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そうしますと、今、180トンということですから、これからのほうが相当な量だと思うのですけれども、多くなるということですね。

それからもう一つ、書庫はわかりました。机は古いのを全部持っていかれるということですが、ITの関係の設備等、議会のときもそうだったのですけれども、そういうのも移動してやっていかれるということでしたが、私たちもこの議場の机等、全部使って、そして新しい庁舎でも利用できたらというふうに考えていたのですけれども、きちっとその辺を精査して見積もり等をやつただくと、将来的には逆に古いものを持っていくことのほうが経費がかかる、あるいはきちっと改装するリフォームに多額のお金がかかるというようなこともありまして、そういった新しいものを入れた場合の見積もり合わせもしながら判断していくという手法を選ばせていただいたのですけれども、庁舎の中もそのようにやっておられるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（境谷美智子） 机一つ一つの単価も含め、同様に新庁舎への引っ越しにかかる持っていった経費がどのぐらいかかるのかとか、新しいものを購入してセッティングしてもらったときどのぐらいかかるのかということも含めて、現在、精査しているところです。今の段階では、その精査をもつても、机に関しては持っていく形で考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） もう一つの視点で、使えるものはきちっと、長く使えるものは使っていただきたいという前提はあるのですけれども、仕事で多分今皆さん使っておられるデスクというのは、パソコンなど使われる前から利用されていたものも多かったのではないかと思います。そういう新しい事務機器を利用する中で、効率的な事務作業を進めようとした場合には、デスク一つも形が変わっていくのではないかなと思うわけです。そういう場合に、見積もり等も含めてそういった効率性もあわせて、1回入れたものがまた将来ずっと長く使われていくというふうに思いますので、その辺の考慮もした上での判断ということも大切ではないかと思いますが、それも行っていただけますでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 備品等の関係につきましては、先ほど課長が答弁いたしましたように、基本的にはやはり使えるものについては使う、そして痛みが激しいものについては廃棄というような形で考えておりますけれども、それにつきましては、例えば補修するのにどれぐらいかかるのだとか、新たに入れる場合はどれぐらいかかるのだとかというような効率性も含めて検討しているところであります。27年度、新年度の予算に向けまして、今、備品についても精査をしているところでございますので、新年度予算において反映をしていきたいというふうに考えております。

○15番（中橋友子） 新しいシステムに支障がないか、その辺の仕事の効率性や、後段の質問のお答えがないのです。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） システム等については、基本的には、先ほども申し上げましたけれども、今使っているものを使うということで、ただ、どうしても移転にかかわって必要になる経費というのは出てくるとは思いますけれども、そういったことも配慮しながら検討を進めているところでございます。

○15番（中橋友子） 考慮しないということですか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 電算システム、パソコンのことをご心配していただいているかと思いますが、確かに今の各机については、当然、下から電気のコードやなんか外に露出しないようにして、机の中を通ってくるような机は確かにあります。ですから、そういうものを使えば事務所は見た目はきれいにはなりますけれども、現状の今の机で十分対応できるものという、コードは外には出ますけれども、対応できるものと考えておりますので、現状の机については持っていくという考え方で整理をしているところであります。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 14ページの帯広厚生病院運営費補助金についてお伺いをしたいと思います。

これまでにも何度かお伺いしてきましたが、ついに予算として出てまいりましたので、改めてお伺いしたいと思います。

記憶が間違っていなければ、建設に当たる建設費の補助をお願いしたいというところから、この話が始まったものだと思っております。そういった話の中で、建設費の補助でありますと、それぞれの市町村の手出しが大変であるということから、特別交付税で見てもらえる運営費の補助にしていこうという流れで決まっていたと記憶しておりますが、今回はことしの4月にさかのぼって運営費の補助をするということでもあります。まだ建て始めてもいない建物に対する運営費をこの時期から支出していく、こういった理由を改めてお伺いしたいと思います。

それと、その運営費はいつまで支出されるかということと、次年度以降の金額も同額でずっと支出されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 当初、前川議員がおっしゃったとおり、厚生連からは建設費補助という要望があったのですが、町村会の意向としましては、建設費ではなく運営費の中の話合いがなされまして、この運営費で補助するという理由といたしましては、町村会のほうとしては、町村ごとに直接病院を持っている、持っていない、いろいろ実情があるということで、そういった面も考慮することと、もう一つ大きな部分としましては、帯広厚生病院は第三次保健医療福祉圏ということで地方センター病院であることから、十勝地域全体を地域住民に何より最大の利益があるということで、そういったことをもって不採算医療部門の支援という形に落ちついたところであります。

それと、いつまでかということですが、これは帯広市と町村会の合意のもとでなのですが、交付税措置がなくなった時点で補助は廃止するというところであります。

それともう一点、27年度以降の金額ということですが、3億円、これを上限としてこの範囲

内で行うことになっておりますので、まだ確定はしておりませんが、一応3億円以内と。その中で町村、幕別町の負担割合ということが決まってくると思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） まだ建て始める前、ことしからと判断された理由について、もう一度お伺いしたいと思います。

それと、27年度以降の運営費の補助金のあり方なのですが、経営が改善されればそれだけ、黒字になることも難しいと思いますが、改善されればその3億円以内というのも少なくなることもあるのかなと思うのですが、そういった場合には、ことしは一千百数万円ついていますが、それから減ることも考えられるのかということと、それと、いつの経営に対する補助になっていて、例えばことし1,100万円出すものは25年度の会計赤字分に対する補助なのか、そうならば帯広厚生病院の決算が出てから我が町の予算も決めていくのかということもお伺いというか、確認をさせていただきたいと思います。それは27年度の本予算にも出るのか、それともまた、ことしのように補正予算で出てくるのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 不採算部門に対する助成事業ということでありますので、病院全体が黒字かどうかという問題ではなくて、十勝圏の医療を担う中核医療機関としての不採算部門のあくまでも財政的な支援をしていこうというのがこの制度の趣旨でありますので、この部分に対しては、今、町村の負担金の決め方というのは、市が7割、残り3割は町村ですけれども、その町村の決め方は厚生病院に入院している患者と通院している患者割と均等割とありまして、その金額で決めておりますので、恐らくそれほどの通院患者数の変動はないと思いますから、同じような金額で幕別町の場合は算定されてくるというふうを考えておまして、当初予算にのせるかどうかという問題は、恐らく患者数によって決まるものですから、金額が確定しづらい部分がありますので、場合によっては補正予算で対応せざるを得ないものなのかなというふうには感じております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 不採算部門に対する赤字の補助金であるから、ことしから出すということで理解をさせていただこうかなと思うのですが、3億円が限度額ということでありますから、副町長おっしゃるように、6部門の赤字部門が改善されたと、例えば3億円も赤字になっていないで2億円しか赤字にならなかった場合は、3億円も運営費を出す必要がないのではないかということ、町村に対する負担、金額も変化してくるというか、変わっていくのではないかということで、そのところを再度確認させてください。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 特別交付税の算定の中で、これは当然赤字であるからということで算定されますので、決算上黒字になっていれば、特別交付税の額が算定されませんので、それでは町村としては特別交付税を財源として支出することにしてありますので、町村からの支出はないということになります。

○議長（古川 稔） ほかに。

（関連の声あり）

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 病院の経営というのは、部門別に採算のとれるところ、あるいは採算のとれないところということなのだろうと思うのですが、経営としては最終的にはトータルで出されるのだというふうに思うのですね。つまり黒字の部分があれば、赤字のほうに補填されて全体の経営を維持するというのが、一つの病院という事業体としての責任あるやり方だというふうに思うのですが、そういう経過を踏んだ上での不採算に対する補填というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 中核医療を担う医療機関ということにある程度限定はされているのですけれど

も、不採算部門が生じる部門につきましては、国の制度として特別交付税で措置をしますと。それは、所在市町村なり、それぞれの関係する町村がその医療機関に対して助成すれば特別交付税として措置をしますという、これ国の制度なものですから、それに合わせて、だから厚生病院だけが対象となるわけではないのですけれども、ほかの病院もなるのですけれども、そういった意味で幕別町が今負担しようとしているのは厚生病院に対して、帯広市はほかの病院に対しても当然その交付税措置を受けて支出をしているところであります。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第73号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第80号、平成26年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第73号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ315万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ35億1,572万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費315万4,000円の追加でございます。

人事院勧告に伴う給与改正や人事異動、時間外勤務手当等に係る人件費の補正であります。

3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金16万7,000円の追加、あわせて6ページになりますが、4款1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金2万6,000円の追加でございます。

いずれも本年度支援金等の確定に伴い追加するものであります。

6款1項1目介護納付金19万3,000円の減額でございます。

本年度の拠出金を減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りをいただきたいと思います。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金315万4,000円の追加でございます。

人件費の追加に伴い、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第74号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、予算の総額をそれぞれ3億6,142万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13ページ、14ページに記載しております「第1表 歳入歳

出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

16 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 18 万円の追加でございます。

人件費の追加でございます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 18 万円の追加でございます。

一般会計からの繰入金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、21 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 76 号、平成 26 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 211 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 23 億 9,766 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22 ページ、23 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

26 ページとなります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 70 万 3,000 円の追加でございます。

人件費の追加でございます。

次に、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 102 万 9,000 円の追加でございます。

27 ページにかけてであります、人件費の補正であります。

2 款保険給付費、6 項 1 目市町村特別給付費 10 万円の追加でございます。

利用者数の増加に伴う給付費の追加であります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、2 目任意事業費 18 万 6,000 円の追加でございます。

対象施設や相談件数の増加に伴う報償費の追加であります。

28 ページになります。

3 目地域包括支援センター運営費 9 万 6,000 円の追加でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

24 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 16 万円の追加でございます。

現年度分の追加であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 32 万 9,000 円の減額でございます。

平成 26 年度の繰越金の確定により、東部 3 町からの負担金を減額するものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金 11 万円の追加、あわせて 25 ページになりますが、6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 5 万 6,000 円の追加でございます。

いずれも地域支援事業に係る国と道の負担割合に応じた追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 150 万 2,000 円の追加でございます。

3 節につきましては、地域支援事業に係る町の負担割合に応じた追加、4 節につきましては、人件費分に係る補正であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 61 万 5,000 円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、34 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第76号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ219万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億8,683万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、35 ページ、36 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

38 ページになります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費219万7,000円の追加でございます。

2 節から4 節につきましては、人件費の補正、11 節につきましては、電気料金の値上げに伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

37 ページとなります。

4 款1 項1 目繰越金219万7,000円の追加でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、43 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第77号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ544万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ11億7,409万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、44 ページ、45 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

47 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費99万円の追加でございます。

2 節から4 節までにつきましては、人件費の補正、27 節につきましては、確定申告に伴う消費税の追加であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費445万2,000円の追加であります。

2 節から48 ページの19 節にまでにつきましては、人件費の補正、23 節につきましては、平成25年度の浄化センター更新工事において生じた機器類等発生物件の売却に伴う国庫補助金の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

46 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金445万2,000円の追加でございます。一般会計からの繰入金であります。

5 款1 項1 目繰越金99万円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、53 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ191万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億8,680万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、54 ページ、55 ページに記載しております「第1表 歳入歳

出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

57 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 191 万 2,000 円の追加でございます。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

56 ページとなります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 191 万 2,000 円の追加でございます。

一般会計からの繰入金であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、62 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 79 号、平成 26 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 52 万 1,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 6,860 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、63 ページ、64 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

66 ページとなります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 52 万 1,000 円の追加でございます。

電気料金の値上げに伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

65 ページとなります。

5 款 1 項 1 目繰越金 52 万 1,000 円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、67 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 80 号、平成 26 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正でございます。

第 1 款水道事業費用、既決予定額 5 億 7,991 万 4,000 円に補正予定額 119 万 9,000 円を追加し、5 億 8,111 万 3,000 円と定めるものであります。

次に、補正予算第 3 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正でございます。

第 1 款資本的支出、既決予定額 4 億 4,443 万 5,000 円に補正予定額 45 万 2,000 円を追加し、4 億 4,488 万 7,000 円と定めるものであります。

なお、資本的収入額は資本的支出額に対し、不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものでありますが、本補正により不足する額は 4 億 2,168 万 7,000 円に、過年度分損益勘定留保資金は、1 億 8,423 万 6,000 円に改めるものであります。

次に、補正予算第 4 条につきましては、第 5 条予算に定める弾力条項の適用ができない経費の額を 3,989 万 3,000 円に改めるものであります。

初めに、収益的支出からご説明申し上げます。

68 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 72 万 7,000 円の追加でございます。

1 節から 5 節までにつきましては、人件費の追加、9 節につきましては、燃料費、18 節につきまし

ては、札内配水池以外の施設に係る電気料の追加、28節につきましては、札内配水池の電気料金に係る企業団への負担金の追加であります。

次に、5目総係費47万2,000円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

69ページとなります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費45万2,000円の追加でございます。

人件費の補正でございます。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第73号、平成26年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第74号、平成26年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第75号、平成26年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第76号、平成26年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第77号、平成26年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第78号、平成26年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第79号、平成26年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第80号、平成26年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月12日から12月18日までの7日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、明12月12日から12月18日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月19日午後2時からであります。

14:03 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成26年第4回幕別町議会定例会
(平成26年12月19日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第22号 「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書
- 日程第3 議案第64号 幕別町いじめ防止対策推進委員会条例
- 日程第4 議案第65号 幕別町修学支援資金条例
- 日程第5 議案第81号 とかち広域消防事務組合の設立について
- 日程第6 議案第82号 東十勝消防事務組合規約の変更について
- 日程第7 議案第83号 東十勝消防事務組合の解散について
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 議案第71号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第9 陳情第20号 「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第21号 「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書
- 日程第11 陳情第22号 「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第11の2 発議第23号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書
- 日程第11の3 発議第24号 安心・安全の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書
- 日程第11の4 発議第25号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書
- 日程第12 陳情第17号 町議会議員の定数削減に関する陳情書
(議会運営委員会報告)
- 日程第13 議案第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第15 閉会中の継続審査の申し出
(総務文教常任委員会)
- 日程第16 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成26年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成26年12月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月19日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子 16 野原恵子 17 増田武夫
- 6 欠席議員
11 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
総 務 部 長 菅野勇次 会 計 管 理 者 田井啓一
経 済 部 長 田村修一 教 育 部 長 森 範康
民 生 部 長 川瀬俊彦 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠 類 総 合 支 所 長 姉崎二三男
総 務 課 長 境谷美智子 地 域 振 興 課 長 原田雅則
札 内 支 所 長 羽磨知成 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
学 校 教 育 課 長 川瀬康彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
12 田口廣之 13 前川雅志 15 中橋友子

議事の経過

(平成26年12月19日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番田口議員、13番前川議員、15番中橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、斉藤喜志雄議会運営委員会委員の逝去による欠員に伴い、委員会条例第7条第2項の規定により、後任の議会運営委員会委員に藤谷謹至議員を議長が指名いたしましたので、ご報告いたします。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野坂正美） 11番芳滝議員より、本日欠席する旨の届け出がございますので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第22号、外形標準課税の適用拡大に反対する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 発議第22号。

平成26年12月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員藤原孟。

賛成者、幕別町議会議員藤谷謹至。

「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「外形標準課税」の適用拡大に反対する要望意見書。

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源の一つとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝地域においても例外ではありません。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なうおそれがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができません。このような増税は景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。したがって増税には断固反対の立場を表明するものです。

よって、法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業にも適用拡大すると、従業員へ

の給与総額などが新たな課税対象となり、中小企業経営と地域経済に大きな打撃を与えます。道内企業数の99.8%、雇用者数で83.3%を占める中小企業に対する賃金課税である外形標準課税の適用拡大に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

平成26年12月19日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣。

以上です。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第64号、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例から日程第7、議案第83号、東十勝消防事務組合の解散についてまでの5議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成26年12月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成26年11月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成26年11月28日（1日間）。

2、審査事件。

議案第64号、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、幕別町いじめ防止基本方針に基づき設置される幕別町いじめ防止対策推進委員会の所掌事項等について質疑が行われ、委員会設置に係る条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

平成26年12月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成26年11月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議

規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 11 月 28 日、12 月 8 日（2 日間）。

2、審査事件。

議案第 65 号、幕別町修学支援資金条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、受給資格及び給付対象者の変更等について質疑が行われ、全部改正する条例について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 26 年 12 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成 26 年 11 月 28 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 11 月 28 日、12 月 8 日（2 日間）。

2、審査事件。

議案第 81 号、とちぎ広域消防事務組合の設立について。

3、審査の経過。

審査に当たっては、広域消防化における消防団の指揮命令系統等について質疑が行われ、とちぎ広域消防事務組合の設立について審査を行った結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 26 年 12 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成 26 年 11 月 28 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 11 月 28 日、12 月 8 日（2 日間）。

2、審査事件。

議案第 82 号、東十勝消防事務組合規約の変更について。

3、審査の経過。

審査に当たっては、組合解散に伴う事務の承継について審査を行った結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 26 年 12 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長前川雅志。

総務文教常任委員会報告書。

平成 26 年 11 月 28 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 11 月 28 日、12 月 8 日（2 日間）。

2、審査事件。

議案第 83 号、東十勝消防事務組合の解散について。

3、審査の経過。

審査に当たっては、消防広域化に伴う組合の解散について審査を行った結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 64 号、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 65 号、幕別町修学支援資金条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、とかち広域消防事務組合の設立についてに対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

これから、討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 共産党議員団を代表いたしまして、議案第 81 号、とかち広域消防事務組合の設立についてに対する反対の討論を行います。

政府は、平成 18 年 6 月「消防組織法」を改定し、自主的な市町村消防の広域化を推進するための「基本指針」を策定し、都道府県に「消防広域化推進計画」の作成を求めました。

国の「基本指針」は広域化の規模として、人口 30 万人以上を目標とするとしていますが、「市町村は、管轄面積の広狭、交通事情などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組み合わせを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある」として、地域の実情を十分に考慮するよう求めております。

道は、平成 20 年 3 月に「広域化推進計画」を作成し、市町村に消防広域化を求めましたが、その後の 5 年間に広域化を実現したのは 2 圏域 4 本部にとどまっています。平成 25 年 12 月の「第 2 次北海道消防広域化推進計画」では、本道での広域化が進まない地域事情として、「広大な本道においては、次のように広域化によってもスケールメリットを見出せない地域もある」といたしまして、①消防本部の管轄面積が全国平均の 3 倍と広大で、消防署所間の距離が大きく、現場への到着までに相当の時間を要するため、初動の出動態勢増強、現場到着時間短縮が見込めない場合がある。②本道においては、本部要員が警防要員を兼務し、専任の指令員等を配置していない消防本部が多いため、広域化を行っても本部要員の警防部門への配置や救急業務等の専任化が困難であり、人的スケールメリットが見込めない場合がある。と、広域化が進まない理由を道みずから明らかにしています。

十勝消防広域化への動きは、平成 16 年から十勝圏広域連携検討会での無線デジタル化とあわせて本部の再編が検討され、自賄い方式解消が最優先の課題であるとしております。

議案第 81 号は「とちかち広域消防事務組合」の設立を求めるものでありますが、道自身が広域化が進まない理由として挙げた問題点や、十勝の関係者が当初から課題としていた「自賄い方式」の解消が可能となる広域化であるかどうかが問われなければなりません。

日本共産党幕別町議員団の反対の理由の第 1 は、余りにも広大過ぎる事務組合になることであります。

十勝の面積は 1 万 831.24 平方キロメートルであり、秋田県、岐阜県と同じであります。巨大となった組織の中で市町村で発生する災害に対して、中央にいる消防局長に指揮命令を一元化することが被害を最小にとどめる有効な体制になるかどうか、大きな問題であります。東日本大震災の経験は、その地域の自治体、消防署、消防団、地域の自主的な防災組織などの地域の消防力が日ごろの訓練と意思疎通を図ることで磨かれ、住民が一丸となって災害に立ち向かった被災地で被害を最小限にすることができたことが伝えられております。本町でも自主防災組織を重視して育て、住民と力を合わせて防災・減災に取り組もうとしておりますが、今回の消防広域化では、消防団は広域化の対象外となっているため、広域消防事務組合との結びつきが薄れ、地域の消防力を弱める結果となることが危惧されると言えます。

現在、「東十勝消防事務組合」は、その広さが 2,115.75 平方キロメートルと既に広大であり、政府の言う広域化を先取りしているとも言え、これ以上の巨大化はかえって弊害となるものと考えます。

第 2 は、「自賄い方式」の解消の見込みのない広域化に大義がないということでもあります。「自賄い方式」の解消は、当初から最優先の課題だとされており、それが解消されない広域化にどれほどの意義があるというのか。長期間検討してきたにもかかわらず、十勝圏広域消防運営計画では、「『自賄い方式』の解消については、広域化後も検討を継続し、段階的な解消を目指す」としています。がしかし、解消できる保証はありません。昭和 45 年に設立された東十勝消防事務組合がいまだに「自賄い方式」をとっていることを見れば明らかであります。

反対の第 3 は、現場到着時間短縮のためとして、直近の支署からの出動態勢が定められ、広域化のメリットとされておりますが、例えば十勝川温泉地域を札内支署のエリアにする場合、救急車が温泉街に出動すれば、人口の多い札内地域の要請には応えられません。救急車の増車が必要になるというようなこともあり得ますが、「自賄い方式」が解消されなければ、誰が財源を負担するのかが問題になるでしょう。

現在でも幕別町はホテルの火災の場合に、帯広市との間ではしご車の出動のための協定が結ばれていると聞きますが、緊急時のために市町村間で協定を結び、協力関係を構築して助け合うことで、緊急事態に対処することが可能となります。

したがって、現場到着時間短縮のために直近の支署からの出動を広域化の専らのメリットにするには説得力がありません。

第 4 に、消防職員は地域の地理、住民の家族構成、高齢者や要支援者の有無などに精通していることが必須条件であります。したがって、スキルアップのためなどとする消防署所管の人事異動が、緊

急出動や防災・減災の妨げになることが危惧されるところであります。

以上の理由から、無線のデジタル化と一体で進められてきた消防の広域化は、以前から提言しておりますように、デジタル化とは切り離して考えるべきであり、これ以上の広域化は弊害ばかりで、メリットはありません。

よって、議案第 81 号、とちち広域消防事務組合の設立については、同意することはできません。

以上をもって、反対の討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 議案第 81 号、とちち広域消防事務組合の設立について、私は、委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

幕別消防署を初め、市町村の消防は厳しい地方財政の中、それぞれの地域の実情に応じて限られた人員のもと、消防団との連携を図り、日夜消防業務に精励されております。

しかしながら、近年の大規模地震の発生を初め、局地的豪雨や大型台風などの自然災害が毎年のように発生する中、加えて高齢化の進展により、救急・救助のための出動回数が増加するなど、自治体の人口が減少していく将来にあつては、小規模な消防組織では必ずしも効果的に対処できないのではないかと懸念も示されております。

こうしたことから、住民の生命や財産を守るという消防の責務を十分に果たしていくためには、今まで以上に効率的かつ効果的な消防体制の充実強化が急務であり、国では消防体制の整備と確立を図るため、消防組織法を改正し、消防の広域化を推進してまいりました。

北海道においても、十勝圏を初め、7 地域を広域化重点地域に指定した「北海道消防広域化推進計画」を策定し、広域化を推進しております。管内 19 市町村は、こうした動きに先行して消防の広域化に向けた調査・研究を行い、平成 21 年 4 月には十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、これまでに市町村長会議を初め、副市町村長会議、課長会議、署長会議などで具体的な検討が重ねられてまいりました。これらの長い期間の協議を経て「十勝圏広域消防運営計画」が本年 3 月に策定され、このたび平成 28 年 4 月から消防業務を共同化すると提案に至ったものと理解しております。

この運営計画の中では、広域化により行財政上のさまざまなスケールメリットを享受できることが見込まれております。

一つには、直近署所からの出動により現場到着時間が短縮されることによって、住民サービスの向上が図られること、本町においては、これまで札内支署の管轄でありました古舞・栄地区は帯広市消防署大正出張所からの出動となり、最大 13 分の短縮が図られるなど、町内 4 地域において出動区域の見直しが行われております。

二つ目には、指揮命令系統を一元化するとともに、高機能指令センターを広域で整備することにより、災害時の初動態勢の強化や効果的な部隊運用が図られること。

三つ目には、組織の統合や指令業務の一元化によって、人件費や関係経費の節減が図られるとともに、消防救急デジタル無線の効率的な整備によって整備費や補修費用の軽減が図られることが挙げられております。

さらには、出動回数の最も多い救急業務に当たっては、火災出動と同様に高機能指令センターの整備によって迅速かつ効率的な現場の特定や出動部隊の編成、出動指令が可能となり、現場への到着時間の短縮が図られることとなり、地域住民にとっては最も大きなメリットであると考えられるところでもあります。

加えて、現在の署所の配置は現行のまま引き継がれ、消防職員も広域消防組合の職員として継続して任用されることが基本とされております。

また、地域に密着した火災時の災害活動を行っている消防団は、東十勝消防事務組合の解散により、今後は町に位置づけられることとなりますが、組織体制や役割に変更はなく、共同化の対象から除かれております。

以上申し上げましたように、十勝広域消防事務組合の設立は、消防が今後とも地域住民の生命や財産を守る責務を全うするためには必要不可欠であり、本町も管内他市町村と足並みをそろえ、広域化を推進することにより、十勝全体の消防力の充実強化につながるものと確信しております。

よって、私は、委員長の報告のとおり可とすることについて賛成するものであります。

以上申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 81 号、とかち広域消防事務組合の設立についてに対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 82 号、東十勝消防事務組合規約の変更についてに対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 83 号、東十勝消防事務組合の解散についてに対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 71 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、藤原孟議員。

○7 番（藤原 孟） 平成 26 年 12 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長藤原孟。

産業建設常任委員会報告書。

平成 26 年 11 月 28 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成26年12月10日（1日間）。

2、審査事件。

議案第71号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

3、審査の経過。

審査に当たっては、水道事業における今後の収支等を確認し、料金改定について審査を行った結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とするものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第71号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する委員長報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、陳情第20号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書から日程第11、陳情第22号、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の採択を求める陳情書の3議件を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成26年12月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長谷口和弥。

民生常任委員会報告書。

平成26年11月28日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成26年12月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第20号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活するなど、年金は老後の生活保障の柱となっている中、政府は閣議決定した「日本再興戦略」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。GPIFには被保険者の意思が反映で

きるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

以上の趣旨に基づき、意見書を関係行政庁に提出するよう求めるものです。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成 26 年 12 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長谷口和弥。

民生常任委員会報告書。

平成 26 年 11 月 28 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 12 月 11 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 21 号、「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書。

3、陳情の趣旨。

平成 26 年に成立した「医療介護総合法」は、医療費抑制のための病床・病院を削減し、地域に追い出された患者の受け皿は地方自治体と住民の自助、共助でというものです。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」変容させることなどが盛り込まれています。厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。

また、医療・介護の現場における多くの看護職員が「仕事がきつく、やめたい」と考えていることや、介護職員にあっては採用後 1 年未満の離職率が 4 割に及ぶなどの調査結果が出ており、医療・介護の崩壊を食いとめ、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善、あわせて診療報酬・介護報酬の改善が急務です。

以上の趣旨から意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成 26 年 12 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長谷口和弥。

民生常任委員会報告書。

平成 26 年 11 月 28 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 26 年 12 月 11 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 22 号、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

平成 26 年 6 月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合法）が可決され、要支援者の訪問介護、通所介護の介護予防給付からの切り離しなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしていますが、これまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員のサービスを継続して受けられるよう要望するものです。

また、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。特に広大な過疎地を有する北海道では、看護師など専門職の確保は困難になってきており、あわせて必要な処遇改善と国の支援を強く要望するものです。

以上の趣旨から、誰もが必要な介護サービスを受けられるように介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備に必要な財源を自治体に支援する必要があることから意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 20 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 21 号、「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」の採択をもとめる陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 22 号、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」の採択を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14：40 休憩

14：42 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（古川 稔） ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 11 の 2、発議第 23 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」から日程第 11 の 4、発議第 25 号、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」までの 3 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 23 号、「年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 24 号、「安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第 25 号、「必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第 12、陳情第 17 号、町議会議員の定数削減に関する陳情書を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 平成26年12月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

議会運営委員長牧野茂敏。

議会運営委員会報告書。

平成26年9月3日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

9月9日、9月18日、11月20日、12月11日（4日間）。

2、審査事件。

陳情第17号、町議会議員の定数削減に関する陳情書。

3、陳情の趣旨。

平成26年度の普通交付税は大幅に削減され、今後においても財政運営の厳しさは、さらに増大するものと思われま。

そうした中、帯広市が議員定数を32名から29名へ、音更町が22名から20名へ、浦幌町が13名から11名へ、池田町が13名から12名へと、4市町で定数削減を決定しています。

本町は、負債額が172億円もあり、その上、高度成長期に建設した公共施設の更新期に来ており、今後相当の予算が必要となります。

よって、平成27年4月改選期から、議員定数を2名削減するよう陳情するものです。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決により結論を見た。

5、審査の結果。

「不採択」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第17号、町議会議員の定数削減に関する陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

したがって、会議規則第81条第1項の規定により、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり「採択」とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

日程第13、議案第84号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第84号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、現固定資産評価審査委員会委員であります姉崎秀男氏が平成27年2月5日をもって任期満了となりますことから、地方税法第423条第3項の規定により、後任の委員の選任

につきまして、議会の同意を求めるものであります。

姉崎委員の8期、22年11カ月のご功勞に対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、忠類元忠類にて農業を営んでおられます東口政秋氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の17ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひます。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第14、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただききたいと思ひます。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成26年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14 : 54 閉会